

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 05 R 12
提出年月日	令和 4 年 11 月 21 日

設工認に係る補足説明資料

工事工程等を踏まえた分割申請計画 (分割申請数、申請予定期、分割の理由)

(前回資料からの主な変更点等)

2022年11月16日のヒアリングを踏まえ、資料の修正を行った。前回資料(2022年11月8日提出版:R11)からの主な変更点を以下に示す。

- ・本文:「4.2 再処理施設の施設変更設工認及び建設設工認とは別の設工認」別設工認それぞれの変更申請における扱いを明確化
- ・上記内容を図-3、4へ反映
- ・添付-1:第21条、第28条のマトリクス表の見直し
- ・添付-1 別表1:「○」、「△」、「□」、「-」の考え方の見直し

目 次

1. 概要	1
2. 設工認申請等に係る全体像	1
2. 1 既に許可を得ている新規制基準を受けた事業変更許可申請に基づく設工認	1
2. 2 施設変更設工認及び建設設工認とは別に認可を受けた設工認 ..	3
2. 3 新規制基準を受けた事業変更許可以降の事業変更許可申請を受けた設工認	4
3. 分割申請計画の成立性の確認	5
4. 分割申請計画（分割申請数、申請書ごとの申請内容）	6
4. 1 再処理施設	6
4. 2 再処理施設の施設変更設工認及び建設設工認とは別の設工認 ..	10
4. 3 M O X 燃料加工施設	11
5. 核物質防護、保障措置の設備と設工認申請の関連について	17

添付－1 各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）

添付－2 各申請書における適合性説明対象条文（M O X 燃料加工施設）

添付－3 申請対象設備と申請書の関係図（M O X 燃料加工建屋）

参考－1 再処理施設の設工認に係る設備区分

参考－2 M O X 燃料加工施設の設工認に係る設備区分

1. 概要

- 本資料は、再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設における新規制基準を受けた設工認等の全体計画について補足説明を行うものである。
- 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設の新規制基準を受けた事業変更許可申請に加え、再処理施設、廃棄物管理施設については、再処理施設の低レベル廃棄物貯蔵設備の廃棄物管理施設との共用に係る事業変更許可申請、再処理施設については有毒ガスの対応に係る事業変更許可申請の許可を受けた状況である。
- 上記の事業変更許可申請に基づく、再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設における設工認等の全体計画を示す。
- 既に許可を得ている事業変更許可申請に基づく新規制基準を受けた設工認申請については、申請対象設備が多いことなどの理由から再処理施設及びMOX燃料加工施設は分割して申請することを計画しており、以下の補足説明資料を踏まえ、分割申請数、申請書ごとの申請内容、申請予定期、分割の理由などを明確にする。また、廃棄物管理施設は、一括で申請する。
 - 共通01：1項申請と2項申請の区分
 - 共通02：事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化
 - 共通03：(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化
 - 共通04：設工認の申請計画の考え方

2. 設工認申請等に係る全体像

- ### 2. 1 既に許可を得ている新規制基準を受けた事業変更許可申請に基づく設工認
- #### (1) 再処理施設
- 既に許可を受けている事業変更許可申請に基づき設工認変更申請を行う。
 - 「共通01 1項申請と2項申請の区分」に示したように変更する施設には、使用前検査で合格証を受領しているしゅん工施設（使用済燃料の受け入れおよび貯蔵に係る施設）と試験運転中の未しゅん工施設（再処理設備本体等に係る施設）があることから、それぞれを1項変更、2項変更として申請する。
 - また、再処理施設については、設備が多いこと、建設工程、設計進捗

を踏まえると一括での申請が難しいことから、分割して申請を行う。

- 分割の単位等については、「共通 02 事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化」、「共通 03 (技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」で明確にした変更事項及び「共通 04 設工認の申請計画の考え方」で明確にした分割して申請する場合に考慮すべき事項を踏まえ、分割する各申請書で技術基準適合性が説明可能なことを前提として大きく 2 つのグループに分けて申請を行う。
- 最初の申請については、新規制基準を受けた初回の設工認申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるよう申請自体をコンパクトにし、それ以降の申請については、建設工程、設計進捗を踏まえて申請対象を設定する。最初の設工認の申請対象は、安全冷却水 B 冷却塔等とする。
- また、第 2 グループの申請対象設備は、第 1 グループの審査における指摘事項等を反映して纏めて申請を行う。
- なお、再処理施設の分割申請計画は、第 1 回設工認の審査期間中に設計が進捗したこと等を踏まえ、当初申請時から見直しを行ったため、変更の概要を図－2 に示す。

(2) 廃棄物管理施設

- 既に許可を受けている事業変更許可申請に基づき設工認変更申請を行う。
- 設工認は、再処理施設と同様に新規制基準を受けた変更に係る事項を申請することとし、しゅん工時期を考慮し、再処理施設の新規制基準を受けた設工認の第 1 グループの認可を得た後に、第 1 グループの審査における指摘事項等を反映した設工認を再処理施設の第 2 グループと同じタイミングに一括で申請する。
- なお、廃棄物管理施設の分割申請計画は、設計進捗及び再処理施設の分割申請計画の見直しを踏まえ、当初申請時から見直しを行ったため、変更の概要を図－2 に示す。

(3) MOX 燃料加工施設

- 再処理施設と同様に既に許可を受けている事業変更許可申請に基づき設工認変更申請を行う。「共通 01 1 項申請と 2 項申請の区分」に示したように既設工認で申請済みの設備と未申請の設備があることから、2 項変更と 1 項新規に係る設工認申請を行う。

- また、M O X 燃料加工施設は、建設工事の段階であることから、建設工事の工程を考慮して 4 つのグループに分割して申請を行う。
- 最初の申請については、新規制基準を受けた初回の設工認申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるよう申請自体をコンパクトにし、それ以降の申請については、建設工程、設計進捗を踏まえて申請対象を設定する。最初の設工認の申請対象は、燃料加工建屋とする。
- それ以降の申請については、天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要のある大型機器等の工事工程を踏まえて優先的に申請すべき事項から順に申請を行う。

2. 2 施設変更設工認及び建設設工認とは別に認可を受けた設工認

- 「共通 0 1 1 項申請と 2 項申請の区分」に示したとおり 2. 1 (1) の建設設工認とは別の設工認申請（別設工認）として認可され、工事中の施設がある。
 - ✓ 第 2 ユーティリティ建屋 (GC2) に係る施設（既設の受電開閉設備から増設施設である M O X 燃料加工建屋等に電源を供給するための電気設備及び付随する設備（冷却水設備）の設置工事。また、事業変更許可申請で給電先に緊急時対策所を追加。なお、工事の概要を図－3 に示す。）
 - ✓ 海洋放出管の切り離し工事（「使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設」からの海洋放出を、「再処理設備本体等に係る施設」から海洋放出する系統構成に切り替えるため、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋及びピット (R-1) 内の配管の一部撤去及び閉止措置等を実施する工事。なお、工事の概要を図－4 に示す。）
 - ✓ 第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟に係る施設
 - ✓ 製品貯蔵容器等の追加製作
- 上記のうち、「第 2 ユーティリティ建屋 (GC2) に係る施設」については、建設設工認の緊急時対策建屋への給電経路となることから、建設設工認の緊急時対策建屋と関連して技術基準への適合性を説明する必要があること、「海洋放出管の切り離し工事」については、施設変更設工認及び建設設工認の海洋放出系の一部に対する改造工事であることから、施設変更設工認及び建設設工認の海洋放出管理系と関連して技術基準への適合性を説明する必要があることから、再処理施設のしゅん工までに工事等が必要な事項であること及び未しゅん工施設（工事中）であることを踏まえ、2. 1 (1) の申請とは別申請とするが、申請時期は 2. 1 (1) に合わせることとする。
- また、上記のうち、「第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟に係る施設」につ

いては、事業変更許可申請書の工事計画において再処理施設のしゅん工後3年以内に設置するとしており、再処理施設のしゅん工に必須な事項ではないため、今回の設工認申請とは切り離して必要な時期に別途変更申請を行う。

- 製品貯蔵容器等の追加製作については、製品貯蔵容器等の設工認申請を段階的に行う計画であり、再処理施設のしゅん工に必要な製品貯蔵容器等の検査等は既に完了していることから、追加製作に係る設工認は再処理施設のしゅん工に必須な事項ではないため、今回の設工認申請とは切り離して必要な時期に別途変更申請を行う。
- また、上記以外に事業変更許可申請書の工事計画において、MOX燃料加工施設のしゅん工までに設置するとしている「ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋－燃料加工建屋間洞道の接続工事」の申請が必要となるが、これについては「2.4 上記以外の設工認」に示す。

2.3 新規制基準を受けた事業変更許可以降の事業変更許可申請を受けた設工認

- (1) 有毒ガスに係る対応
 - 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の改正及び「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」の施行に伴い、有毒ガス防護に係る設計方針及び対応方針について、事業変更許可申請を行っている。
 - 上記申請の許可を得た後、2.1(1)の内容に反映し、新規制基準を受けた設工認として申請を行う。
- (2) 再処理施設の低レベル廃棄物貯蔵施設の廃棄物管理施設との共用
 - 廃棄物管理施設から発生する放射性固体廃棄物について、同じ事業所内にある再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部を共用し、保管廃棄するための事業変更許可申請を行っている。
 - 上記申請の許可を得た後、2.1(1)、(2)の内容に反映し、新規制基準を受けた設工認として申請を行う。

2.4 上記以外の設工認

- 「共通04 設工認の申請計画の考え方」に示したとおり、再処理施設とMOX燃料加工施設を繋ぐ洞道については、最終的な状態は再処理施設とMOX燃料加工施設が繋がった状態（再処理施設側の建屋の壁の一部を撤去する工事が最終工事）であるが、再処理施設のしゅん工時にはMOX燃料加工施設は工事中であり、洞道の再処理側の接続箇所は塞がった状態で再処理施設はしゅん工する。このため、MOX燃料加工施設側の工事が進捗し、洞道が接続可能となった段階で、再処理施設側の壁の一部を撤去して洞道を接続するための工事に係る設工認として、今回の新規制基準を受けた設工認とは別に設工認申請を

行う。

- 上記のことを再処理施設の工事計画において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設の取合いに係る設備は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設のしゅん工までに設置するとしている。
- 2. 1～2. 4までの設工認等の申請全体像を図-1に示す。

3. 分割申請計画の成立性の確認

- 「2. 1 既に許可を得ている新規制基準を受けた事業変更許可申請に基づく設工認」(1) 再処理施設、(3) MOX燃料加工施設の申請については、設備数が多いこと、建設工程、設計進捗を踏まえると一括での申請が難しいことから、分割して申請を行うこととし、再処理施設については大きく2つのグループに、MOX燃料加工施設については大きく4つのグループに分けて申請することとしている。
- これらの分割は、2. 1項にも示したとおり、分割して申請する各申請書で技術基準適合性が説明可能なことが前提であることから、「共通00 共通的な補足説明について」において技術基準規則の各条文への展開として作成するとした補足説明資料番号00(条文ごとに作成)の別紙2、3により、分割申請の成立性を確認する。
- 具体的には、別紙2において、基本設計方針ごとに要求種別及び各申請書で対象となる申請対象設備を、別紙3で添付書類について各申請書の申請内容を明確にする。
- また、別紙2で要求種別が機能要求②に該当する系統、設備で系統によって機能を達成するものに対して、構成する機器、対象となる配管の範囲等を共通09の設備抽出で明確にする。
- これにより申請書ごとの申請対象設備と技術基準への適合性の説明が必要な条文が整理される。これを設備リストに反映することにより、設工認可申請対象設備の網羅性、分割申請の各申請書での申請対象の明確化を図ることが可能となる。
- また、一つの系統、設備(申請対象設備)が複数の申請書に跨って申請される場合は、共通04の考え方に基づき添付書類での示し方を別紙3で明確にすることにより、分割申請の各申請書で対象となる設備や技術基準適合性を説明する対象条文、分割申請における説明方針が整理され、分割申請計画の成立性が確認できる。
- 一方、再処理施設のように、新規制基準で変更された要求事項に対して設工認申請する場合は、別紙2で基本設計方針と要求種別、申請対象となる系統、設備を明確にする際に、基本設計方針ごとに変更事項に該当するか否かを併せて明確にし、今回の設工認における申請対象範囲を示

す必要がある。

- 再処理施設の場合は、機能要求に係る部分に変更がなく、評価要求に係る部分のみが申請対象となる場合があるが、この場合も一つの系統、設備（申請対象設備）が複数の申請書に跨って申請する際は、共通04の考え方に基づき添付書類での示し方を別紙3で明確にするとともに、共通09の設備抽出において、申請書ごとの配管等の範囲を明確にする。
- さらに、再処理施設の場合、対象となる設備数が多いために、別紙2に全ての設備を示すことが難しく、さらには、別紙2で示した系統、設備の名称と共通09で設備抽出をする対象が同一にならない場合もあることから、別紙2の基本設計方針の申請対象設備と設備抽出対象とした系統等を紐づけし、網羅性を明確にする。

4. 分割申請計画（分割申請数、申請書ごとの申請内容）

- 「3. 分割申請計画の成立性の確認」により確認した結果を本項の分割申請計画として示すが、現状は別紙を作成中であり、これらの作業結果を最終的に反映して、本項を修正する。
- 「2. 1 既に許可を得ている新規制基準を受けた事業変更許可申請に基づく設工認」(1) 及び(3)に示した再処理施設、MOX燃料加工施設に係る設工認の分割申請計画を以下に示す。

4. 1 再処理施設

- 「共通01 1項申請と2項申請の区分」に示したとおり、新規制基準を受けて変更が必要となる再処理施設の設工認には、建設設工認として認可を受けた申請及び建設設工認とは別に認可を得ている「第2ユーティリティ建屋に係る施設」及び「海洋放出管切り離し工事」がある。
- このうち、施設変更設工認及び建設設工認の申請については、「共通04 設工認の申請計画の考え方」で示した分割申請において配慮すべき事項等を踏まえ、再処理施設の施設変更設工認及び建設設工認の変更申請として申請時期を、申請対象を限定した申請とそれ以外の申請の大きく2つの時期（第1グループ、第2グループ）に分けて申請する。
- 上記申請については、「共通01 1項申請と2項申請の区分」で展開したように申請する設備の施設区分（しゅん工施設、未しゅん工施設）を踏まえ、1項変更と2項変更の申請を行う。
- また、建設設工認とは別に認可を得ている別設工認「第2ユーティリ

ティ建屋に係る施設」及び「海洋放出管切り離し工事」については、再処理施設のしゅん工に係る設備であることから、施設変更設工認及び建設設工認のうち、関係する設備の変更申請に併せて2項変更の申請を行う。

表1：再処理施設の全体申請計画

		第1グループ	第2グループ
施設 変更 設工 認	1 項 変更	—	・第1回申請 (重大事故等対処設備、低レベル廃棄物貯蔵設備の共用、廃棄物管理施設の共用、制御室、火災防護設備、溢水防護設備等)
建設 設工 認	2 項 変更	・第1回申請 (安全冷却水B冷却塔等)	・第2回申請 (重大事故等対処設備、廃棄物管理施設の共用、低レベル廃棄物貯蔵設備の共用、火災防護設備、溢水防護設備、緊急時対策所等)
別 設 工 認	2 項 変更	—	・第2ユーティリティ建屋に係る施設 ・海洋放出管切り離し工事

(1) 第1グループ

- 新規制基準を受けた最初の設工認申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるよう申請対象設備を安全冷却水B冷却塔、飛来物防護ネット、冷却水配管（一部）及び火災感知器（一部）を申請対象とし、申請自体をコンパクトにした。
- 申請対象となる安全冷却水B冷却塔等は、未しゅん工施設に該当することから、2項変更として申請する。
- また、技術基準適合の説明対象としては、以下のとおりとする。
 - 安全冷却水B冷却塔等の設備の設計に直接関係する事項
 - 人の不法な侵入等の防止等の設備に直接関係しない共通的な条文に係る事項

(2) 第2グループ

- 第2グループは、第1グループ以外の重大事故等対処設備、廃棄物管理施設の共用、低レベル廃棄物貯蔵設備の共用、制御室、緊急時対策

所、火災防護設備、溢水防護設備、緊急時対策所等を申請する。

- 「共通 04 設工認の申請計画の考え方」に示した考え方を踏まえ、技術基準適合性を考慮した第2グループの申請における申請書と申請設備の関係は、表2の通り。
- なお、廃棄物管理施設の低レベル廃棄物保管容量については、新規制基準を受けた事業変更許可申請時の受入計画（下記参照）を想定し、低レベル廃棄物の発生予想量と低レベル廃棄物の保管実績を踏まえると廃棄物管理施設の低レベル廃棄物の保管容量が早期に逼迫する可能性があった。

<新規制基準を受けた事業変更許可申請時>

□、変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年

内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入れ量

(単位：本)

年 度 種 類 \	令和 2	3	4	5	6	7
ガラス固化体	0	124	124	124	0	0

- そのため、再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄エリアを共用する事業変更許可申請を行うとともに、許可を受けた後の設工認申請を当初申請時は再処理施設の第2グループの時期に「再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備と廃棄物管理施設の共用」を別に申請し、認可を得ることにより早期に再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄エリアの共用を開始する計画とした。
- また、上記設工認と同時期に、廃棄物管理施設に係る設工認のうち、「低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄エリアの再処理施設との共用」のみを優先して認可を得ることができるように別に設工認申請する計画としていた。
- 廃棄物管理施設における低レベル廃棄物の発生は、ほとんどがガラス固化体の受入に伴うものであり、この受入により低レベル廃棄物の発生量が影響を受ける。
- 再処理施設の低レベル固体廃棄物貯蔵設備と廃棄物管理施設を共用する事業変更許可申請においては、受入予定の計画を見直し、下表のとおり「未定」としており、これを踏まえると当面のガラス固化体の受入に伴う低レベル廃棄物の発生量は当初申請時より少なく見込まれる。

<廃棄物貯蔵施設の保管廃棄エリアを共用する事業変更許可申請>

□、変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年

内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入量

(単位:本)

年 度 種 類	合 計	4	5	6	7	8	9
	ガラス固化体	0	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 放射性廃棄物の予定受入量は、特定期間(福井県原子炉設置者からの通知に基づく)。

- これらを踏まえ、「再処理施設における低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄エリアの廃棄物管理施設との共用」に係る設工認については、新規制基準を受けた再処理施設の別の設工認と纏めて申請を行うこととし、廃棄物管理施設についても「低レベル固体廃棄物貯蔵設備の保管廃棄エリアの再処理施設との共用」に係る設工認と新規制基準を受けた廃棄物管理施設の別の設工認を纏めて申請を行う計画に変更することとした。

表2：第2グループで申請する主な設備

項目／申請区分	1項変更 第1回申請	2項変更 第2回申請
申請対象設備	<p>➤ 使用済燃料の受入れ施設、 使用済燃料の貯蔵施設</p> <p>➤ 計測制御系統施設</p> <p>➤ 気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>➤ 放射線管理施設</p> <p>➤ 電気設備、圧縮空気設備、冷却水設備、蒸気供給設備、分析設備、火災防護設備、溢水防護設備、竜巻防護対策設備等</p> <p>※火災影響評価、溢水影響評価についても申請する。</p>	<p>➤ 溶解施設、分離施設、精製施設、脱硝施設、酸及び溶媒の回収施設</p> <p>➤ 製品貯蔵施設</p> <p>➤ 計測制御系統施設</p> <p>➤ 気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄施設、固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>➤ 放射線管理施設</p> <p>➤ 電気設備、給水処理設備、冷却水設備、蒸気供給設備、分析設備、火災防護設備、竜巻防護対策設備、溢水防護設備、放出抑制設備、緊急時対策所、通信連絡設備等</p> <p>※火災影響評価、溢水影響評価についても申請する。</p>

- 上述の申請対象設備に対して説明する技術基準適合性の対象を添付-1に示す。
- 1項変更申請において、2項変更申請と共通する基本設計方針等は、2項変更申請を呼び込む形とする。なお、基本設計方針の第2章 個別項目のうち、1項変更申請のみに関連するものについては、1項変更申請に記載する。

(3) 設計及び工事の計画の全部を一時に申請することができない理由

- 施設変更設工認及び建設設工認に係る新規制基準を受けた設工認申請は、2項変更申請が2申請、1項変更申請が1申請の合計3申請書による申請となる。
- 今回実施する設計及び工事の計画の申請は、再処理の事業の変更の許可を受けた事業変更許可申請書における新規制基準への適合及びその他設計変更に係る再処理施設の変更であり、設計進捗を考慮し、設計及び工事の計画を分割して申請する。

4. 2 再処理施設の施設変更設工認及び建設設工認とは別の設工認

(1) 第2ユーティリティ建屋に係る施設

- 第2ユーティリティ建屋に係る施設は、建設設工認の緊急時対策建屋への給電経路であることから、建設設工認の緊急時対策建屋の申請に併せて申請する。
- 第2ユーティリティ建屋に係る施設は、主に重大事故等の対処に用いる設備となることによる重大事故関連条文への適合性説明の追加、外部衝撃、安全機能を有する施設等の追加・変更条文への適合性説明の追加（施設共通 基本設計方針の追加）、工事の方法の追加、系統図（単線結線図）に負荷として緊急時対策建屋を追加等が必要となる。
また、第2ユーティリティ建屋に係る施設は、電気設備の系統の一部であり、その他の電気設備の大部分が建設設工認の2項変更申請の対象となることを踏まえ、基本設計方針（第2章 個別項目 7.1.1 電気設備）は、第2ユーティリティ建屋に係る施設の範囲も含めて、建設設工認の2項変更申請で記載する。
- 建設設工認と共に基本設計方針等は、建設設工認の2項変更申請の記載を呼び込む形とする。

表3：施設変更設工認及び建設設工認とは別に申請する設工認①

項目／申請区分	1項変更申請	2項変更申請
申請対象設備	—	▶ 電気設備、冷却水設備

- また、上述の申請対象設備に対して説明する技術基準適合性の対象を添付-1に示す。

(2) 海洋放出管切り離し工事

- 海洋放出管の切り離し工事は、建設設工認の海洋放出管理系の一部であることから、施設変更設工認及び建設設工認の海洋放出管理系の申請に併せて申請する。

- 海洋放出管の切り離し工事は、外部衝撃、安全機能を有する施設等の追加・変更条文への適合性説明の追加（施設共通 基本設計方針の追加）、工事の方法の追加等が必要となる。また、本工事は海洋放出管理系の一部であり、系統の大部分が建設設工認の2項変更申請の対象となることを踏まえ、基本設計方針（第2章 5.2 液体廃棄物の廃棄施設）は、本工事の範囲も含めて、建設設工認の2項変更申請で記載する。
- 建設設工認と共に基本設計方針等は、建設設工認の2項変更申請の記載を呼び込む形とする。

表4：施設変更設工認及び建設設工認とは別に申請する設工認②

項目／申請区分	1項変更申請	2項変更申請
申請対象設備	—	▶ 海洋放出管理系

- また、上述の申請対象設備に対して説明する技術基準適合性の対象を添付-1に示す。

4.3 MOX燃料加工施設

- MOX燃料加工施設の設工認は、本施設が建設工事の段階であること及び建設工事に時間を要することを踏まえ、建設工事の工程を考慮し、段階的に工事を実施することが効率的であるため、工事の工程に合わせるとともに、「共通04 設工認の申請計画の考え方」で示した分割申請において配慮すべき事項等を踏まえ、申請範囲を大きく4つの時期（第1グループ～第4グループ）に分けて申請する。
- また、「共通01 1項申請と2項申請の区分」で展開したように申請する設備の設工認実績を踏まえ、1項新規と2項変更に区分することで、計7申請に分割して申請を行う。

(1) 第1グループ (2項変更①)

- 第1回申請は、上述のように新規制基準を受けた設工認の最初の申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるよう申請対象設備を燃料加工建屋に限定し、申請自体をコンパクトにした。
- 申請対象となる燃料加工建屋は、新規制基準施行以前に設工認を受けていることから、2項変更として申請する。
- また、技術基準適合の説明対象としては、燃料加工建屋の設計に關係する事項とし、さらに「共通04 設工認の申請計画の考え方」で初回に申請するとした事項とする。

(2) 第2グループ

- MOX燃料加工建屋は、建設工事の段階であることから、今回の設工認は、建設工事の工程を考慮して申請を行うことを計画している。そのため、第2グループの申請については、天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要のある大型機器等の工事工程を踏まえて優先的に申請が必要とした設備を申請対象設備とともに、それらの設備の技術基準適合性説明を考慮して同時に申請する必要のある設備を組み合わせたものとする。
- 「共通04 設工認の申請計画の考え方」に示した考え方を踏まえ、技術基準適合性を考慮した第2グループの申請における申請書と申請設備の関係は、以下の通り。

表5：第2グループで申請する主な設備

項目／申請区分	1項新規①	2項変更②
天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要のある大型機器等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 集合体組立（マガジン編成、燃料集合体組立、リフタ、スケルトン組立装置、燃料集合体洗浄装置、燃料集合体貯蔵チャンネル等） ➢ 梱包・出荷（容器移載、貯蔵梱包クレーン、輸送用容器等） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 液体廃棄物廃棄設備のろ過装置、吸着処理装置、オープンポートボックス等 ➢ 気体廃棄物の廃棄施設 グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備の排風機・ダクト・ダンパ等 ➢ 消火設備（グローブボックス消火設備、窒素消火、二酸化炭素消火設備）非管理区域換気空調等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 貯蔵（原料MOX粉末缶一時保管等） ➢ GB消火（GB消火装置選択弁ユニット） ➢ 窒素消火（窒素消火装置選択弁ユニット） ➢ 冷却水設備等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 燃料加工（スタック編成装置、スタック乾燥装置、燃料棒移載装置、燃料棒収容装置、燃料棒貯蔵棚、外観寸法検査等） ➢ 梱包・出荷（組立クレーン等） ➢ 圧縮空気設備等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 粉末調整（一時保管ピット、粉末一時保管、スクラップ貯蔵、ペレット一時保管、製品ペレット一時保管等） ➢ 貯蔵容器搬送用洞道（共用）等
他の設備の設置に關係して優先して設置が必要な設備		
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 分析（分析フード、分析済液中和固 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ペレット加工（ペレット保

	液分離グローブボックス、放射能濃度分析グローブボックス等) ▷ 原料受入（ウラン粉末缶出入庫、ウラン貯蔵棚、ラン粉末払出装置等） ▷ 容器(U85)、容器(CS・RS 回収ポット) 等	管容器搬送、回収粉末容器搬送等) ▷ 容器(J60)、容器(5缶バスケット)等
--	---	--

- 上述の申請対象設備に対して説明する技術基準適合性の対象を添付一2に示す。
- 上記申請対象設備は、大部分が1項新規申請の対象であり、基本設計方針等で1項新規申請、2項変更申請の両方に該当する場合には、1項新規申請に記載を行い、2項変更申請は1項新規申請の記載を呼び込む形とする。
- また、「共通04 設工認の申請計画の考え方」に示した考え方を踏まえた技術適合性の説明に係る事例を以下に示す。

【分割申請における技術基準適合説明性の考慮】

<複数の設備、機器を組み合わせて適合性説明が必要な事項>

- ✓ 閉じ込め（負圧、面速）：分析フード、液体廃棄物の廃棄設備 オープンポートボックス等とグローブボックス排気設備によるオープンポートボックス等の面速維持、グローブボックスの負圧維持
- ✓ 消火性能：グローブボックス、グローブボックス消火設備とグローブボックス排気設備による消火性能

<適合性説明の観点で類似する事項>

- ✓ 外部衝撃：気体廃棄物廃棄施設、給気設備、非管理区域換気空調

(3) 第3グループ

- 第3グループの申請については、MOX燃料加工施設の建設工事の工程で考慮する必要のある設備で、かつ新規制基準を受けて新たに設計するもので設計に時間を要する設備及びそれらの設備の技術基準適合性説明を考慮して同時に申請したほうが良い設備を組み合わせたものとする。
- 「共通04 設工認の申請計画の考え方」に示した考え方を踏まえ、技術基準適合性を考慮した第3グループの申請における申請書と申請設備の関係は、以下の通り。

表 6 : 第 3 グループで申請する主な設備

項目／申請区分	1 項新規②	2 項変更③
設計進捗の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 粉末調整（原料粉末搬送、均一化混合、造粒装置、回収粉末処理・詰替装置等） ➤ ペレット加工（圧縮成形、焼結設備等） ➤ 火災防護設備（グローブボックス、温度監視装置、自動火災報知設備、遠隔消火装置等） ➤ 非常用発電機 ➤ 代替グローブボックス排気設備、外部放出抑制設備、工程室放射線計測設備（可搬型重大事故対応） ➤ 情報把握設備 	—
その他 MOX 燃料加工施設の建設工事に係る設備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原料受入（ウラン粉末缶受払移載、洞道搬送台車（共用）等） ➤ 粉末調整（原料粉末搬送装置、原料 MOX 粉末缶一時等） ➤ ペレット加工（プレス装置、焼結炉排ガス処理装置等） ➤ スクラップ処理（再生スクラップ焼結処理等） ➤ 小規模試験（焼結粉末混合装置、小規模プレス、小規模焼結処理、小規模研削検査等） ➤ 選別・保管（選別・保管グローブボックス） ➤ 放射線管理施設（ガンマ線エリアモニタ、エアスニファ、臨界検知用ガスマニタ、入退域管理、退出モニタ等） ➤ 所内電源設備、照明設備 ➤ 水素・アルゴン混合ガス設備（混合ガス受槽、混合ガス緊急遮断弁、混合ガス充填装置等） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原料粉末受入（貯蔵容器検査装置、保管室クレーン、受渡ピット、受渡天井クレーン） ➤ 粉末調整（原料 MOX 粉末秤量・分取、予備混合、一次混合、ウラン粉末秤量・分取、添加剤混合、調整粉末搬送等） ➤ ペレット加工（研削装置、ペレット検査、焼結ポート搬送等） ➤ スクラップ処理（再生スクラップ受払、容器移送装置等）

- 上述の申請対象設備に対して説明する技術基準適合性の対象を添付-2 に示す。
- 上記申請対象設備は、大部分が 1 項新規申請の対象であり、基本設計方針等で 1 項新規申請、2 項変更申請の両方に該当する場合には、1 項新規申請に記載を行い、2 項変更申請は 1 項新規申請の記載を呼び込む形とする。
- また、「共通 04 設工認の申請計画の考え方」に示した考え方を踏まえた技術適合性の説明に係る事例を以下に示す。

【分割申請における技術基準適合説明性の考慮】

<複数の設備、機器を組み合わせて適合性説明が必要な事項>

- ✓ 感知性能：重大事故の発生を仮定するグローブボックスとグローブボックス温度監視装置
- ✓ 消火性能：重大事故の発生を仮定するグローブボックスと遠隔消火装置

<複数の設備、機器を組み合わせて適合性説明が必要な事項>

- ✓ 情報把握設備：第3グループにおいて燃料加工建屋内に設置する設備等を申請し、第4グループで共用する再処理施設の緊急時対策所等を申請するが、第3グループにおいて当該設備の全体構成等を示す。

(4) 第4グループ

- 第4グループの申請については、新規制基準を受けた設工認の最後の申請であることから、第1～第3グループにおいて申請していない設備を申請する。主に重大事故等対処設備等の再処理と共に用する設備（再処理が主たる所有となる）を対象とする。
- 具体的な申請対象設備は、以下の通り。

表7：第4グループで申請する主な設備

項目／申請区分	1項新規③	2項変更④
設計基準対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 固体廃棄物の廃棄設備（第2低レベル廃棄物貯蔵系） ➢ 放射線管理施設 ➢ 火災防護設備 ➢ 所内電源設備（電気設備） ➢ その他の主要な事項（堰、遮断弁） <p>※上記に加え、火災影響評価、溢水影響評価を申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 核燃料物質の貯蔵施設 ➢ 液体廃棄物の廃棄設備（海洋放出管等）
重大事故等対処施設	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第1保管庫・貯水所 ➢ 第2保管庫・貯水所 ➢ 緊急時対策所 ➢ 拡散抑制設備、水供給設備 ➢ 通信連絡設備、情報把握設備 ➢ 代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備 ➢ 補機駆動用燃料補給設備 	—

- 上述の申請対象設備に対して説明する技術基準適合性の対象を添付－2に示す。
- また、上記申請対象設備は、大部分が1項新規申請の対象であり、基本設計方針等で1項新規申請、2項変更申請の両方に該当する場合には、1項新規申請に記載を行い、2項変更申請は1項新規申請の記載を呼び込む形とする。

(5) 設計及び工事の計画の全部を一時に申請することができない理由

- MOX燃料加工施設としての新規制基準を受けた設工認申請は、2項変更申請が4申請、1項新規申請が3申請、合計7申請書による申請となる。
- 今回実施する設計及び工事の計画の申請は、加工の事業の変更の許可を受けた事業変更許可申請書における新規制基準への適合及びその他設計変更に係るMOX燃料加工施設の変更であり、本施設が建設中の施設で、また申請設備も多岐に亘ることから、各設備の工事着手の時期等に応じて設計及び工事の計画を分割して申請する。
- MOX燃料加工施設は、新規制基準の施行前に建設工認を申請し、一部認可を得ている。建設工認においても、建設工程を踏まえて大きく4つの時期に分けて申請することとした。新規制基準を踏まえて、新たに重大事故等対処設備の要求等が追加されたことを受け、設備の製作工程等を踏まえた建設工程を考慮し、最新の状況を踏まえて改めて分割申請の計画を検討したことから、今回の分割申請と建設工認の分割の考え方には違いが生じている。そのため、大きく4つの時期に分けて分割する申請において2項変更と1項新規の申請を行う計画になっている。建設工認から計画を変更した具体例を次に示す。
- 今回の分割申請の第2回申請で1項新規の申請対象としている気体廃棄物の廃棄設備については、建設工認では第3回申請の対象としていた。今回の申請計画を検討する際、複数階に跨って機器を敷設すること、複数の設備、機器を組み合わせて適合性説明が必要な事項を整理したことを踏まえ、グローブボックスと気体廃棄物の廃棄設備を合せて第2回に申請する計画とした。また、第3回申請で2項申請となっている一部のグローブボックスは、MOX粉末を露出した状態で取り扱い火災源を有するグローブボックスであり、当該グローブボックスに設置する感知器は新規制基準を受けた事業変更許可申請で多様化等の要件を追加したことから、これらを反映するための設計の進捗を考慮し、第3回に申請する計画とした。

5. 核物質防護、保障措置の設備と設工認申請の関連について

(1) 核物質防護設備に係る変更と設工認申請の関連

- 核物質防護設備に係る変更を行う場合は、新規制基準に係る設工認との関係を考慮すると、設工認申請と並行して行う場合と核物質防護設備に係る変更の手続きを単独で行う場合の2つのケースが想定されることから、新規制基準に係る設工認申請との関連を踏まえて、それぞれ適切な申請時期を決める必要がある。
- 具体的には、核物質防護設備に係る変更の内容が新規制基準の設工認における技術基準への適合性を前提としている場合は、当該設備の新規制基準に係る設工認と並行して核物質防護設備に係る変更の手続きを行う。変更の内容が新規制基準の設工認における技術基準への適合性と関係なく、独立した理由である場合は、新規制基準の設工認と関係なく、核物質防護設備に係る変更の手続きを行う。ただし、核物質防護設備に係る変更の内容が、技術基準への適合性等に影響しないことの確認を行う。

(2) 保障措置の設備と設工認申請の関連

- 保障措置の設備には、設工認申請対象設備に隣接して設置される設備や設工認申請対象設備と一体として設置される設備がある。当該設備の設計にあたっては、当該設備と設工認申請対象設備との相互影響を考慮する必要がある。
- このため、設工認申請対象設備と一体として設置される設備等の設工認申請にあたっては、上述の相互影響を考慮した設計を踏まえた申請を行う。

上述の申請等に対する考慮事項を適切に申請計画に反映するため、核物質防護、保証措置に係る関係者と許認可に係る関係者の間でコミュニケーションを図って必要な検討を進めていく。

以上

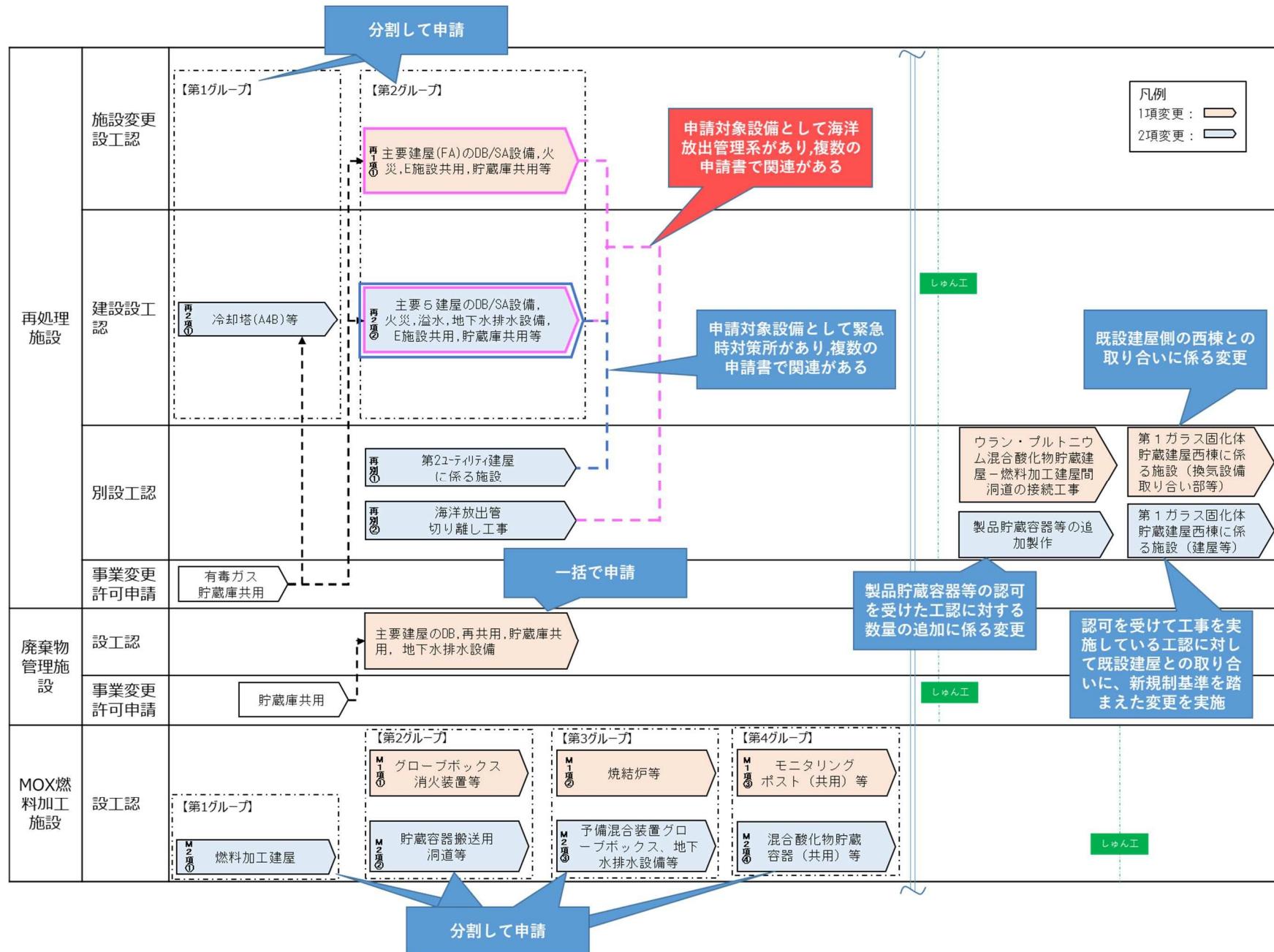
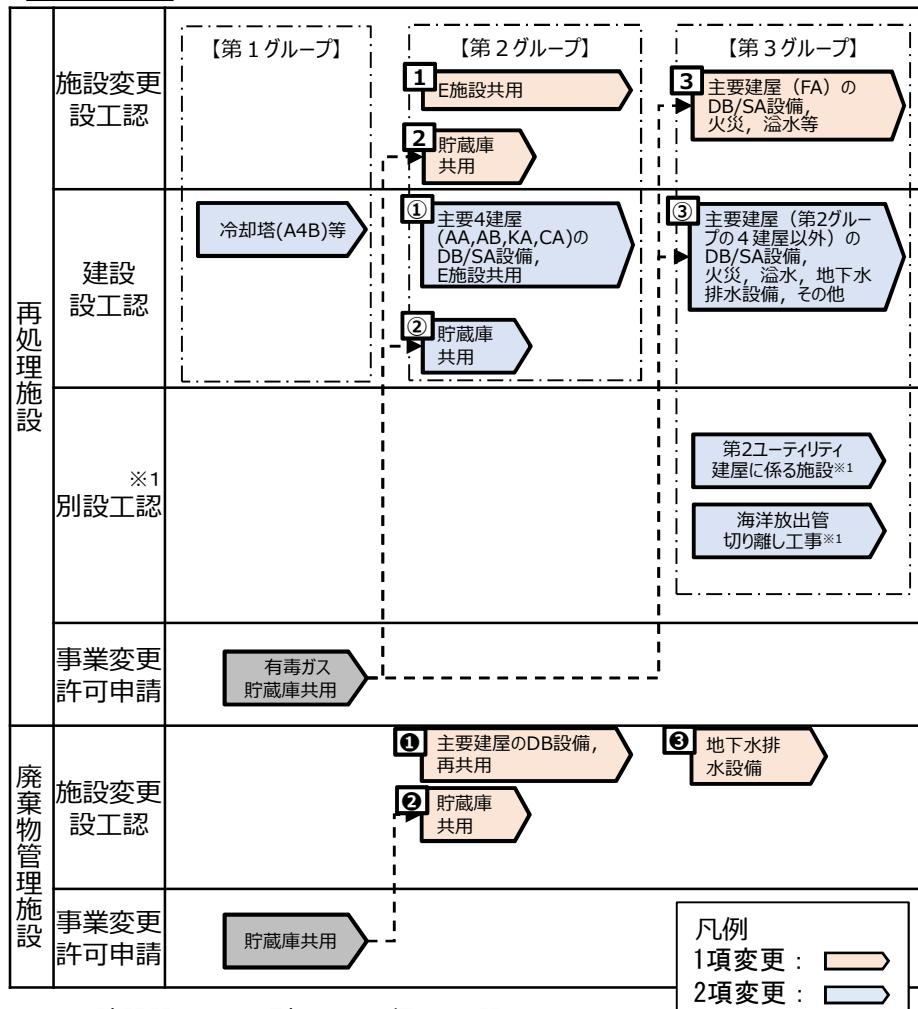


図-1 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設に係る設工認等の全体像

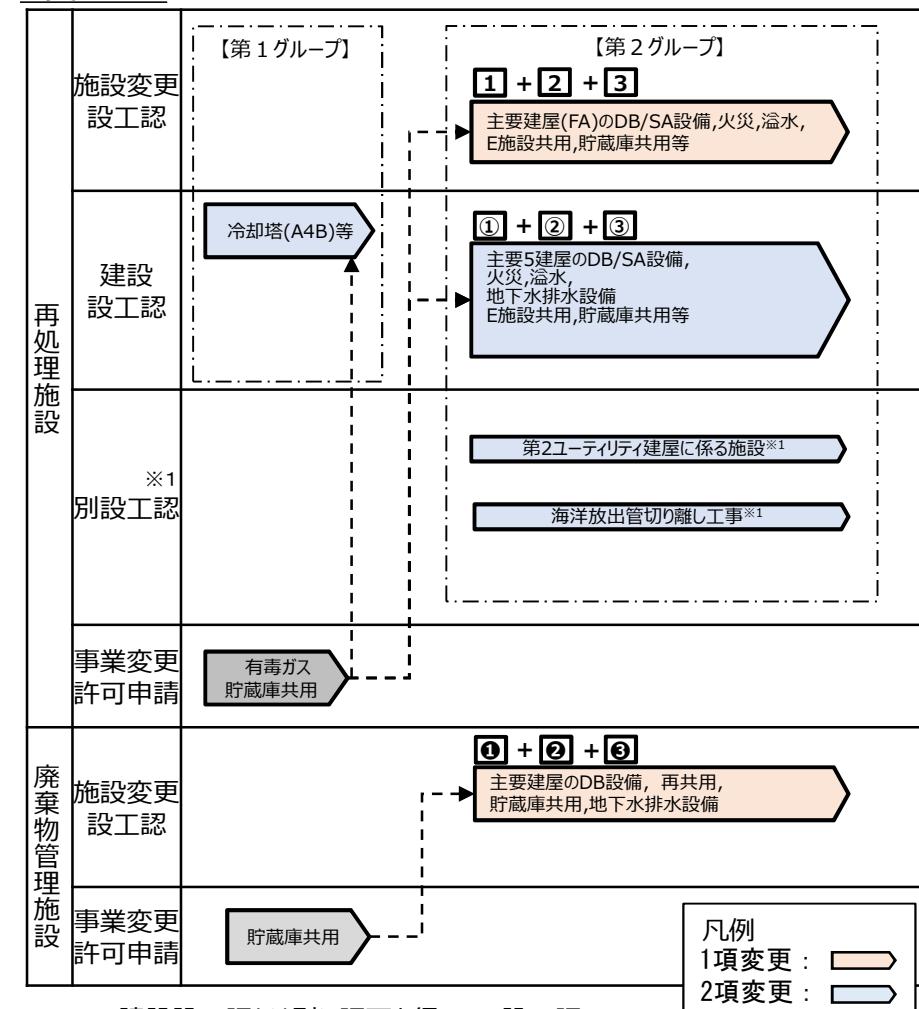
- 再処理施設は、第1回申請の審査中に設計が進捗したことや申請を纏めることによって類型化により申請等の効率化がより発揮できるものと考え、第3グループと第2グループを纏めて申請する方針に見直し。
- また、第2グループは貯蔵庫共用を優先するため分割して申請する計画としていたが、廃棄物管理施設の低レベル廃棄物保管容量及び最新の放射性廃棄物受入計画を考慮して分割しない方針に見直し。
- このため、第2グループの分割申請計画を、施設変更設工認(1項変更)、建設設工認(2項変更)とも1申請に集約、別設工認とあわせて4申請に見直し。
- 廃棄物管理施設は、設計進捗及び再処理施設の分割申請計画の見直しを踏まえて、一括申請に見直し。

<変更前>



※1：建設設工認とは別に認可を得ている設工認

<変更後>



※1：建設設工認とは別に認可を得ている設工認

図-2 再処理施設及び廃棄物管理施設の分割申請計画の変更概要

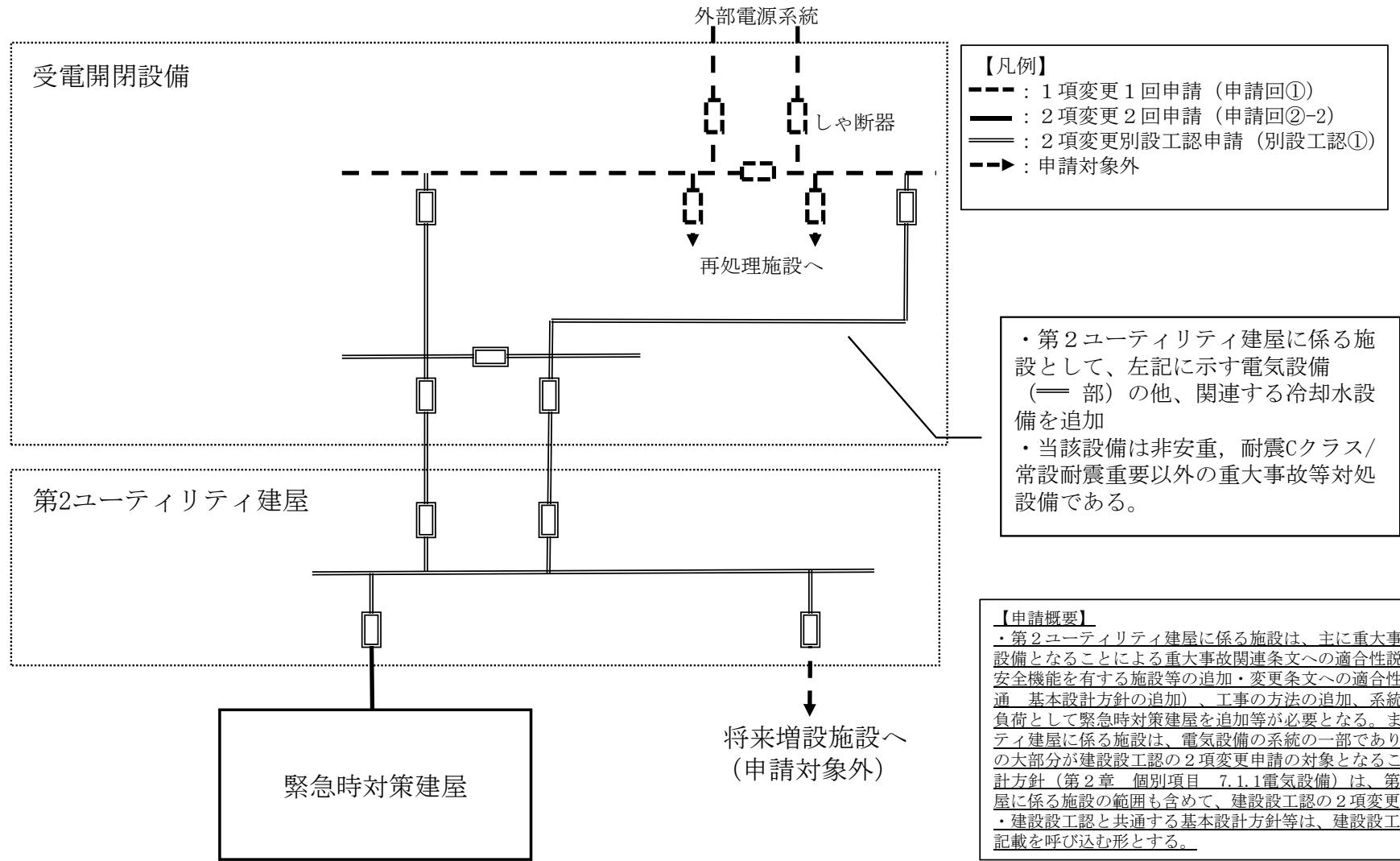
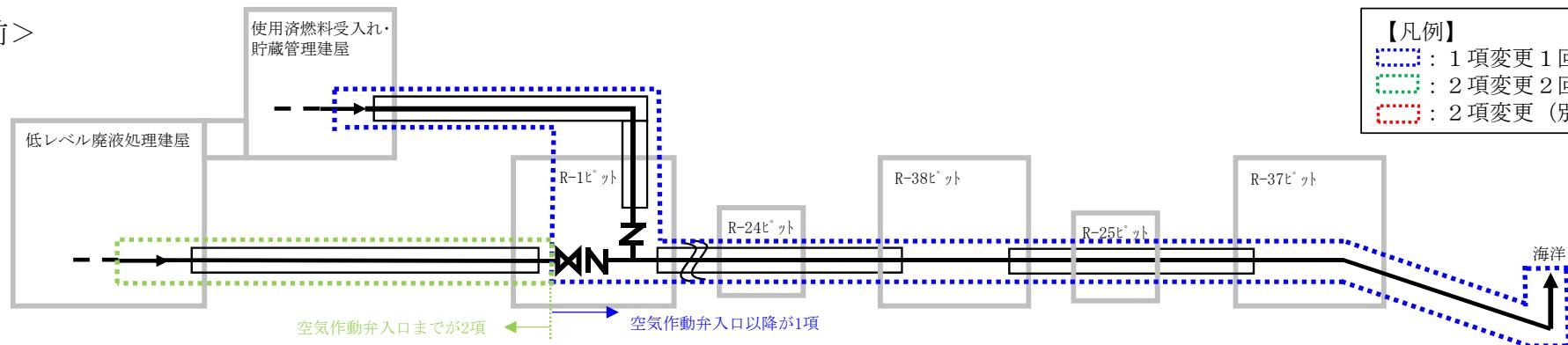
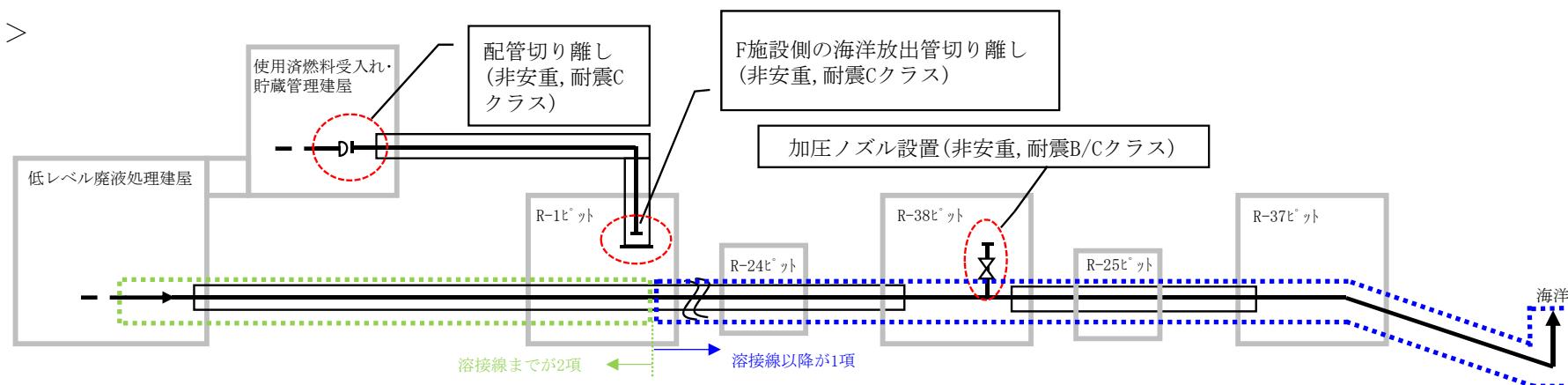


図-3 第2ユーティリティ建屋 (GC 2) に係る施設の工事概要

<工事前>



<工事后>



工事后申請範囲	申請設備リストでの対象	申請回次 (工事后)
R-1ピット内配管～海洋放出までの配管 (青点線枠)	主配管 (低レベル廃液処理系)	1項変更 1回申請 (①)
低レベル廃液処理建屋内～R-1ピット内配管 (緑点線枠)	主配管 (低レベル廃液処理系)	2項変更 2回申請 (②-2)
海洋放出管の切り離し工事 (赤点線枠)	主配管 (低レベル廃液処理系)	2項変更別設工認申請 (別設工認②)

【申請概要】

- ・海洋放出管の切り離し工事は、外部衝撃、安全機能を有する施設等の追加・変更条文への適合性説明の追加（施設共通 基本設計方針の追加）、工事の方法の追加等が必要となる。また、本工事は海洋放出管理系の一部であり、系統の大部分が建設設工認の2項変更申請の対象となることを踏まえ、基本設計方針（第2章 5.2液体廃棄物の廃棄施設）は、本工事の範囲も含めて、建設設工認の2項変更申請で記載する。
- ・建設設工認と共通する基本設計方針等は、建設設工認の2項変更申請の記載を呼び込む形とする。

図-4 海洋放出管の切り離し工事の概要

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第四条第1項	安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「單一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の單一の故障若しくはその誤作動又は運転員の單一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・單一ユニットを持つ機器（臨界安全管理表に記載されている單一ユニットの臨界安全設計に係る機器等） ・臨界安全設計の観点から設けられた計測制御設備、安全保護回路及びそれらのインターロックにより動作する主要弁 ・分析設備のうち、回分操作に係る濃度分析に使用する分析装置類 <p>なお、既認可から單一ユニットの臨界安全設計に係る考え方について、変更はないため、「△」とする。</p>	・臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への溶液の移送
第四条第2項	安全機能を有する施設は、單一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の單一の故障若しくはその誤作動又は運転員の單一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、單一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは單一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の單一ユニットを有し、核的に安全な配置の維持が必要である設備（臨界安全管理表に記載されている複数ユニットの臨界安全設計に係る機器等） <p>なお、既認可から複数ユニットの臨界安全設計に係る考え方について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第四条第3項	再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨界警報装置、溶解槽 放射線レベル計、可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路 ・溶解槽への可溶性中性子吸収材自動供給に係る機器等 <p>なお、既認可から臨界警報装置、可溶性中性子吸収材自動供給に係る機器等について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第五条第1項	安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物 <p>なお、各建屋に収納される設備の適合性は、設置する建屋にて説明していることから、「□」とする。</p>	・耐震重要施設以外の建物・構築物の支持性能 等
第六条第1項	安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラスS, B, Cの施設^{※1}及びそれらを支持する建物・構築物 <p>^{※1}重大事故等対処施設のみの要求の機器及び可搬型の機器は対象外</p> <p>なお、既認可から耐震クラスB及びCの施設に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p> <p>また、耐震重要施設の評価が必要となる耐震設計がSクラスの設備、波及的影響及び機能維持の評価が必要となる設備（動的地震力を適用する設備）について、要求事項が追加となるため、「○」とする。</p> <p>新設する設備については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。</p>	・動的地震力の組合せ方法 等
第六条第2項	耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物 	—
第六条第3項	耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	<p>—*</p> <p>*周辺に斜面はないことから「—」とする。</p>	—
第七条第1項	安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物 <p>なお、各建屋に収納される設備の適合性は、設置する建屋にて説明していることから、「□」とする。</p>	・耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「-」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第八条第1項	安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・外部からの衝撃を防護する建屋 ・外気を取り入れる設備(非常用ディーゼル発電機、安全空気圧縮装置等) ・竜巻防護対策設備(飛来物防護ネット、板) ・屋外に設置する安重機器(冷却塔、非常用ディーゼル発電機)等	・安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の考慮 等
第八条第2項	安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・外部からの衝撃を防護する建屋 ・制御室換気設備 ・竜巻防護対策設備(飛来物防護ネット、板) ・屋外に設置する安重機器(冷却塔、非常用ディーゼル発電機)等	・安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の考慮 等
第八条第3項	安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・外部からの衝撃を防護する建屋、洞道及び屋外に設置する安重機器(冷却塔、非常用ディーゼル発電機 等) なお、既認可から安全機能を有する施設に対する航空機の墜落に対する防護設計について、変更はないため、「△*」とする。 ただし、移設する安全冷却水A冷却塔については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。 ※ 施設共通 基本設計方針である「航空路の変更確認」については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。	・航空路の変更等の状況確認
第九条第1項	再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二条第二項第五号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—* ※ 不法侵入の防止に係る措置等については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・人の不法な侵入の防止に係る措置 ・不正アクセス行為の防止に係る措置 等
第十条第1項	安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。	・設計基準事故対処のために必要な換気系統(分離建屋と精製建屋の建屋給気閉止ダンバ、固化セル隔離ダンバ、固化セル圧力放出系及び安全上重要な施設の分類(1), (2)に該当する設備の排気系統) ・崩壊熱除去機能を求める設備 ・放射性物質を内包する設備とその排気系統 ・計測制御設備、安全保護回路 ・計装用の安全圧縮空気系 ・安全上重要な施設の分類(15)の安全上重要な閉じ込め機能を支援する施設及び機器保護の観点から安全上重要な施設へ安全冷却水を供給する系統及び機器 ・ブルトニウム濃縮缶からの排気系の浄化機能維持に係る設備(注水槽と液位計) なお、既認可から使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能について、変更はないため、「△」とする。 ただし、移設する安全冷却水A冷却塔については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。 また、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の固化セル圧力放出系前置フィルタユニットについては、改造を実施し、改めて適合性を確認するため、「○」とする。	・放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計 ・放射性物質が漏えいし難い設計 ・ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を密閉した系統及び機器内で取り扱う設計 ・放射性物質を内包する系統及び機器をセル等又は室に収納する設計

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十条第1項 第一号	流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	<p>—※ ※ 逆流防止については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。 なお、既認可から逆流防止に係る設計について、変更はないため、施設共通 基本設計方針を「△」とする。</p>	・逆流防止の措置
第十条第1項 第二号	セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。	<p>・閉じ込め安重のセル※を負圧にする換気設備の排気系 ※ 安全上重要な施設の分類(4)に該当するセル なお、既認可からセルの常時負圧維持に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十条第1項 第三号	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。	<p>・セル等に設置している受皿及び重力流による回収系が設置される設備 ・臨界管理対象の漏えい液受皿が設置される設備 ・集液口を監視する必要がある漏えい液用回収系が設置される設備 なお、既認可から液体状の使用済燃料のセル外への漏えい防止に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	・漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計(セル内漏えい検知カメラの設置)
第十条第1項 第四号	セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。	<p>・内部ループに設置している放射線レベル計 なお、既認可から熱媒に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	<p>・管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を管理区域外に流出しない設計 ・熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計(漏えいしたことが分かる内部ループの形成) ・熱媒中に放射性物質が漏えいした場合は、汚染した熱媒を安全に処理し得る設計</p>
第十条第1項 第五号	プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	<p>・安重のグローブボックス※及びグローブボックスの排気系が設置される設備 ※ 安全上重要な施設の分類(4)に該当するグローブボックス なお、既認可からプルトニウム等を取り扱うグローブボックスの常時負圧維持に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十条第1項 第六号	液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	<p>・液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックス ・液体状の放射性物質を取り扱う系統及び機器(漏えい液受皿から最終回収先の貯槽まで) ・漏えいを検知するための漏えい検知器 なお、既認可から液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスに係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十条第1項 第七号	密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	<p>・開口部の面速維持に係るフード ・フードの排気系が設置される設備(フードから排風機までの経路上に設置されている機器) なお、既認可から密閉されていない使用済燃料等を取り扱うフードに係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十条第1項 第八号	プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	<p>・プルトニウム等を取り扱う室等の負圧維持に係る建屋排気系が設置される設備(建屋排気系のフィルタから排風機までの経路上に設置されている機器) なお、既認可からプルトニウム等を取り扱う室及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれのある室の負圧維持に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十条第1項 第九号イ	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。	・液体状の放射性物質等を取り扱う室の漏えい拡大防止に係る系統及び機器 ・漏えいを検知するための漏えい検知器 なお、既認可から液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設内部の床面及び壁面に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	・漏えい防止塗装
第十条第1項 第九号ロ	液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	・液体状の放射性物質等を取り扱う設備からの漏えい拡大防止に係る施設外漏えい防止堰 なお、既認可から施設外漏えい防止堰に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第十条第1項 第九号ハ	工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	—※ ※ 工場等の外に排水を排出する排水路に係る設計については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。 なお、工場等の外に排水を排出する排水路に係る設計について、変更はないため、施設共通 基本設計方針を「△」とする。	・敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計
第十一条第1項	安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあっては自動火災感知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・安全機能を有する施設に係る火災の消火設備、感知設備※ ※ ただし、既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤を除く なお、熱感知器(熱電対)については、有機溶媒等を取り扱う設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	・既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤 ・点検・試験(火災感知器) 等
第十一条第2項	前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・安全機能を有する施設に係る火災の消火設備、感知設備※ ※ ただし、既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤を除く なお、熱感知器(熱電対)については、有機溶媒等を取り扱う設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	・既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤 ・点検・試験(火災感知器) 等
第十一条第3項	安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・火災影響軽減設備 ・換気設備 ・制御室の排煙設備等のその他の適切な防護措置に係る設備 ※ 不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。 なお、換気設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	・主要な構造材に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置等
第十一条第4項	有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気で有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	・有機溶媒等を取り扱う設備 ・上記設備の計測等を行う計測制御設備及び安全保護回路並びにそれらのインターロックにより動作する弁 なお、既認可から有機溶媒等を取り扱う設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	・放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器の監視
第十一条第5項	有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。	・有機溶媒等を取り扱う設備で接地している機器等 なお、既認可から有機溶媒等を取り扱う設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	・放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器を収納するセルに対する対策(着火源を有する機器を設置しない)

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十一條第6項	有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	・有機溶媒等を内包する設備を設置するセル等の換気設備 なお、既認可から有機溶媒等を取り扱う設備を設置するセル等の換気設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第十一條第7項	硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリプチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリプチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	・硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、TBPの混入おそれのある設備の熱的制限値管理機器 ・上記設備の計測等を行う計測制御設備及び安全保護回路並びにそれらのインターロックにより動作する弁 なお、既認可から熱的制限値管理機器に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第十一條第8項	再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリプチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。	・硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶につながるTBP等が混入するおそれがある機器等 なお、既認可から硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶につながるTBP等が混入するおそれがある機器等に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第十一條第9項	水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。	・水素を取り扱う機器等で接地している機器等 なお、既認可から水素を取り扱う設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第十一條第10項	水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	・水素の発生のおそれのある設備 ・発生した水素を滞留させない設備(安全圧縮空気系、塔槽類廃ガス処理設備等) なお、既認可から水素を取り扱う設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第十一條第11項	水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	・爆発の危険性がないものを除く水素の発生のおそれがある設備 ・漏えいした際の換気設備 ・還元ガス供給系 ・水素を取り扱う設備の水素濃度等の計測等を行う計測制御設備及び安全保護回路 なお、爆発の危険性がないものを除く水素の発生のおそれがある設備等に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第十一條第12項	ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。	・ジルコニウム金属粉末等の固体廃棄物を発生させる設備及びそれらを保管廃棄する設備 なお、既認可からジルコニウム金属粉末等の固体廃棄物を発生させる設備及びそれらを保管廃棄する設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第十二條第1項	安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・防護対象設備(溢水機能喪失高さを有するため) ・溢水防護設備(止水板、蓋、防水扉、水密扉、遮断弁、堰) ・建屋	・溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持等
第十三條第1項	安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・防護対象設備(化学薬品機能喪失高さを有するため) ・化学薬品防護設備(止水板、蓋、防水扉、水密扉、堰) ・建屋	・化学薬品防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持等

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「-」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十四条第1項一号	再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	—※ ※ 安全避難通路については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。 なお、既認可から既設建屋については、変更はないため、施設共通 基本設計方針を「△」とする。 ただし、新設建屋（緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所）については、新たに適合性を確認するため、施設共通 基本設計方針を「○」とする。	・安全避難通路
第十四条第1項第二号	照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	・避難用照明（非常灯、誘導灯） なお、既認可から避難用照明に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、新設建屋（緊急時対策建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所）に設置する避難用照明（非常灯、誘導灯）については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。	—
第十四条第1項第三号	設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	・作業用照明（運転保安灯、直流非常灯、蓄電池内蔵型照明） なお、既認可から運転保安灯及び直流非常灯に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、蓄電池内蔵型照明については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。	・可搬型照明
第十五条第1項	非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない。	・安全上重要な施設のうち、多重化が必要なもの なお、既認可から安全上重要な施設に対する多重化に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、移設する安全冷却水A冷却塔については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。	・安全上重要な施設に対する誤操作防止
第十六条第1項	安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置されたものでなければならない。	—※ ※ 環境条件については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮 ・安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮 等
第十六条第2項	安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるよう設置されたものでなければならない。	—※ ※ 試験検査性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・安全機能を有する施設の試験、検査性の確保
第十六条第3項	安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるよう設置されたものでなければならない。	—※ ※ 内部発生飛散物については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮
第十六条第4項	安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—※ ※ 内部発生飛散物については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮
第十六条第5項	安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	・共用する設備※ ※ 別紙2では各個別事項の条文に共用は展開しており、各条の別紙2の整理結果を集約して「○」をついている。 なお、既認可において二以上の原子力施設との共用について適合性を確認した機器について、変更はないため、「△」とする。 ただし、廃棄物管理施設と共用する低レベル固体廃棄物貯蔵エリア（第1貯蔵系）、MOX燃料加工施設と共用する機器等について、新たに適合性を確認するため、「○」とする。	・バイオアッセイ設備と共に用する機器等

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十七条第1項第一号	<p>安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行までの間適用する。</p> <p>一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理第1種～5種機器又は安全上重要な施設の容器（フィルタ含む）、主配管（ダクト含む）及びそれらの支持構造物 再処理第1種～5種機器又は安全上重要な施設の容器、主配管に接続するポンプ、主要弁 安全上重要な施設の内燃機関 溢水防護設備のうち、緊急遮断弁 <p>なお、既認可から容器等の材料及び構造に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、移設する安全冷却水A冷却塔及び新設する緊急遮断弁については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。</p>	—
第十七条第1項第二号イ	<p>容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第十七条第1項第一号と同様 <p>なお、既認可から容器等の構造及び強度に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、移設する安全冷却水A冷却塔及び新設する緊急遮断弁については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。</p>	—
第十七条第1項第二号ロ	<p>容器等に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 強度評価が必要な容器等に属する伸縮継手が設置される設備 <p>なお、既認可から容器等の構造及び強度に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十七条第1項第二号ハ	<p>設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理第1種～5種機器又は安全上重要な施設の容器（換気空調系のフィルタ除く）、主配管（ダクトを除く）及びそれらの支持構造物 再処理第1種～5種機器又は安全上重要な施設の容器、主配管に接続するポンプ、主要弁 安全上重要な施設の内燃機関 溢水防護設備のうち、緊急遮断弁 <p>なお、既認可から容器等の構造及び強度に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、移設する安全冷却水A冷却塔及び新設する緊急遮断弁については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。</p>	—
第十七条第1項第三号イ	<p>容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理第1種～5種機器の容器（フィルタ含む）、主配管（ダクト除く） <p>なお、既認可から容器等の主要な溶接部に係る設計については、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十七条第1項第三号ロ	<p>溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p>		
第十七条第1項第三号ハ	<p>適切な強度を有するものであること。</p>		
第十七条第1項第三号ニ	<p>機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再処理第1種～5種機器又は安重の容器（フィルタ含む）、主配管（ダクト含む） 再処理第1種～5種機器又は安全上重要な施設の容器、主配管に接続するポンプ、主要弁 安全上重要な施設の内燃機関 溢水防護設備のうち、緊急遮断弁 <p>なお、既認可から耐圧試験及び漏えい試験に係る考慮について、変更はないため、「△」とする。 ただし、移設する安全冷却水A冷却塔及び新設する緊急遮断弁については、新たに適合性を確認するため、「○」とする。</p>	—
第十七条第2項	<p>安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p>		

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十八条第一項第一号	使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、燃料供給設備、ウラン脱硝系、粉体系、ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備のうち、使用済燃料等の搬送機能を有する機器（使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン、燃料横転クレーン、貯蔵容器クレーン、固化セル移送台車 等） (人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、低レベル廃棄物を取り扱う設備を除く) <p>なお、既認可から使用済燃料等の搬送能力に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十八条第一項第二号	搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、燃料供給設備、ウラン脱硝系、粉体系、ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備のうち、使用済燃料等の搬送機能を有する機器で、落下防止機能及び逸走防止機能等を有する機器 ・燃料取出し設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、ウラン脱硝系、粉体系、ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備のうち、使用済燃料等の搬送機能を有する機器で、取り扱い高さ制限を有する機器（使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン、燃料横転クレーン、貯蔵容器クレーン、固化セル移送台車 等） (人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、低レベル廃棄物を取り扱う設備を除く) <p>なお、既認可から使用済燃料の破損防止に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十八条第一項第三号	使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、燃料供給設備、ウラン脱硝系、粉体系、ウラン酸化物貯蔵設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝酸化物貯蔵設備、高レベル廃液ガラス固化設備、ガラス固化体貯蔵設備のうち、使用済燃料等の搬送機能を有する機器で、動力喪失時における放射性物質を収納する容器等の保持機能を有する機器（使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン、燃料横転クレーン、貯蔵容器クレーン、固化セル移送台車 等） (人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、低レベル廃棄物を取り扱う設備を除く) <p>なお、既認可から使用済燃料等の保持に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十九条第一項第一号	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならぬ。 一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊熱除去に係る設備（燃料貯蔵プール、燃料取出しピット、プール水冷却系の機器、計測制御設備等） <p>なお、既認可から使用済燃料の崩壊熱除去に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十九条第一項第二号イ	使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。 イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵プール、燃料取出しピット等 <p>なお、既認可から燃料貯蔵プール等のプール水漏えい防止に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第十九条第一項第二号ロ	水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・プール水浄化系 <p>なお、既認可からプール水浄化系に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第十九条第1項第二号ハ	水の漏えいを適切に検知し得るものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・プール水が漏えいするおそれのある設備（燃料貯蔵プール, 燃料取出しピット等） ・漏えいを検知する計測制御設備 <p>なお, 既認可からプール水の漏えい検知に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第十九条第2項	製品貯蔵施設は, 製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・崩壊熱除去に係る換気設備（ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系） <p>なお, 既認可から製品の崩壊熱除去に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十条第1項	再処理施設には, 次に掲げる事項その他必要な事項を計測し, 制御する設備が設けられていなければならない。この場合において, 当該事項を計測する設備については, 直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・再処理施設の運転時, 停止時及び運転時の異常な過渡変化時にパラメータを監視する計器 ・設計基準事故時にパラメータを監視する計器, 回路 <p>なお, 既認可から運転時, 停止時, 運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時にパラメータを監視する計器に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十条第1項第一号	ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度	<ul style="list-style-type: none"> ・ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度を計測するための計器 <p>なお, 既認可からウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度を計測するための計器に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十条第1項第二号	液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては, その濃度	<ul style="list-style-type: none"> ・液体状の中性子吸収材の濃度を計測するための計器 <p>なお, 既認可から液体状の中性子吸収材の濃度を計測するための計器に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十条第1項第三号	使用済燃料溶解槽内の温度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料溶解槽内の温度を計測するための計器 <p>なお, 既認可から使用済燃料溶解槽内の温度を計測するための計器に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十条第1項第四号	蒸発缶内の温度及び圧力	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸発缶内の温度及び圧力を計測するための計器, 回路 <p>なお, 既認可から蒸発缶内の温度及び圧力を計測するための計器, 回路に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十条第1項第五号	廃液槽の冷却水の流量及び温度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃液槽の冷却水の流量及び温度を計測するための計器 <p>なお, 既認可から廃液槽の冷却水の流量及び温度を計測するための計器に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十条第2項	再処理施設には, その設備の機能の喪失, 誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき, 次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに, これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・気体廃棄物の排気中の放射能レベルを監視する排気モニタリング設備及び管理区域における外部放射線に係る線量当量率を監視する屋内モニタリング設備 ・液体廃棄物の廃棄施設からの漏えいを検知する安重の漏えい検知器 <p>なお, 既認可から排気モニタリング設備, 屋内モニタリング設備及び液体廃棄物の廃棄施設からの漏えいを検知する安重の漏えい検知器に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十一条第1項	工場等には, 次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において, 当該事項を直接計測することが困難な場合は, これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びダストモニタ 	—

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第二十一条第1項第一号	再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	<ul style="list-style-type: none"> 放射線遮蔽物の側壁の線量当量率を測定するガンマ線エリヤモニタ, 中性子線エリヤモニタ及び放射線サーベイ機器 <p>なお, 既認可から放射線遮蔽物の側面の線量当量率を測定する設備に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	
第二十一条第1項第二号	放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	<ul style="list-style-type: none"> 排気口の放射性物質の濃度を測定する排気モニタリング設備及び放出管理分析設備 <p>なお, 既認可から排気口の放射性物質の濃度を測定する設備に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	
第二十一条第1項第三号	放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度	<ul style="list-style-type: none"> 排水する液体状の放射性物質の濃度を測定するための排水モニタリング設備及び放出管理分析設備 <p>なお, 既認可から排水する液体状の放射性物質の濃度を測定する設備に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	・放射線管理に必要な情報の表示
第二十一条第1項第四号	管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量, 空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域内における放射性物質の濃度等を計測する屋内モニタリング設備(エリヤモニタ, ダストモニタ), 放射線サーベイ機器及び放射能測定設備 <p>なお, 既認可から管理区域内における放射性物質の濃度等を計測する設備に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	
第二十一条第1項第五号	周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	<ul style="list-style-type: none"> 周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量を測定する環境モニタリング設備 <p>なお, 既認可から周辺監視区域における外部放射線に係る線量当量を測定する設備に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	
第二十二条第1項	再処理施設には, 安全保護回路が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 <p>なお, 既認可から安全保護回路に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十二条第2項第一号	安全保護回路は, 次に掲げるところによるものでなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において, これらの異常な状態を検知し, これらの核的, 熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに, かつ, 自動的に開始させるものとすること。	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路及び安全保護回路で動作する弁等 <p>なお, 既認可から運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に係る安全保護回路の設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十二条第2項第二号	火災, 爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに, これを抑制し, 又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに, かつ, 自動的に開始させるものとすること。	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路及び安全保護回路で動作する弁等 <p>なお, 火災, 爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じた場合に係る安全保護回路の設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十二条第2項第三号	系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは, 単一故障(事業指定基準規則第十五条规定する单一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。)が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において, 安全保護機能を失わないよう, 多重性を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 <p>なお, 既認可から安全保護回路の多重性に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十二条第2項第四号	駆動源の喪失, 系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても, 再処理施設をより安全な状態に移行し, 又は当該状態を維持することにより, 再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路及び安全保護回路で動作する弁等 <p>なお, 既認可から安全保護回路の駆動源の喪失, 系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合における機能維持に係る設計について, 変更はないため, 「△」とする。</p>	—
第二十二条第2項第五号	不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず, 又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 安全保護回路 <p>なお, 既認可から不正アクセス行為等を防止するための措置については, 変更はないため, 「△」とする。</p>	・ハードウェアを直接接続させない措置

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「-」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第二十二条第2項第六号	計測制御系統を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から機能的に分離されたものであること。	・安全保護回路 なお、既認可から計測制御系統施設と安全保護回路との共用に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第二十三条第1項	再処理施設には、制御室が設けられなければならない。	・制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 なお、既認可から制御室を設ける設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第二十三条第2項	制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作ができるように設置されたものでなければならない。	・制御室に設置する安全系監視制御盤、放射線監視盤、火災報知盤等 なお、既認可から制御室に警報装置等を設置する設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第二十三条第3項	制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられなければならない。	・監視カメラ、気象盤	—
第二十三条第4項	分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。	※ ※対象設備は現場盤となるが、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・現場盤
第二十三条第5項第一号	設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。 一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置	「○」の対象は以下のとおり ・通信連絡設備	—
第二十三条第5項第二号	制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備	・制御室換気設備 ・制御室遮蔽設備 なお、既認可から制御室遮蔽設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 また、有毒ガスの対応に必要な制御室換気設備について、要求事項が追加となるため、「○」とする。	・有毒ガスの対応
第二十四条第1項第一号	放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度及び線量限度以下になるよう再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	・気体廃棄物の廃棄施設(せん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、換気設備の排気系及び排気筒) ・容器等に接続する廃ガスを含む主配管 ・液体廃棄物の廃棄施設(高レベル廃液処理設備、低レベル廃液処理設備) ・固体廃棄物の廃棄施設(高レベル廃液ガラス固化設備、低レベル固体廃棄物処理設備、低レベル固体廃棄物貯蔵設備) ・ガスマニタ、排気サンプリング設備 ・排水サンプリング設備 なお、既認可から放射性廃棄物を廃棄する能力に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—
第二十四条第1項第二号	放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	・第二十四条第1項第一号と同様(ガスマニタ、排気サンプリング設備、排水サンプリング設備を除く) なお、既認可から逆流防止に係る設計について、変更はないため、「△」とする。	—

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第二十四条第1項第三号	気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・気体廃棄物の廃棄施設（せん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、換気設備の排気系及び排気筒） ・容器等に接続する廃ガスを含む主配管 <p>なお、既認可から排気口以外の箇所からの気体状の放射性廃棄物の排出防止に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第二十四条第1項第四号	気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・せん断処理・溶解廃ガス処理設備、塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備、換気設備（排気系）のフィルタ <p>なお、既認可から気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備のろ過装置に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第二十四条第1項第五号	液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・液体廃棄物の廃棄施設（高レベル廃液処理設備、低レベル廃液処理設備） ・固体廃棄物の廃棄施設（高レベル廃液ガラス固化設備、低レベル固体廃棄物処理設備、低レベル固体廃棄物貯蔵設備） <p>なお、既認可から海洋放出口以外の箇所からの液体状の放射性廃棄物の排出防止に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第二十五条第1項	放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス固化体貯蔵設備 ・低レベル固体廃棄物貯蔵設備 ・高レベル廃液ガラス固化設備 ・低レベル固体廃棄物処理設備 <p>なお、既認可から放射性廃棄物を保管廃棄する設備の冷却に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系については、最大保管能力変更に伴い、改めて適合性を確認するため、「○」とする。</p>	—
第二十六条第1項	再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料等を取り扱う建屋及び洞道 <p>なお、既認可から使用済燃料等による汚染の除去に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計
第二十六条第2項	再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられていないなければならない。	<p>—*</p> <p>*汚染除去設備については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。</p> <p>なお、既認可から汚染を除去するための設備に係る設計について、変更はないため、施設共通 基本設計方針を「△」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染を除去する除染設備を設ける設計及び除染設備の排水は液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計
第二十七条第1項	安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆被ばくに係る遮蔽として期待するセル遮蔽（セル等の壁）、補助遮蔽（機器付きの遮蔽設備含む）、外部遮蔽（建屋の外壁） <p>なお、既認可から公衆被ばくに係る遮蔽設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備については、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系の最大保管廃棄能力変更に伴い、改めて適合性を確認するため、「○」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽計算における考慮事項

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「-」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第二十七条第2項	工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 従事者被ばくに係る遮蔽として期待するセル遮蔽（セル等の壁）、補助遮蔽（蓋、扉、機器付きの遮蔽設備等）、外部遮蔽（建屋の外壁） <p>なお、既認可から従事者被ばくに係る遮蔽設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備については、第2低レベル廃棄物貯蔵系の第1貯蔵系の最大保管廃棄能力変更に伴い、改めて適合性を確認するため、「○」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遮蔽計算における考慮事項
第二十八条第1項第一号	再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 換気設備に係る排気系及び給気系 <p>なお、既認可から換気能力に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の固化セル圧力放出系前置フィルタユニットについては、改造を実施し、改めて適合性を確認するため、「○」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建屋給気系のダクト
第二十八条第1項第二号	使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	<p>一※ ※逆流防止については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。</p> <p>なお、既認可から逆流防止に係る設計については、変更はないため、施設共通 基本設計方針「△」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 逆止防止
第二十八条第1項第三号	ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	<ul style="list-style-type: none"> 換気設備の排気系の除去効率を担保しているフィルタ <p>なお、既認可からろ過装置に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ただし、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の固化セル圧力放出系前置フィルタユニットについては、改造を実施し、改めて適合性を確認するため、「○」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> —
第二十八条第1項第四号	吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	<ul style="list-style-type: none"> 換気設備の給気系※及び排気筒 <p>なお、既認可から吸気口に係る設計について、変更はないため、「△」とする。 ※給気系については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建屋給気系のダクト
第二十九条第1項	再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機（燃料タンク等含む） 非常用蓄電池 <p>なお、既認可から内燃機関を原動力とする発電機及び非常用電源設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> —
第二十九条第2項	再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 非常用蓄電池および非常用充電器盤 非常用無停電電源装置 <p>なお、既認可から無停電電源装置等に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> —
第二十九条第3項第一号	保安電源設備（事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。）は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 変圧器 非常用ディーゼル発電機 非常用の所内高圧系統及び所内低圧系統 常用の所内高圧系統 	<ul style="list-style-type: none"> —

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第二十九条第3項第二号	前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備、変圧器 ・非常用及び常用のディーゼル発電機 ・非常用及び常用の所内高圧系統のうちディーゼル発電機が接続される母線 <p>「△」の対象は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用及び常用の所内高圧系統のうちディーゼル発電機が接続されない母線 ・所内低圧系統 ・直流電源設備 ・計測制御用交流電源設備 	—
第二十九条第4項	再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならぬ。	<ul style="list-style-type: none"> ・受電開閉設備、変圧器 <p>なお、既認可から二回線による電力系統への連結に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第二十九条第5項	非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対応するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機（燃料タンク等含む） ・非常用の所内高圧系統、所内低圧系統、直流電源設備、計測制御用交流電源設備 <p>なお、既認可から非常用電源設備及びその附属設備に係る設計について、変更はないため、「△」とする。</p>	—
第三十条第1項	工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋 ・緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋情報把握設備 	—
第三十条第2項	緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋換気設備 ・通信連絡設備 	・有毒ガスの対応
第三十一条第1項	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内通信連絡設備 	—
第三十一条第2項	工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所外通信連絡設備 	—
第三十二条第1項	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。	—	—
第三十二条第1項第一号	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対応するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	<p>「○」の対象は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及び屋外の常設耐震重要重大事故等対処設備 等 	—
第三十二条第1項第二号	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	<p>—*</p> <p>* 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする</p>	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能等

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第三十三条第1項第一号	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に對処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。	「○」の対象は以下のとおり ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及び屋外の常設耐震重要重大事故等対処設備 等 なお、各建屋に収納される設備の適合性は、設置する建屋にて説明していることから、「□」とする。	・動的地震力の組合せ方法 等
第三十三条第1項第二号	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	「○」の対象は以下のとおり ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設となる建物・構築物 ・緊急遮断弁	
第三十三条第2項	前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※周辺に斜面はないことから「—」とする。	—
第三十四条第1項	重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される建物・構築物及び屋外の常設耐震重要重大事故等対処設備 なお、各建屋に収納される設備の適合性は、設置する建屋にて説明していることから、「□」とする。	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮 ・可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管
第三十五条第1項	重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・重大事故等施設に係る火災の消火設備、感知設備※ ※ ただし、既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤を除く	・既設の消防法に基づき設置している感知器及び火災受信器盤 ・点検・試験(火災感知器) 等
第三十五条第2項	前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	同上	同上
第三十五条第3項	重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	・火災影響軽減設備 ・換気設備 ・制御室の排煙設備等のその他の適切な防護措置に係る設備 ・緊急遮断弁 ※ 不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	・主要な構造材に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置等
第三十五条第4項第一号	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置	・重大事故等対処施設のうち、第11条4項～12項に記載した機器等 ・換気設備 ・緊急時対策建屋の水素漏えい検知器(蓄電池用)	・分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策 ・油内包設備 漏えい拡大防止対策 ・油内包設備 配置上の考慮 等
第三十五条第4項第二号	避雷設備その他の自然現象による火災の発生を防止するための設備の設置	— ※ 避雷設備については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	・避雷設備、構内接地系(重大事故等対処施設)等
第三十六条第1項第一号	重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。	「○」の対象は以下のとおり ・常設重大事故等対処施設 ・可搬型重大事故等対処施設 ・緊急遮断弁 ・竜巻防護対策設備(主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト用) ※ 別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。	・作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備 ・工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定等

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第三十六条第1項第二号	想定される重大事故等が発生した場合における温度, 放射線, 荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。	第三十六条第1項第一号と同じ	
第三十六条第1項第三号	想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。	—※ ※ 操作の確実性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	
第三十六条第1項第四号	健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。	第三十六条第1項第一号と同じ	
第三十六条第1項第五号	本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常常に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。	第三十六条第1項第一号と同じ	
第三十六条第1項第六号	工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。	第三十六条第1項第一号と同じ	
第三十六条第1項第七号	想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	第三十六条第1項第一号と同じ	
第三十六条第2項	常設重大事故等対処設備は、前項各号に掲げるもののほか、共通要因(事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。以下この条において同じ。)によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・常設重大事故等対処設備 ※ 別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。	・除雪、除灰及び屋内への配備
第三十六条第3項第一号	可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。	「○」の対象は以下のとおり ・可搬型重大事故等対処施設のうち、常設設備と接続する設備 ※ 別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。	
第三十六条第3項第二号	常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。	第三十六条第3項第一号と同じ	・溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定 ・屋外アクセスルートの復旧 等
第三十六条第3項第三号	想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	「○」の対象は以下のとおり ・可搬型重大事故等対処施設 ※ 別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。	
第三十六条第3項第四号	地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	「○」の対象は以下のとおり ・可搬型重大事故等対処施設 ※ 別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。	
第三十六条第3項第五号	想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	「○」の対象は以下のとおり ・アクセスルートの整備に係るホイールローダー ※ アクセスルートの確保については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	・溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定 ・屋外アクセスルートの復旧 等
第三十六条第3項第六号	共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	「○」の対象は以下のとおり ・可搬型重大事故等対処施設 ※ 別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、36条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。	

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第三十七条第1項第一号	重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	「○」の対象は以下のとおり ・重大事故等対処施設の再処理第1種～5種機器及び容器(フィルタ含む), 主配管(ダクト含む)及びそれらの支持構造物 ・重大事故等対処設備のポンプ, 主要弁 ・重大事故等対処設備の再処理第1種～5種機器に接続するポンプ, 主要弁 ・重大事故等対処設備の内燃機関 ・溢水防護設備のうち, 緊急遮断弁	—
第三十七条第1項第二号イ	容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。		
第三十七条第1項第二号ロ	溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。		
第三十七条第1項第二号ハ	適切な強度を有するものであること。		
第三十七条第1項第二号ニ	機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。		
第三十七条第2項	重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・重大事故等対処施設の再処理第1種～5種機器及び容器(フィルタ含む), 主配管(ダクト含む) ・重大事故等対処設備のポンプ, 主要弁 ・重大事故等対処設備の再処理第1種～5種機器に接続するポンプ, 主要弁 ・重大事故等対処設備の内燃機関 ・溢水防護設備のうち, 緊急遮断弁	—
第三十八条第1項第一号	セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていないなければならない。 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系、臨界検知用放射線検出器 ・アクセス性等を考慮する建屋(前処理建屋、精製建屋)	
第三十八条第1項第二号	臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・魔ガス貯留設備、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、臨界検知用放射線検出器 ・アクセス性等を考慮する建屋(前処理建屋、精製建屋)	・代替品、修理、工程停止等による機能維持 ・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護措置
第三十八条第1項第三号	臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・魔ガス貯留設備、重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路、代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路、臨界検知用放射線検出器、臨界事故時水素掃気系 ・アクセス性等を考慮する建屋(前処理建屋、精製建屋)	
第三十九条第1項第一号	セル内において使用済燃料から分離された物であって液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・代替安全冷却水系の機器及び主配管(内部ループへの通水による冷却に使用するもの) ・水供給設備のうち、第1貯水槽 ・アクセス性等を考慮する建屋(前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・ブルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋) ・第1貯水槽を支持する第1貯水所・保管庫 ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・固縛対策(巻) ・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護措置

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第三十九条第1項第二号	蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・代替安全冷却水系の機器及び主配管（貯槽等への注水及び冷却コイル等への通水による冷却に使用するもの） ・水供給設備のうち、第1貯水槽 ・アクセス性等を考慮する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋） ・第1貯水槽を支持する第1貯水所・保管庫 ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・固縛対策（巻） ・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護措置
第三十九条第1項第三号	蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・代替安全冷却水系の機器及び主配管（凝縮器への通水に使用するもの） ・代替換気設備 ・水供給設備のうち、第1貯水槽 ・アクセス性等を考慮する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋） ・第1貯水槽を支持する第1貯水所・保管庫 ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・固縛対策（巻） ・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護措置
第三十九条第1項第四号	蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・代替換気設備 ・アクセス性等を考慮する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋） ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・固縛対策（巻） ・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護措置
第四十条第1項第一号	セル内において放射線分解によって発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならぬ。 一 放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・代替安全圧縮空気系（水素爆発の未然防止に係る機器等） ・アクセス性等を考慮する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋） ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・固縛対策（巻） ・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護措置
第四十条第1項第二号	水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生ずるおそれがない状態を維持するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・代替安全圧縮空気系（水素爆発の再発防止に係る機器等） ・アクセス性等を考慮する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋） ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・固縛対策（巻） ・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護措置
第四十条第1項第三号	水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・代替換気設備 ・アクセス性等を考慮する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋） ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・固縛対策（巻） ・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護措置
第四十条第1項第四号	水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・代替換気設備 ・アクセス性等を考慮する建屋（前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋） ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・代替品、修理、工程停止等による機能維持
第四十一条第1項第一号	セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 火災又は爆発の発生(リン酸トリプチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)を未然に防止するために必要な設備	—※ ※ 該当する設備はないことから、「—」とする。	・代替品、修理、工程停止等による機能維持

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第四十一条第1項第二号	火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・重大事故時ブルトニウム濃縮缶加熱停止設備の主要弁 ・重大事故時供給停止回路の主要弁, 回路 ・ブルトニウム濃縮缶の圧力計, 温度計 ・アクセス性等を考慮する建屋（精製建屋）	・代替品, 修理, 工程停止等による機能維持
第四十一条第1項第三号	火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備	「○」の対象は以下のとおり ・魔ガス貯留設備 ・重大事故時供給停止回路の主要弁, 回路 ・ブルトニウム濃縮缶 ・ブルトニウム濃縮缶の圧力計, 温度計 ・アクセス性等を考慮する建屋（精製建屋）	・代替品, 修理, 工程停止等による機能維持
第四十一条第1項第四号	火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備	同上	
第四十二条第1項	再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・代替注水設備, 漏えい抑制設備, 臨界防止設備, 監視設備, 水供給設備のうち, 第1貯水槽 ・アクセス性等を考慮する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・第1貯水槽を支持する第1貯水所・保管庫	・固縛対策（竜巻）
第四十二条第2項	再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・燃料貯蔵プール ・スプレイ設備, 臨界防止設備, 監視設備 ・水供給設備のうち, 第1貯水槽 ・放出抑制設備 ・アクセス性等を考慮する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・第1貯水槽を支持する第1貯水所・保管庫	・固縛対策（竜巻）
第四十三条第1項第一号	セル内又は建屋内（セル内を除く。以下この条において同じ。）において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備（建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、第三号に掲げる設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備	一※ ※ 再処理施設では、放射性物質の漏えい防止に係る設備はないことから、「—」とする。	一
第四十三条第1項第二号	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するるために必要な設備		
第四十三条第1項第三号	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備		
第四十三条第1項第四号	系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備		
第四十四条第1項	再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・放水設備, 注水設備, 抑制設備 ・水供給設備のうち, 第1貯水槽 ・第1貯水槽を支持する第1貯水所・保管庫 ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・放水時の臨界安全の考慮 ・固縛対策（竜巻）
第四十五条第1項	再処理施設には、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・水供給設備 ・第1貯水槽を支持する第1貯水所・保管庫 ・第2貯水槽を支持する第2貯水所・保管庫 ・重大事故対処に係るパラメータを計測する計測制御設備	・固縛対策（竜巻）
第四十六条第1項	再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・重大事故等に対処するための設備への電源供給に用いる代替電源設備及び代替所内電気設備 ・発電に必要となる補機駆動用燃料補給設備	・固縛対策（竜巻） ・代替品, 修理, 工程停止等による機能維持 ・機能を損なわない高さへの設置又は保管, 被水防護対策 ・火災防護計画（森林火災）

「各申請書における適合性説明対象条文（再処理施設）」における各条の記載の考え方

添付－1
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	施設共通 基本設計方針により技術基準適合性を説明するもの
第四十七条第1項	再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む。)の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・再処理施設の重大事故等のパラメータを監視する計器、回路及びそれらへの給電、動作に係る機器等	・主要パラメータ ・補助パラメータ ・計測に当たっての優先順位
第四十七条第2項	再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・再処理施設の重大事故等のパラメータを監視する計器、回路 ・情報を把握するための計測制御装置及び緊急時対策建屋情報把握設備	—
第四十七条第3項	前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。	同上	—
第四十八条第1項	第二十三条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合において運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 ・制御室換気設備、制御室遮蔽設備、制御室放射線計測設備、制御室照明設備、制御室環境測定設備、制御室放射線計測設備 ・通信連絡設備	・出入管理区画 ・出入管理区画用資機材の確保 ・中央制御室内の換気（代替中央制御室送風機） 等 ・有毒ガスの対応
第四十九条第1項	再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・重大事故等時の工場等及び周辺の放射性物質の濃度等を監視するための設備（排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、放射能観測車、代替放射能観測設備、環境モニタリング用代替電源設備）	—
第四十九条第2項	再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・風向、風速等の気象観測するための気象観測設備及び代替気象観測設備	・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策 ・固縛対策（巻き）
第五十条第1項第一号	第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	「○」の対象は以下のとおり ・居住性確保の観点から、緊急時対策建屋、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、緊急時対策建屋電源設備 ・通信連絡設備	・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策 ・有毒ガスの対応
第五十条第1項第二号	重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。	「○」の対象は以下のとおり ・情報把握するための緊急時対策建屋情報把握設備	・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策
第五十条第1項第三号	再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。	「○」の対象は以下のとおり ・緊急時対策所から所内外に連絡するための所内通信連絡設備、所外通信連絡設備	
第五十条第2項	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・要員を収容する緊急時対策建屋	
第五十一条第1項	再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。	「○」の対象は以下のとおり ・所内外に連絡をするために必要な設備（情報把握計装設備、代替モニタリング設備、代替気象観測設備、通信連絡設備、代替通信連絡設備）	・機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策 ・代替品、修理、工程停止等による機能維持

各条における施設共通 基本設計方針

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考	
		第1回		第2回				
		②-1 (2項変更)	②-2 (2項変更)	① (1項変更)	別設工認① (2項変更)	別設工認② (2項変更)		
第4条 核燃料物質の臨界防止	臨界安全管理を行う機器から臨界安全管理対象外の機器への溶液の移送	—	○	—	—	—		
第5条 安全機能を有する施設の地盤	耐震重要施設以外の建物・構築物の支持性能 B,Cクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界 動的地震力の組合せ方法	○	○	○	○	—		
第6条 地震による損傷の防止	機器・配管系の動的解析方法 間接支持構造物の支持機能における評価方法 波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○		
第7条 津波による損傷の防止	耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮	○	○	○	○	—		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置 波及的影響を及ぼし得る施設 新知見の収集 固縛等の措置	○	○	○	○	○		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置 降下火碎物の長期的な堆積 除灰後の点検及び保守等 大気汚染 フィルタ 計測制御設備、安全保護回路、非常用所内電源系統、放射線監視設備の盤に対する考慮 新知見の確認及びモニタリング フィルタの交換、清掃及び吸引による除灰等 除灰後の点検及び保守並びに制御室の外気遮断等	○	○	○	○	○		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置 敷地内の危険物貯蔵施設等 防火帯 再処理施設の危険物貯蔵施設等 屋内の安全上重要な施設に対する防護方針 耐火被覆又は遮熱板 フィルタ 共通的な運用等の措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の運用上の措置 新知見の収集 防火帯の運用 タンクローリ火災に対する措置 耐火被覆の定期的な保守管理 ばい煙及び有毒ガスに対する措置	○	○	○	○	○		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（航空機落下）	航空路の変更等の状況確認	○	○	○	—	—		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（落雷）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置 避雷設備、構内接地系 アナログ信号式の計測制御系統施設の保安器 アナログ信号式の計測制御系統施設のアイソレータ デジタル信号式計測制御系統施設のシールドケーブル 放射線監視設備の光伝送ケーブル 電路 電気的・物理的独立性 新知見の収集 工程停止又は再処理施設を安定した状態への移行させる措置	○	○	○	○	○		

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考	
		第1回		第2回				
		②-1 (2項変更)	②-2 (2項変更)	① (1項変更)	別設工認① (2項変更)	別設工認② (2項変更)		
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他）	凍結及び高温に対する考慮	○	○	○	—	—		
	排水溝及び敷地内排水路	○	○	○	—	—		
	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○		
	屋外の外部事象防護対象施設の塗装及び腐食し難い金属の使用	○	○	○	—	—		
	有毒ガスの対応	○	○	○	—	—		
	計装系を有する安全上重要な施設に対する共通的な措置	○	○	○	—	—		
	新知見の収集	○	○	○	○	○		
	除雪	○	○	○	—	—		
	人の不法な侵入の防止に係る措置	○	—	—	—	—		
	不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置	○	—	—	—	—		
第9条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止	不正アクセス行為の防止に係る措置	○	—	—	—	—		
	関係機間との通信及び連絡に係る措置	○	—	—	—	—		
	核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置	○	—	—	—	—		
	放射性物質を限定された区域に閉じ込める設計	—	○	○	—	○		
	放射性物質が漏えいし難い設計	—	○	○	—	○		
	ウランを含む粉末、焼却灰その他の粉末状の放射性物質を密閉した系統及び機器内で取り扱う設計	—	○	—	—	—		
	逆流防止の措置	—	○	○	—	—		
	放射性物質を内包する系統及び機器をセル等又は室に収納する設計	—	○	○	—	—		
	漏えい液受皿の集液溝を監視する装置により、漏えいを検知する設計（セル内漏えい検知カメラの設置）	—	○	—	—	—		
	管理区域内で熱交換器を介することで、放射性物質を含む流体を管理区域外に流出しない設計	—	○	○	—	—		
第10条 閉じ込めの機能	熱媒をセル内に設置された流体状の放射性物質を内包する設備へ供給する場合は、熱媒中への放射性物質の漏えいを検知できる設計（漏えいしたことが分かる内部ループの形成）	—	○	○	—	—		
	熱媒中に放射性物質が漏えいした場合は、汚染した熱媒を安全に処理し得る設計	—	○	○	—	—		
	敷地外に管理されずに排出される排水が流れる排水路を設置しない設計	—	○	—	—	—		
	蒸気供給設備における安全蒸気系の起動	—	○	—	—	—		
	第1章 共通項目							
	第2章 個別項目							

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考	
		第1回		第2回				
		②-1 (2項変更)	②-2 (2項変更)	① (1項変更)	別設工認① (2項変更)	別設工認② (2項変更)		
第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	—	—		
	煙等流入防止対策	—	○	○	—	—		
	消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○		
	火災防護計画	○	○	○	—	—		
	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器で加温を行う機器の監視	—	○	—	—	—		
	放射性物質を含む有機溶媒を内包する機器を収納するセルに対する対策(着火源を有する機器を設置しない)	—	○	—	—	—		
	ジルコニウム粉末及びその合金粉末を保管廃棄する設備に対する対策(ドラム又はガラス固化体に収納し、そのうちドラムについては、水中で取り扱う)	—	○	○	—	—		
	硝酸ヒドラジンに対する貯蔵及び取扱時の漏えい防止	—	○	—	—	—		
	分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	—	○	○	—	—		
	油内包設備 漏えい拡大防止対策	○	○	○	—	—		
	油内包設備 配置上の考慮	○	○	○	—	—		
	自然換気	○	○	○	—	—		
	発火性物質又は引火性物質の貯蔵	—	○	○	—	—		
	可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	—	○	○	—	—		
	可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	—	○	○	—	—		
	蓄電池室の換気設備	—	○	○	—	—		
	換気に係る水素濃度設定	—	○	○	—	—		
	蓄電池室の設計	—	○	○	—	—		
	可燃性ガスの貯蔵	—	○	—	—	—		
	防爆対策	—	○	○	—	—		
	可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計(接地含む)	—	○	○	—	—		
	有機溶剤の持ち込みに係る運用	○	○	○	—	—		
	換気、通風又は拡散の措置	○	○	○	—	—		
	可燃性物質の保管管理(発火源への対策)	○	○	○	—	—		
	冷却水設備 安全冷却水系	—	○	○	—	—		
	ガラス固化体貯蔵設備	—	○	○	—	—		
	廃树脂及び廃スラッジの貯蔵	—	○	○	—	—		
	廃棄物の保管(金属容器への封入)	—	○	○	—	—		
	遮断器	—	○	○	—	—		
	電気室(電源供給のみに使用)	—	○	○	—	—		
	主要な構造材に対する不燃性材料の使用	○	○	○	—	—		
	グローブボックス及びセルペネル(非常封で放射性物質を取扱う)	—	○	—	—	—		
	グローブボックス(パネルに可燃性材料を使用)	—	○	—	—	—		
	バッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置	○	○	○	—	—		
	金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	○	○	○	—	—		
	保溫材に対する不燃性材料の使用	—	○	○	—	—		
	建屋内装材の不燃性材料の使用	—	○	○	—	—		
	建屋内装材の塗装(難燃性)	—	○	○	—	—		
	カーペット(防炎物品)	—	○	○	—	—		
	火災防護上重要な機器等のケーブルに対する難燃性材料の使用	○	○	○	—	—		
	火災防護上重要な機器等の非難燃ケーブルへの措置	—	○	○	—	—		
	換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	—	○	○	—	—		
	総線油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	—	○	○	—	—		
	避雷設備、構内接地系(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	—	—		
	耐震設計(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	—	—		
	中央制御室の影響軽減対策	—	○	○	—	—		
	サーモグラフィ	—	○	○	—	—		
	ケーブルトレイ	—	○	○	—	—		
	火災影響評価	—	○	○	—	—		
第2章 個別項目	耐火シール、防火戸、防火ダンパー	—	○	○	—	—		
	点検・試験(火災感知器)	○	○	○	—	—		
	予備品確保・早期復旧(火災感知器)	○	○	○	—	—		
	可搬型排煙機及びサーモグラフィの配備	—	○	○	—	—		
	消火水による影響	—	○	○	—	—		
	消火水の流出防止対策	—	○	○	—	—		
	消火ガスの流出防止対策	—	○	○	—	—		
	移動式消火設備	○	○	○	—	—		
	ポンプを設置する室に対する人による消火活動	—	○	○	—	—		

各条における施設共通 基本設計方針

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考	
		第1回		第2回				
		②-1 (2項変更)	②-2 (2項変更)	① (1項変更)	別設工認① (2項変更)	別設工認② (2項変更)		
第14条 安全避難通路等	安全避難通路 可搬型照明	—	○	○	○	—	—	
第15条 安全上重要な施設 第16条 安全機能を有する施設	安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮 安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮 安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮 安全機能を有する施設の操作場所の環境条件に対する考慮 安全機能を有する施設に対する誤操作防止 安全上重要な施設に対する誤操作防止 安全機能を有する施設の維持管理 安全機能を有する施設の試験、検査性等に対する考慮 安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する運用上の措置 重量物の落下による飛散物、回転機器の損壊による飛散物を考慮した発生防止設計	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
第21条 放射線管理施設 第22条 安全保護回路	放射線管理に必要な情報の表示 ハードウェアを直接接続させない措置	—	○	○	—	—	—	
第23条 制御室等	現場盤 有毒ガスの対応	—	○	○	—	—	—	
第26条 使用済燃料等による汚染の防止	放射性物質による汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面はを樹脂系塗料等の材料によって仕上げる設計 汚染を除去する除染設備を設ける設計及び除染設備の排水はを液体廃棄物の廃棄施設で処理する設計	—	○	○	—	—	—	
第27条 遮蔽 第28条 換気設備	遮蔽計算に係る考慮事項 逆流防止 建屋給気系のダクト	—	○	○	—	—	—	
第30条 緊急時対策所	有毒ガスの対応	—	○	—	—	—	—	
第32条 重大事故等対処施設の地盤	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物及び機器・配管系に係る接地地における許容限界	—	○	○	—	—	—	
第33条 地震による損傷の防止	動的地盤力の組合せ方法 機器・配管系の動的解析方法 間接支持構造物の支持機能における評価方法 波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	—	○	○	—	—	—	
第34条 津波による損傷の防止	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮 可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管	—	○	○	○	—	—	

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考	
		第1回	第2回		① (1項変更)	別設工認① (2項変更)		
		②-1 (2項変更)	②-2 (2項変更)					
第35条 火災等による損傷の防止	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区域の設定及び管理 消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計 火災防護計画 分析試薦に対する保管・取り扱いに係る対策 油内包設備 漏えい拡大防止対策 油内包設備 配置上の考慮 発火性物質又は引火性物質の貯蔵 可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策 可燃性ガス内包設備 配置上の考慮 換気に係る水素濃度設定 蓄電池室の設計 防爆対策 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を取り扱う設備を設置する火災区域には静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計（接地含む） 有機溶剤の持ち込みに係る運用 可燃性物質の保管管理（発火源への対策） 廃棄物の保管（金属容器への封入） 遮断器 電気室（電源供給のみに使用） 主要な構造材に対する不燃性材料の使用 バックン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置 金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル 保温材に対する不燃性材料の使用 建屋内装材の不燃性材料の使用 建屋内装材の塗装（難燃性） カーペット（防炎物品） 重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用 重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置 換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用 鉛錆油を内包しない変圧器及び遮断器の使用 避雷設備、構内接地系（重大事故等対処施設） 耐震設計（重大事故等対処施設） 童券防護対策 防火帯 耐火シール、防火戸、防火ダンバ 点検・検査（火災感知器） 予備品確保・早期復旧（火災感知器） 消火水による影響 消火水の流出防止対策 消火ガスの流出防止対策 移動式消火設備 ポンプを設置する室に対する人による消火活動	—	○	○	—	—	第1章 共通項目	
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
第36条 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の維持管理 除雪、除灰及び屋内への配備 重大事故等に対処するための手順、訓練、教育 作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備 工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定 現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止 重大事故等対処設備の識別管理 中央制御室での迅速な操作及び制御盤の操作性 動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認 溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定 津波に対する屋外アクセスルートの運用 屋外アクセスルートの復旧 凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保 屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用 消防車による初期消火活動 屋内アクセスルートにおける薬品防護具の着用 アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策 アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備 屋内アクセスルートの設定	—	○	○	○	—	第2章 個別項目	
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		
		—	○	○	○	—		

各条における施設共通 基本設計方針

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期					備考	
		第1回		第2回				
		②-1 (2項変更)	②-2 (2項変更)	① (1項変更)	別設工認① (2項変更)	別設工認② (2項変更)		
第38条 臨界事故の拡大を防止するための設備	代替品、修理、工程停止等による機能維持 機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	○	—	—	—		
第39条 冷却機能喪失による蒸発乾固に対処するための設備	固縛対策（竪巻） 機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	○	—	—	—		
第40条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	固縛対策（竪巻） 機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	○	—	—	—		
第41条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	○	—	—	—		
第42条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	固縛対策（竪巻）	—	—	○	—	—		
第44条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	放水時の臨界安全の考慮	—	○	—	—	—		
第45条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	固縛対策（竪巻） 固縛対策（竪巻）	—	○	—	—	—		
第46条 電源設備	代替品、修理、工程停止等による機能維持 機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策 火災防護計画（森林火災）	—	○	○	○	—		
第47条 計装設備	主要バラメータ 補助バラメータ 計測に当たっての優先順位	—	○	○	—	—		
第48条 制御室	出入管理区画 出入管理区画用資機材の確保 中央制御室内の換気（代替中央制御室送風機） 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の換気（代替制御室送風機） 工程停止等の手順 可搬型照明 有毒ガスの対応	—	○	○	—	—		
第49条 監視測定設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策 固縛対策（竪巻）	—	○	—	—	—		
第50条 緊急時対策所	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策 有毒ガスの対応	—	○	—	—	—		
第51条 通信連絡を行うために必要な設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策 代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	○	—	—	—		

申請書／条文		(重大事故等対処施設の地盤)	(地震による損傷の防止)	(津波による損傷の防止)	(火災等による損傷の防止)	重大事故等対処設備(第三十一条)	材料及び構造(第三十一条)	(臨界三事故の拡大を防止するための設備)	備閉じ(第込三める機能の喪失に対処するための設	た工場等外への放射性物質の拡散を抑制する	設備重大事故等への対処に必要となる水の供給	電源設備(第三十六条)	監視測定設備(第三十七条)	緊急時対策所(第三十八条)	通信連絡を行ったために必要な設備
第1回	基本設計方針	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2項変更申請①	○(燃料加工建屋、施設共通 基本設計方針)	○(燃料加工建屋)	○(燃料加工建屋、施設共通 基本設計方針)	○(火災区域構造物及び火災区画構造物(燃料加工建屋)※、施設共通 基本設計方針※)※火災防護計画、火災区域及び火災区画の設定等	○(燃料加工建屋、施設共通 基本設計方針※)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第2回	基本設計方針	—	—	—	—	●(個別項目の消火設備に係る記載の拡充)	—	○	○	—	—	—	—	—	—
	1項新規申請③	□	○(外部放出抑制設備※、代替グローブボックス排気設備※、代替火災感知設備、代替消火設備、延伸防止ダンバ等)	□	○(火災防護設備※1、施設共通 基本設計方針※2等)※1消火設備、延伸防止ダンバ※2火災の発生防止措置、不燃性又は難燃性材料の使用等	○(外部放出抑制設備※、代替グローブボックス排気設備※)※外部放出抑制系の主配管、ダンバ、フィルタ等	○(外部放出抑制設備※、代替グローブボックス排気設備※)※外部放出抑制系の主配管、該当するダンバ等	※MOX燃料加工施設では、臨界に係る重大事故が想定されないことを基本設計方針「I」核燃料物質の臨界防止)及び添付書類「I」核燃料物質の臨界防止に関する説明書」にて説明する。	○(外部放出抑制設備※、代替グローブボックス排気設備※)※外部放出抑制系の主配管、該当するグローブボックス給気排気フィルタ等	—	—	—	○(気体廃棄物の廃棄設備)※外部放出抑制設備境界から排気筒までの範囲を測定箇所として兼用なお、第3回にて詳細を申請する。	—	—
第3回	2項変更申請④	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	基本設計方針	—	—	—	—	●(個別項目の火災感知設備に係る記載の拡充)	—	—	●(個別項目の遠隔消火装置等に係る記載の拡充)	—	—	○	○	—	—
	1項新規申請③	□	○(外部放出抑制設備※、代替グローブボックス排気設備※、代替火災感知設備、代替消火設備、延伸防止ダンバ等)	□	○(焼結炉等及びそれらについて第29条第3項の適切な防護措置となる機器、火災感知設備、消火設備、クローブボックス排気設備、代替消火設備、放射線管理施設、施設共通 基本設計方針※)※火災の発生防止措置、不燃性又は難燃性材料の使用等	○(外部放出抑制設備※1、代替グローブボックス排氣設備※1、代替火災感知設備、代替消火設備、クローブボックス排氣設備、代替消火設備、放射線管理施設、施設共通 基本設計方針※)※1可搬型ダクト※2工程基準ダクト、グローブボックス排気ダクト※3遠隔消火装置	○(代替グローブボックス排氣設備※1、排氣モニタリング設備※2、代替消火設備※3等)	○(外部放出抑制設備※1、代替グローブボックス排氣設備※1、代替火災感知設備、代替消火設備、放射線管理施設、施設共通 基本設計方針※)※1可搬型ダクト※2工程基準ダクト、グローブボックス排気ダクト※3遠隔消火装置	○(外部放出抑制設備、代替グローブボックス排氣設備(グローブボックス)、代替火災感知設備、代替消火設備等)	—	—	○(再処理施設と併用しない所内電源設備のうち高圧・低圧母線(非常用ガススタービン発電機からの電源供給による範囲、非常用ガススタービン発電機からの電源供給以外のMOX燃料加工施設内の範囲、燃料加工建屋の各母線))	○(情報把握設備)※グローブボックス負圧・温度監視設備の経路の一部を情報把握設備と兼用なお、第4回にて詳細を申請する。	○(情報把握設備)※グローブボックス負圧・温度監視設備の経路の一部を情報把握設備と兼用なお、第4回にて詳細を申請する。	—
第4回	2項変更申請④	□	○(外部放出抑制設備※、代替グローブボックス排気設備※)※重大事故の発生を仮定するグローブボックス	□	○(施設共通 基本設計方針※)※火災の発生防止措置、不燃性又は難燃性材料の使用等	○(外部放出抑制設備※、代替グローブボックス排気設備※)※重大事故の発生を仮定するグローブボックス	—	—	○(外部放出抑制設備及び代替グローブボックス排氣設備(重事故の発生を仮定するグローブボックス))	—	—	—	—	—	—
	基本設計方針	—	—	—	●(個別項目の再処理施設と共用する消火設備等に係る記載の拡充)	—	—	—	○	○	—	●(個別項目の可搬型の設備、共用する設備等に係る記載の拡充)	○	○	—
第4回	1項新規申請③	○(補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽、緊急時対策建屋及び重油貯槽、水供給設備、緊急時対策施設共通 基本設計方針等)	○(補機駆動用燃料補給設備、水供給設備、緊急時対策建屋排風機、施設共通 基本設計方針等)	○(火災区域構造物及び火災区画構造物、緊急時対策建屋及び重油貯槽、水供給設備、緊急時対策施設共通 基本設計方針等)	○(補機駆動用燃料補給設備、水供給設備、緊急時対策建屋排風機、施設共通 基本設計方針等)	○(火災の発生防止措置、不燃性又は難燃性材料の使用、移動式消火設備等)	○(補機駆動用燃料補給設備、水供給設備、緊急時対策施設共通 基本設計方針等)	○(補機駆動用燃料補給設備、水供給設備、緊急時対策施設共用する設備)※再処理施設と共用する設備は、再処理施設の評価内容を流用する。	○(補機駆動用燃料補給設備、水供給設備)	○(水供給設備)	○(所内電源設備、補機駆動用燃料補給設備)	○(情報把握設備、放射線監視設備(モニタリングボスト、可搬型設備等))※記録に係る系統、設計においての詳細は参考「技術基準規則第三十七条「監視測定設備」に係る記録について」に示す	○(緊急時対策所、通信連絡設備)	○(通信連絡設備、情報把握設備)	—
	2項変更申請④	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

凡例

【基本設計方針】
 ○：基本設計方針を示す申請回
 ●：前段の基本設計方針から記載が拡充される申請回
【1項新規申請/2項変更申請】
 ○：新規申請設備又は変更あり設備
 □：(第二十六条、第二十八条のみ)燃料加工建屋等に収納される設備
 -：該当なし

【1項新規申請/2項変更申請の「○」、「-」の共通的な考え方】
 •未申請の設備があれば1項新規の行に「○」を記入している。(設備の代表例を括弧内に記載。以下同じ。)
 •既認可の設備があれば2項変更の行に「○」を記入している。
 •各行の申請書において条文に対応する設備の申請がない列は、「-」を記入している。
 •各条における「○」、「□」、「-」の考え方の詳細については、別表1を参照。
 •各条における「施設共通 基本設計方針」の詳細については、別表2を参照。

【各欄の記載内容の考え方】
 •本補足説明資料の本文の各表で記載している設備の記載程度を基本とするが、各条文の要求事項と設備の対応を示す上で必要な場合には、各欄で設備名を細かく特定して例示したり、複数の設備を性質で一括りにして説明する内容を記載したりしている。

「各申請書における適合性説明対象条文（MOX燃料加工施設）」における各条の記載の考え方

添付－2
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第四条第1項	安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「單一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその誤動作又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・單一ユニットを持つ機器（プロセスのグローブボックス、集合体等を搬送するクレーンなど） なお、既認可から單一ユニットの対象に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となるグローブボックスについては、「△」とする。 ・質量管理に係るインターロック機能を有する機器 <p>※搬送グローブボックス（單一ユニット間のグローブボックス）などは、單一ユニットが設定されないため対象外</p>	—
第四条第2項	2 安全機能を有する施設は、單一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその誤動作又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、單一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは單一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の單一ユニットを有し、核的に安全な配置の維持が必要である設備 なお、既認可から複数ユニットの考慮に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となるグローブボックス、グローブボックス内装機器については、「△」とする。 	—
第四条第3項	3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はブルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨界検知用ガスマニタ 	—
第五条第1項	安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物（第1回） なお、第2回以降の燃料加工建屋に収納される設備の適合性は、第1回の燃料加工建屋の申請にて説明していることから、「□」とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設以外の建物・構築物の支持性能 等
第六条第1項	安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震クラスS, B, Cの施設 ※重大事故等対処施設のみの要求の機器及び可搬型の機器は対象外 	—
第六条第2項	2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・Sクラスの施設 	—
第六条第3項	3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	<p>— ※周辺に斜面はないことから「—」とする。</p>	—
第七条第1項	安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設及びそれらを支持する建物・構築物（燃料加工建屋） なお、第2回以降の燃料加工建屋に収納される設備の適合性は、第1回の燃料加工建屋の申請にて説明することから、「□」とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮
第八条第1項	安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋（第1回） ・竜巻等の防護対象のうち、外気を取り入れている機器（グローブボックス排気設備、非常用発電機）等の評価対象の設備 ・その他自然現象の対象となる受電開閉設備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の考慮 等
第八条第2項	2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋（第1回） ・有毒ガス等の中央監視室の換気設備 ・非常用発電機 	
第八条第3項	3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋（第1回） 	
第九条第1項	加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	<p>— ※不法侵入の防止に係る措置等については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス防止 ・不法侵入の防止措置等

条文	技術基準規則	「〇」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十条第1項第一号	安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するよう設置されたものでなければならない。	・液体状の放射性物質等を取り扱う、低レベル廃液処理設備及び分析済液処理設備	
第十条第1項第二号	二 六つ化ウランを取り扱う設備であって、六つ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。	— ※六つ化ウランは取り扱わないため	
第十条第1項第三号	三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を當時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	・グローブボックス等の負圧維持に係るグローブボックス等、グローブボックス排気設備及び窒素循環設備 ・負圧維持の監視に係るグローブボックス負圧・温度監視設備 なお、既認可からグローブボックスの負圧維持に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となるグローブボックスについては、「△」とする。	
第十条第1項第四号	四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	・液体状の放射性物質を取り扱うグローブボックス及びオープンポートボックス(分析済液処理装置及び低レベル廃液処理設備) ・液体状の放射性物質を取り扱う系統及び機器(分析済液処理装置及び低レベル廃液処理設備) ・漏えいを検知するための漏えい検知器	
第十条第1項第五号	五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	・フード及びオープンポートボックスの開口部の面速維持に係るフード、オープンポートボックス及びグローブボックス排気設備	
第十条第1項第六号	六 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び核燃料物質等による汚染のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	・プルトニウム等を取り扱う室として、燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道 ・上記のプルトニウム等を取り扱う室の負圧維持に係る工程室排気設備、建屋排気設備 ・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道、工程室、グローブボックスの負圧順序に係るグローブボックス排気設備及び窒素循環設備 なお、既認可からプルトニウム等を取り扱う室等の負圧に係る考え方について、変更はないため、既認可設備となる燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道については、「△」とする。	・工程停止及び排風機等の停止による漏えいの拡大防止対策
第十条第1項第七号	七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	・液体状の放射性物質等を取り扱う設備からの漏えい拡大防止に係る燃料加工建屋、施設外漏えい防止堰 ・漏えいを検知するための漏えい検知器 なお、既認可から施設外漏えいの防止に係る考え方について、変更はないため、既認可設備である燃料加工建屋については、「△」とする。	

「各申請書における適合性説明対象条文（MOX燃料加工施設）」における各条の記載の考え方

添付－2
別表1

条文	技術基準規則	「〇」, 「△」, 「□」, 「-」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十一條第1項	安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあっては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。	・安全機能を有する施設に係る火災の消火設備、感知設備	-
第十一條第2項	2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	・上記の設備のうち、安全上重要な施設	-
第十一條第3項	3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	・耐熱性を有する焼結炉等のその他適切な防護措置に係る設備 ・火災区域を構築する機器（防火扉、防火シャッタ、延焼防止ダンパ及び防火ダンバ） ※不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。その他の適切な防護措置等の対象となる機器を対象とする。	・主要な構造材に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置 等
第十一條第4項	4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。	水素を取り扱う以下の設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・水素・アルゴン混合ガス設備	-
第十一條第5項	5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	爆発の危険性がないものを除く水素を取り扱う設備及び漏えいした際の換気設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・焼結炉 ・グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備	-
第十一條第6項	6 焼結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	・熱的制限値を定める焼結炉及び小規模焼結処理装置の過加熱防止回路	-
第十一條第7項	7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。 二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。 三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。	爆発の危険性がないものを除く水素を取り扱う設備及び漏えいした際の換気設備を対象とする。 ・焼結炉 ・排ガス処理装置 ・小規模焼結処理装置 ・焼結炉 ・グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備	-
第十二條第1項	安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	・防護対象設備（溢水機能喪失高さを有するため） ・溢水防護設備（遮断弁、堰） ・区画を設定する燃料加工建屋（第1回）	溢水防護対象設備以外の設備の安全機能の確保・維持 等
第十三條第1項	加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	・照明設備 ※安全避難通路については施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・安全避難通路
第十四條第1項	安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置されたものでなければならない。	- ※環境条件については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮 ・安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮 等
第十四條第2項	2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	- ※試験検査性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・安全機能を有する施設の試験、検査性の確保
第十四條第3項	3 安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	- ※内部発生飛散物については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「-」とする。	・安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮
第十四條第4項	4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	・共用する設備 なお、既認可設備となる燃料加工建屋、貯蔵容器搬送用洞道、混合酸化物貯蔵容器及び容器（粉末缶）については、「△」とする。 ※別紙2では各個別事項の条文に共用は展開しており、各条の別紙2の整理結果を集約して「〇」をつけている。	-

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第十五条第1項	<p>安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 容器等に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>三 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設の管・容器 ・加工第1種機器から加工第3種機器 ・安全上重要な施設の主要弁、ポンプ <p>なお、第4回の1項新規については、再処理施設で申請済みの設備を共用する海洋放出管理系の申請であり、評価を流用する観点から「○※」を記入している。第4回の2項変更である混合酸化物貯蔵容器についても、同様に再処理施設の評価を流用する観点から「○※」を記入している。</p>	
第十五条第2項	2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	同上	—
第十六条第1項第一号	<p>核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設及びその他加工設備の附属施設（小規模試験設備）の内、MOX粉末及びペレットを収納する容器、燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備 （天然ウラン又は劣化ウランの粉末及び密封されたウラン燃料棒を取り扱うことから、人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして、グローブボックス外でウランを取扱う設備を除く） 	—
第十六条第1項第二号	二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。	同上	—
第十七条第1項	核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備を設けるという要求を踏まえて、崩壊熱除去に係る換気設備（グローブボックス排気設備及び建屋廃棄設備）を対象とする。 ・許可整合性の観点で、貯蔵能力に係る貯蔵設備、貯蔵設備に該当する容器、グローブボックス、貯蔵棚、ピット等 	—
第十八条第1項	加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていないなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときとして、設計基準事故となる非密封のMOXを取り扱うGB内の火災の感知に係るグローブボックス温度監視装置 ・気体廃棄物の廃棄中の放射能レベルを監視する排気モニタ ・液体状廃棄物の廃棄設備からの漏えいを検知する漏えい検知器 	—
第十八条第2項	2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうお自分が生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動回路として、以下の回路を対象とする。 ・焼結炉内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路 ・小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路 ・混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路 	—
第十九条第1項第一号	工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・排気口の放射性物質の放射能レベルを測定する排気モニタ及び放射性物質の濃度を分析する放出管理分析設備 	—
第十九条第1項第二号	二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	<ul style="list-style-type: none"> ・排水する液体状の放射性物質の濃度を測定するための放出管理分析設備 	—
第十九条第1項第三号	三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域内における放射性物質の濃度等を計測する屋内モニタリング設備及び放射能測定設備 	—

条文	技術基準規則	「〇」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第二十条第1項第一号	放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	・気体廃棄物の廃棄設備（グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、給気設備、窒素循環設備及び排気筒） ・液体廃棄物の廃棄設備（低レベル廃液処理設備） ・放射線管理施設（排気モニタ）	—
第二十条第1項第二号	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	・気体廃棄物の廃棄設備（グローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備及び窒素循環設備） ・液体廃棄物の廃棄設備（低レベル廃液処理設備）	—
第二十条第1項第三号	三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において气体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	・気体廃棄物の放射性廃棄物を廃棄する系統となるグローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、窒素循環設備及び排気筒	—
第二十条第1項第四号	四 气体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	・グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備のフィルタ	—
第二十条第1項第五号	五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	・系統を形成する低レベル廃液処理設備	—
第二十一条第1項	加工施設のうち人が頻繁に入り出す建物内部の壁、床その他の部分であって、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	・燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道	—
第二十二条第1項	安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	・公衆被ばくに係る遮蔽として期待する建屋遮蔽（第1回）、遮蔽蓋及び遮蔽蓋を支える遮蔽蓋支持架台	—
第二十二条第2項	2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	・従事者被ばくに係る遮蔽として期待する建屋遮蔽（第1回）、遮蔽蓋、遮蔽扉及び遮蔽を期待する機器付き遮蔽	—
第二十三条第1項第一号	加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	・換気設備に係るグローブボックス排気設備、工程室排気設備、建屋排気設備、窒素循環設備及び給気設備	—
第二十三条第1項第二号	二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	同上	—
第二十三条第1項第三号	三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	・グローブボックス排気設備、工程室排気設備及び建屋排気設備のフィルタ	—
第二十四条第1項	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	・非常用発電機及び第1非常用ディーゼル発電機 ・上記に係る高圧母線及び低圧母線	—
第二十四条第2項	2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	・非常用直流電源設備及び非常用無停電電源装置 ・上記に係る低圧母線	—
第二十五条第1項	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	・所内通信連絡設備	—
第二十五条第2項	2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	・所外通信連絡設備	—

条文	技術基準規則	「〇」, 「△」, 「□」, 「一」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第二十六条 第1項	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なブルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であって、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 ・燃料加工建屋（第1回） ・緊急時対策建屋 ・第1軽油貯槽 ・第2軽油貯槽 ・第1保管庫・貯水所 ・第2保管庫・貯水所 ・重油貯蔵 なお、第2回以降の燃料加工建屋に収納される設備の適合性は、第1回の燃料加工建屋の申請にて説明していることから、「□」とする。	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の支持性能 等
第二十七条 第1項第一号	重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	—
第二十七条 第1項第二号	二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設	—
第二十七条 第2項	2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	— ※周辺に斜面はないことから「一」とする。	—
第二十八条 第1項	重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設となる建物・構築物（燃料加工建屋、緊急時対策所、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽） なお、第2回以降の上記の建物・構築物に収納される常設重大事故等対処設備は、上記の建物・構築物の申請にて説明することから、「□」とする。	・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備の津波に対する考慮 ・可搬型重大事故等対処設備の津波を考慮した保管
第二十九条 第1項	重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。	重大事故等対処施設に係る消火設備及び感知設備	・主要な構造材に対する不燃性材料の使用 ・パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置 等
第二十九条 第2項	2 前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	上記の設備	—
第二十九条 第3項	3 重大事故等対処施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	耐熱性を有する焼結炉等 ・火災区域を構築する機器（防火扉、防火シャッタ、延焼防止ダンバ及び防火ダンバ） ※不燃性又は難燃性の材料の使用については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「一」とする。その他の適切な防護措置等の対象となる機器を対象とする。	—

「各申請書における適合性説明対象条文（MOX燃料加工施設）」における各条の記載の考え方

添付－2
別表1

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第三十条第1項	重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。 四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。 六 ブルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	・重大事故等対処設備 ※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。 ※操作の確実性については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。	・作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備 ・工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定 等
第三十条第2項	2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	・常設重大事故等対処設備 ※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。	—
第三十条第3項	3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 常設設備（ブルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はブルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。 二 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（ブルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。 三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。 四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。 五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。 六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	・可搬型重大事故等対処設備 ※別紙2では個数及び容量等は、各SA設備にて展開しており、冒頭宣言等となっているが、30条に係る方針は各SA設備の条文にて整理した結果を反映して○をついている。 ・アクセスルートの整備に係るホイールローダ ※アクセスルートの確保については、施設共通 基本設計方針として整理し、各設備は「—」とする。整備に係るホイールローダは対象とする。	・溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定 ・屋外アクセスルートの復旧 等
第三十一条第1項	重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行までの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。 二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。	・重大事故等対処設備の管及び容器 ・重大事故等対処設備の主要弁、ポンプ なお、再処理施設で申請済みの共用設備については、評価を流用する観点から「○※」を記入している。	—
第三十一条第2項	2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	同上	—

条文	技術基準規則	「○」, 「△」, 「□」, 「—」の考え方	「施設共通 基本設計方針」により技術基準適合性を説明するもの
第三十二条 第1項第一号	ブルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていないければならない。 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備	— ※MOX燃料加工施設では、臨界に係る重大事故等が想定されないことから、「—」とする。 なお、対象となる設備がないことを基本設計方針「1.核燃料物質の臨界防止」及び添付書類「I.核燃料物質の臨界防止に関する説明書」にて説明する。（第2回）	—
第三十二条 第1項第二号	二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備	同上	—
第三十三条 第1項第一号	ブルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていないければならない。 一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備	・閉じ込める機能喪失に対処するための設備（外部放出抑制設備、代替火災感知設備、代替消火設備及び工程室放射線計測設備）	—
第三十三条 第1項第二号	二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備	・代替グローブボックス排気設備	—
第三十四条 第1項	ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていないければならない。	・建屋放水及び航空機墜落火災の消火に係る放水設備 ・抑制に係る抑制設備	—
第三十五条 第1項	ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていないければならない。	・第三十四条の対処に用いる水を供給する水供給設備	—
第三十六条 第1項	ブルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていないければならない。	・重大事故等に対処するための設備への電源供給に用いる代替電源設備（可搬型発電機等） ・発電に必要となる補機駆動用燃料供給設備	—
第三十七条 第1項	ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていないければならない。	・重大事故時の工場等及び周辺の放射性物質の濃度等を監視するための設備（排気モニタリング設備、環境モニタリング設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、放射能観測車及び代替放射能観測設備） ・情報を記録するための情報把握設備のうちデータ収集装置及びデータ表示装置等 ・非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への給電が喪失した場合に、給電に必要となる環境モニタリング用代替電源設備	—
第三十七条 第2項	2 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていないければならない。	・風向、風速等の気象観測するための気象観測設備及び代替気象観測設備 ・情報を記録するための情報把握設備のうちデータ収集装置及びデータ表示装置等	—
第三十八条 第1項第一号	ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	・居住性確保の観点から、緊急時対策建屋、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋電源設備	—
第三十八条 第1項第二号	二 ブルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。	・緊急時対策所から所内外に連絡するための所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備	—
第三十八条 第1項	2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	・要員を収容する緊急時対策建屋	—
第三十九条 第1項	ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていないければならない。	・所内外に連絡する設備（所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備）	—

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期							備考
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)	4-2 (1項新規)	
第5条 安全機能を有する施設の地盤	耐震重要施設以外の建物・構築物の支持性能	○	—	—	○	○	○	○	
	Sクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	○	○	○	○	○	○	
	B,Cクラスの施設の建物・構築物の接地圧における許容限界	○	—	—	○	○	○	○	
第6条 地震による損傷の防止	動的地震力の組合せ方法	○	○	○	○	○	○	○	
	建物・構築物の動的解析方法	○	○	○	—	○	—	○	
	機器・配管系の動的解析方法	—	○	○	○	○	○	○	
	間接支持構造物の支持機能における評価方法	○	—	—	—	—	—	—	
	波及的影響に係る機器設置時の配慮事項等	○	○	○	○	○	○	○	
第7条 津波による損傷の防止	耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設の津波に対する考慮	○	—	—	—	—	—	—	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	竜巻防護対象施設を設置しない区画の設定	○	—	—	—	○	—	—	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
	全工程停止等	○	○	○	○	○	○	○	
	固縛等の措置	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	波及的影響を及ぼし得る施設	○	○	○	○	○	○	○	
	降下火碎物の長期的な堆積	○	○	○	○	○	○	○	
	除灰後の点検及び保守等	○	○	○	○	○	○	○	
	大気汚染	○	○	○	○	○	○	○	
	焼結設備、火災防護設備、小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮	—	—	○	—	○	—	—	
	外部電源喪失	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の確認及びモニタリング	○	○	○	○	○	○	○	
	フィルタの交換、清掃及び追加設置	○	○	○	○	○	○	○	
	航空路の変更等の状況確認	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	敷地内の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	○	○	
	防火帯	○	○	○	○	○	○	○	
	MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等	○	○	○	○	○	○	○	
	焼結設備、火災防護設備、小規模試験設備及び非常用所内電源設備の盤に対する考慮	—	—	○	—	○	—	—	
	共通的な運用等の措置・換気停止を含む有毒ガス発生時の運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
	防火帯の運用	○	○	○	○	○	○	○	
	タンクローリ火災に対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
	ばい煙に対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（航空機落下）	有毒ガスに対する措置	○	○	○	○	○	○	○	
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他）	航空路の変更等の状況確認	○	○	○	○	○	○	○	
	凍結及び高温に対する考慮	○	○	○	○	○	○	○	
	排水溝及び敷地内排水路	○	○	○	○	○	○	○	
	避雷設備	○	○	○	○	○	○	○	
	安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置	○	○	○	○	○	○	○	
	有毒ガスの対応	○	○	○	○	○	○	○	
	加工工程停止等の施設への影響を軽減するための措置	○	○	○	○	○	○	○	
	新知見の収集	○	○	○	○	○	○	○	
第9条 加工施設への人の不法な侵入等の防止	除雪	○	○	○	○	○	○	○	
	人の不法な侵入の防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
	不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
	不正アクセス行為の防止に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
	関係機関との通信及び連絡に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
第10条 閉じ込めの機能	核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置	○	—	—	—	—	—	—	
	工程停止及び排風機等の停止による漏えいの拡大防止対策	○	—	○	—	—	—	—	

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期							備考
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)	4-2 (1項新規)	
第1章 共通項目	火災防護を目的とした、火災区域及び火災区画の設定及び管理	○	○	○	○	○	○	○	
	煙等流入防止対策	—	○	—	—	—	—	—	
	消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計	○	○	○	○	○	○	○	
	火災防護計画	○	○	○	○	○	○	○	
	水素・アルゴン混合ガス供給時の水素濃度確認	○	○	○	○	○	○	○	
	分析試薬に対する保管・取り扱いに係る対策	○	○	○	○	○	○	○	
	油内包設備 漏えい拡大防止対策	—	—	—	○	○	—	○	
	油内包設備 配置上の考慮	—	—	○	—	—	—	—	
	発火性物質又は引火性物質の貯蔵	—	○	○	○	○	○	○	
	可燃性ガス内包設備 漏えい防止対策	—	—	—	—	○	—	—	
	可燃性ガス内包設備 配置上の考慮	—	—	—	—	○	—	—	
	換気に係る水素濃度設定	—	○	○	○	○	○	○	
	蓄電池室の設計	—	○	○	○	○	○	○	
	防爆対策	—	—	—	—	○	—	○	
	接地対策	—	—	—	—	○	—	—	
	有機溶剤の持ち込みに係る運用	—	○	○	○	○	○	○	
	可燃性物質の保管管理(発火源への対策)	—	○	○	○	○	○	○	
	廃棄物の保管(金属容器への封入)	○	○	○	○	○	○	○	
	遮断器	—	—	—	—	○	—	—	
	電気室(電源供給のみに使用)	○	○	○	○	○	○	○	
	建物に対する防火壁の設置及びその他防火措置	○	○	○	○	○	○	○	
	主要な構造材に対する不燃性材料の使用	—	○	○	○	○	—	○	
	パッキン類に対する金属で覆われた狭隘部への設置	—	—	○	—	○	—	○	
第11条 火災等による損傷の防止	金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル	—	—	○	—	○	—	○	
	保温材に対する不燃性材料の使用	—	—	○	—	○	—	—	
	建屋内装材の不燃性材料の使用	○	—	—	—	—	—	○	
	建屋内装材の塗装(難燃性)	○	○	○	○	○	○	○	
	カーペット(防炎物品)	○	—	—	—	—	—	○	
	火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器のケーブルに対する難燃性材料の使用	—	○	○	○	○	—	○	
	火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器の非難燃ケーブルへの措置	—	○	○	○	○	—	○	
	換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用	—	—	○	—	—	—	○	
	絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用	—	—	—	—	○	—	○	
	遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用	—	○	—	○	—	○	—	
	避雷設備(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○	○	○	
	耐震設計(火災防護上重要な機器等)	○	○	○	○	○	○	○	
	中央監視室の影響軽減対策	—	○	○	○	○	—	—	
	火災影響評価	—	—	—	—	—	—	○	
第2章 個別項目	火災区域に対する貫通部処理(耐火シール)	—	—	○	—	○	—	○	
	点検・試験(火災感知器)	—	○	○	○	○	○	○	
	予備品確保・早期復旧(火災感知器)	—	○	○	○	○	○	○	
	消火水による影響	—	—	—	—	○	—	—	
	消火水の流出防止対策	—	—	○	—	—	—	○	
	消火ガスの流出防止対策	—	—	○	—	—	—	—	
	移動式消火設備	—	—	—	—	—	—	○	
	ポンプを設置する室に対する人による消火活動	—	○	○	○	○	○	○	

条文	施設共通 基本設計方針	申請時期							備考
		1 (2項変更)	2-1 (2項変更)	2-2 (1項新規)	3-1 (2項変更)	3-2 (1項新規)	4-1 (2項変更)	4-2 (1項新規)	
第30条 重大事故等対処設備	重大事故等対処設備の維持管理	○	○	○	○	○	○	○	
	除雪、除灰及び屋内への配備	—	—	—	—	○	○	○	○
	重大事故等に対処するための手順、訓練、教育	—	—	○	○	○	○	○	○
	作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備	—	—	○	○	○	○	○	○
	工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定	—	—	○	○	○	○	○	○
	現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止	—	—	○	○	○	○	○	○
	重大事故等対処設備の識別管理	—	—	○	○	○	○	○	○
	中央監視室での迅速な操作及び制御盤の操作性	—	—	○	○	○	—	—	
	動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認	—	—	○	○	○	○	○	○
	溢水及び降水を考慮した屋外アクセスルートの設定	—	—	—	—	○	○	○	○
	津波に対する屋外アクセスルートの運用	—	—	—	—	○	○	○	○
	屋外アクセスルートの復旧	—	—	—	—	○	○	○	○
	凍結及び積雪に対する屋外アクセスルートの確保	—	—	—	—	○	○	○	○
	屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用	—	—	—	—	○	○	○	○
	消防車による初期消火活動	—	—	—	—	○	○	○	○
	アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策	—	—	—	—	○	○	○	○
	アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型照明の配備	—	—	—	—	○	○	○	○
	屋内アクセスルートの設定	—	—	—	—	○	○	○	○
第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	○	—	○	—	—	
	代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	—	○	—	○	—	—	
	固縛対策（竜巻）	—	—	—	—	○	—	—	
第34条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	放水時の臨界安全の考慮	—	—	—	—	—	—	○	
第35条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	固縛対策（竜巻）	—	—	—	—	—	—	○	
第36条 電源設備	代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	—	—	—	○	—	○	
	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	—	—	○	—	○	
	火災防護計画（森林火災）	—	—	—	—	○	—	○	
第37条 監視測定設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	—	—	○	—	○	
	固縛対策（竜巻）	—	—	—	—	○	—	○	
第38条 緊急時対策所	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	—	—	—	—	○	
第39条 通信連絡を行うために必要な設備	機能を損なわない高さへの設置又は保管、被水防護対策	—	—	—	—	—	—	○	
	代替品、修理、工程停止等による機能維持	—	—	—	—	—	—	○	
	電池交換手順	—	—	—	—	—	—	○	

海洋放出管理系に係る共用範囲等について

1. 海洋放出管理系の構成

海洋放出管理系については、事業変更許可における共用範囲を明確化の結果、燃料加工建屋に設置する排水口から再処理施設の取り合い（図1 青線部分）、取り合いから再処理施設の第1放出前貯槽、第1放出前貯槽から第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口（図1 緑線部分）で構成されている。

MOX燃料加工施設の既認可では、燃料加工建屋に設置する排水口から再処理施設の取り合いままでを低レベル廃液処理設備の付属設備として申請していたが、上述のように新規制基準を受けた事業変更許可申請の際に、上記の範囲を海洋放出管理系として再整理した。

また、検査槽、ろ過処理装置及びオープンポートボックス、吸着処理装置及びオープンポートボックス、廃液貯槽等の設備及び検査槽までの配管等（図1 赤線部分）は、放射性廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備となる。

【第1回既認可申請書抜粋】(赤字：関連する記載)

チ. 放射性廃棄物の廃棄施設

1. 低レベル廃液処理設備（その1）

本設備は、検査槽、ろ過処理装置及びオープンポートボックス、吸着処理装置及びオープンポートボックス、廃液貯槽並びに排水口から構成する。また、検査槽までの配管等及び排水口から再処理施設までの配管等は、本設備の付属機器である。



【事業変更許可申請書抜粋】(赤字：関連する記載)

① 低レベル廃液処理設備

低レベル廃液処理設備は、検査槽、オープンポートボックス、ろ過処理装置、吸着処理装置及び廃液貯槽で構成する。

検査槽は、核燃料物質の検査設備の分析設備から発生する廃液及び放出管理分析設備から発生する廃液と管理区域内で発生する空調機器ドレン水等を区分して受け入れる設計とする。受け入れる廃液等は、検査槽を適切に使い分ける。

ろ過処理装置は、ろ過剤及びフィルタを用いたろ過処理を行う設計とする。

吸着処理装置は、吸着剤及びフィルタを用いた吸着処理を行う設計とする。

廃液貯槽は、検査槽で受け入れた廃液又は検査槽から必要に応じてろ過処理若しくは吸着処理が行われた廃液を受け入れる設計とする。

廃液貯槽で受け入れた廃液は、廃液中の放射性物質濃度が線量告示に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを排出の都度確認した後、排水口から排出する設計とする。

廃液貯槽等では必要に応じ希釀処理を行う。また、廃液貯槽の廃液は必要に応じ、ろ過処理又は吸着処理を行う。

～省略～

④ 海洋放出管理系

海洋放出管理系は、排水口から排出した排水を、第1放出前貯槽及び第1海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口から放出する。

2. 海洋放出管理系等の設工認実績

海洋放出管理系のうち、燃料加工建屋に設置する排水口から再処理施設の取り合いまでの配管については、MOX 燃料加工施設として設工認申請を行い、認可を得ている。

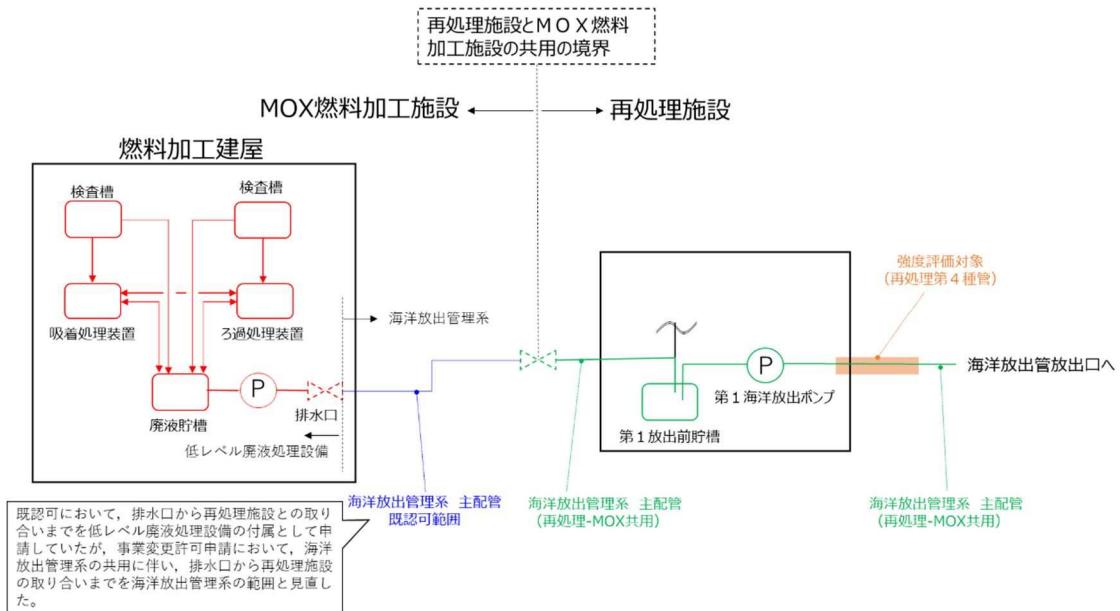
また、海洋放出管理系のうち、再処理施設の第 1 放出前貯槽、第 1 放出前貯槽から第 1 海洋放出ポンプを経由して海洋放出管の海洋放出口までの設備及び配管については、再処理施設として設工認申請を行い、認可を得ている。

なお、放射性廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の検査槽等の設備及び検査槽までの配管等については、設工認未申請の設備である。

再処理施設と共に用する範囲(図 1 緑線部分)のうち、配管径等から再処理第 4 種管(※)に該当する範囲(図 1 橙色部分)については、強度評価対象であることから、MOX 燃料加工施設の設工認申請では、再処理施設の建設工認で認可を受けた申請書の内容を引用して申請を行う。

※再処理第 4 種管：内圧が 490kPa 以上の管の外径が 150mm 以上の配管が対象

以上



【凡例】

範囲	申請設備	申請状況及び申請回次
検査槽、吸着処理等～排水口	低レベル廃液処理設備	未申請（第2Gr 1項新規）
排水口～再処理施設取合	海洋放出管理系	既認可（第4Gr 2項変更）
再処理施設取合～海洋放出管放出口	海洋放出管理系 ※共用	未申請（第4Gr 1項新規）

図1 低レベル廃液処理設備と海洋放出管理系の取り合いについて

技術基準規則第三十七条「監視測定設備」に係る記録について

1. 概要

技術基準規則第三十七条「監視測定設備」にて要求される放射性物質の濃度等の記録は、放射線管理施設のほか通信連絡設備の情報把握設備により記録をする設計としており、複数の設備に跨る設計となっている。本資料は、技術基準規則第三十七条「監視測定設備」の記録に係る系統、設計について説明する。

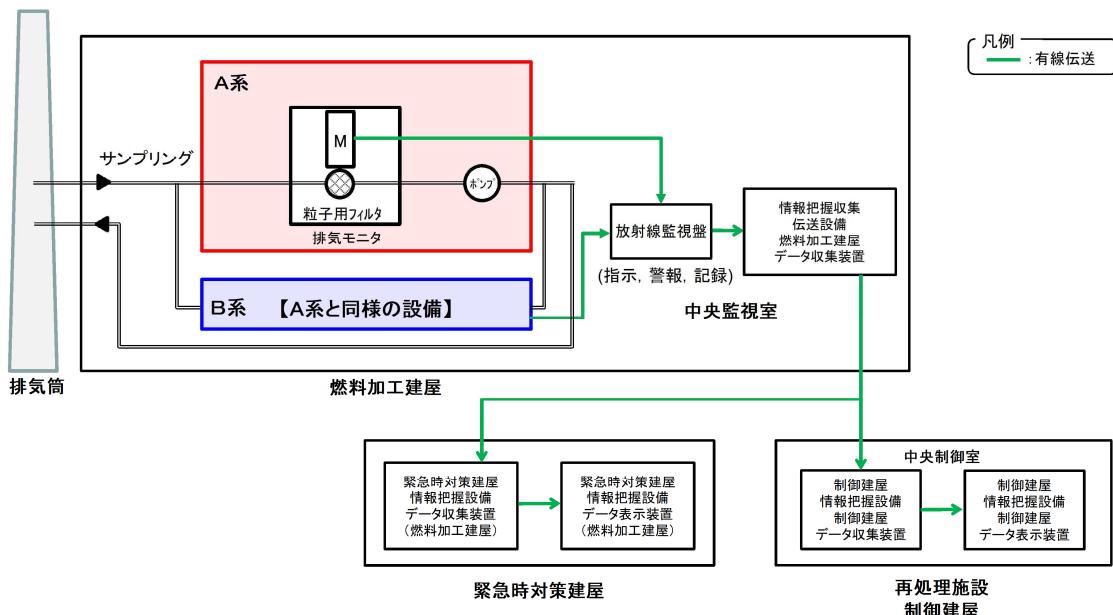
2. 各設備における記録について

(1) 排気モニタリング設備

排気モニタの測定値は、中央監視室に設置する排気モニタリング設備の放射線監視盤において指示及び記録するとともに、放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、中央監視室に警報を発する設計とする。

排気モニタの測定値は、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置から伝送し、再処理施設の中央制御室に設置する制御建屋情報把握設備の制御建屋データ収集装置及び制御建屋データ表示装置にて監視及び記録する設計とする。

また、緊急時対策所においても、情報把握収集伝送設備の燃料加工建屋データ収集装置から伝送し、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）にて監視及び記録する設計とする。系統概略図を第1図に示す。



第1図 排気モニタの系統概略図

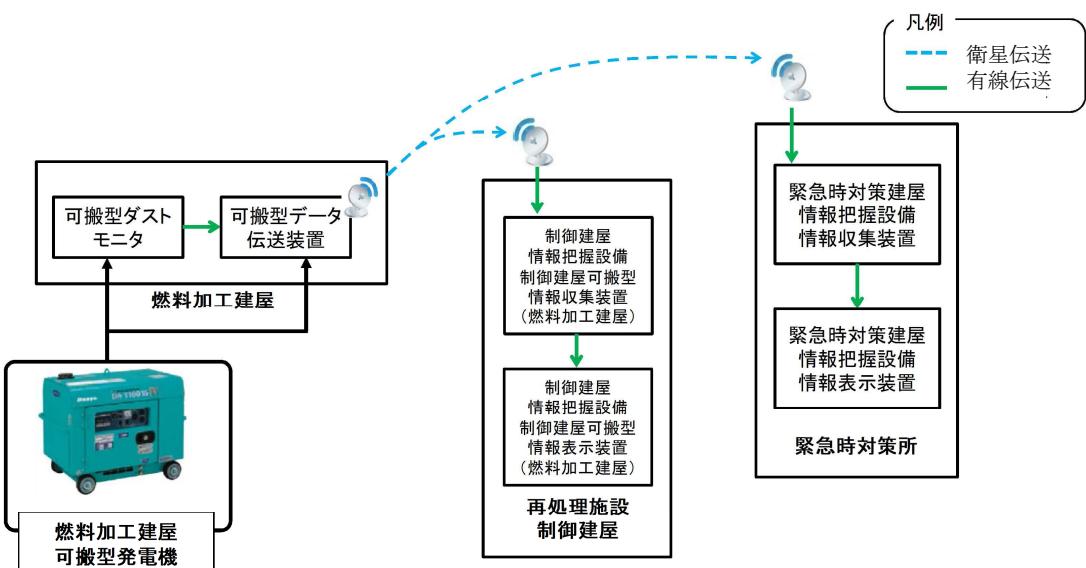
(2) 代替モニタリング設備

a. 可搬型排気モニタリング設備

可搬型排気モニタリング用データ伝送装置を可搬型ダストモニタに接続し、測定データを衛星通信により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。

伝送した測定データは、制御建屋情報把握設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統を経由して、再処理施設の中央制御室に設置する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置により、監視及び記録する設計とする。

また、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置により監視及び記録する設計とする。系統概略図を第2図に示す。



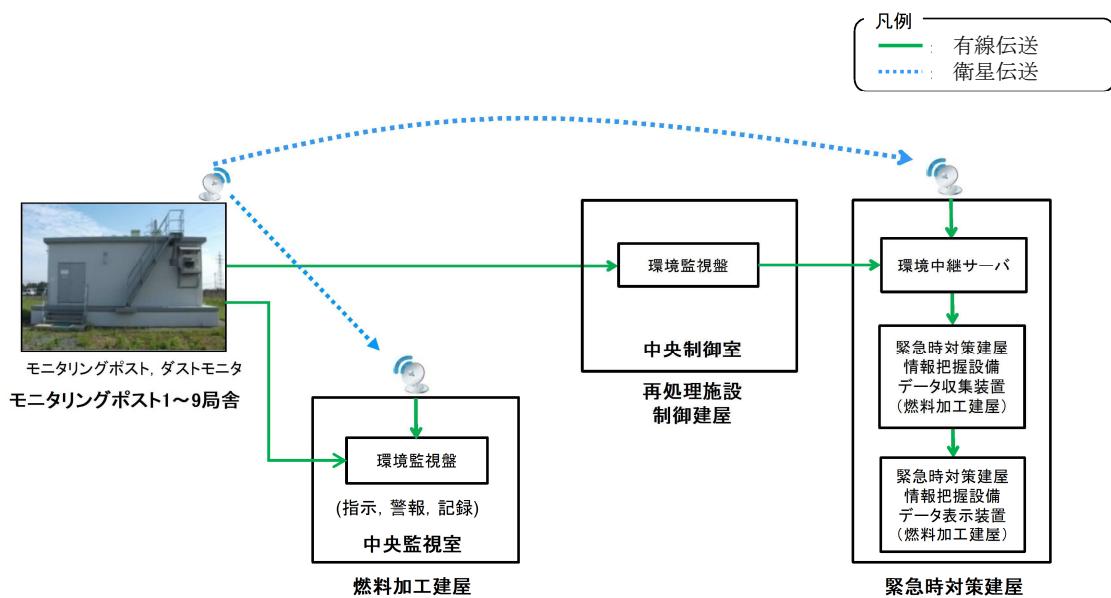
第2図 代替モニタリング設備の系統概略図

(3) 環境モニタリング設備

モニタリングポスト及びダストモニタ（以下「モニタリングポスト等」という。）は、その測定値を中央監視室に設置する環境モニタリング設備の環境監視盤において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する設計とする。

また、モニタリングポスト等の測定値は、再処理施設の中央制御室に設置する環境監視盤に指示及び記録する設計とする。

また、緊急時対策所においても、所内通信連絡設備の環境中継サーバを経由して、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置により監視及び記録する設計とする。系統概略図を第3図に示す。



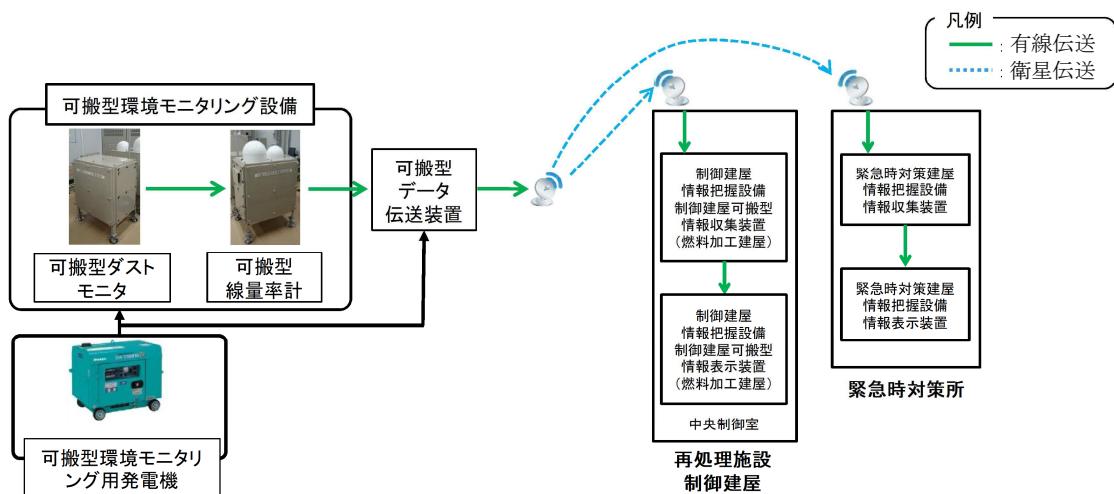
(4) 代替モニタリング設備

a. 可搬型環境モニタリング設備

可搬型環境モニタリング用データ伝送装置を可搬型環境モニタリング設備に接続し、測定データを衛星通信（衛星電話）により再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。

伝送した測定データは、制御建屋情報把握設備の燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統を経由して、再処理施設の中央制御室に設置する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）により、監視及び記録する。

また、緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置により監視及び記録する。系統概略図を第4図に示す。



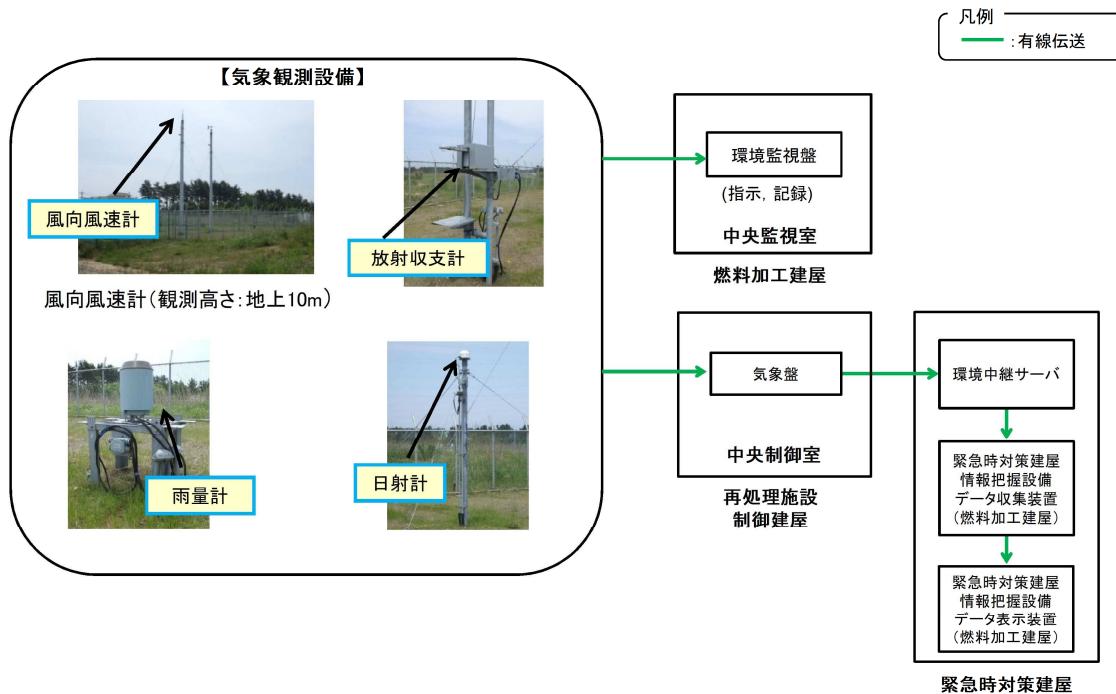
第4図 可搬型環境モニタリング設備の系統概略図

(5) 気象観測設備

気象観測設備の観測値は、中央監視室に設置する気象観測設備の環境監視盤において指示及び記録する設計とする。

気象観測設備の観測値は、再処理施設の中央制御室に設置する気象観測設備の気象盤に指示及び記録する設計とする。

また、緊急時対策所においても、通信連絡設備の環境中継サーバを経由して、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置（燃料加工建屋）及びデータ表示装置（燃料加工建屋）により指示及び記録する設計とする。系統概略図を第5図に示す。



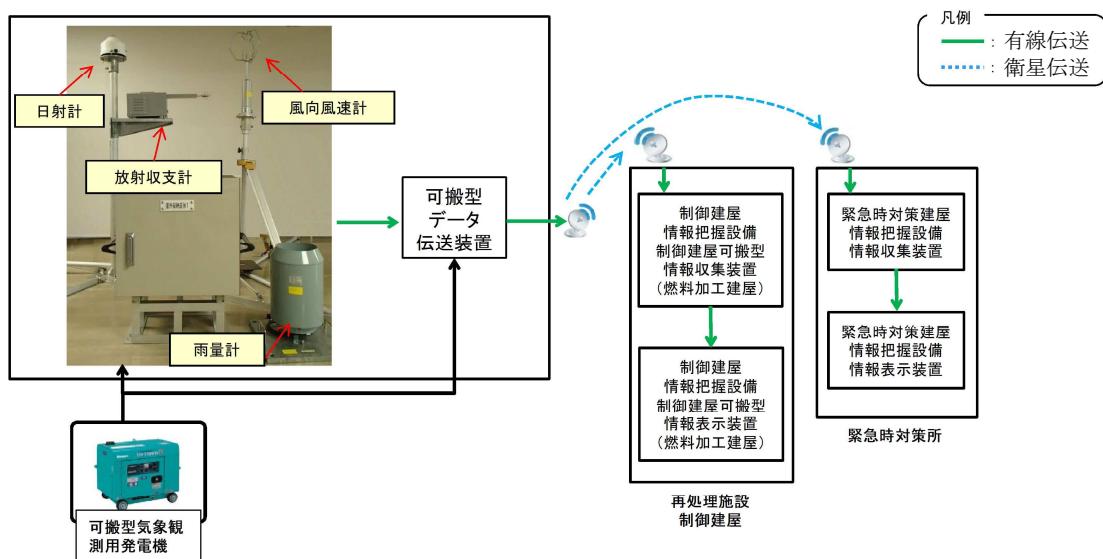
第5図 気象観測設備の系統概要図

(6) 代替気象観測設備

可搬型気象観測用データ伝送装置を可搬型気象観測設備に接続し、観測値を衛星通信より再処理施設の中央制御室及び緊急時対策所に伝送する。

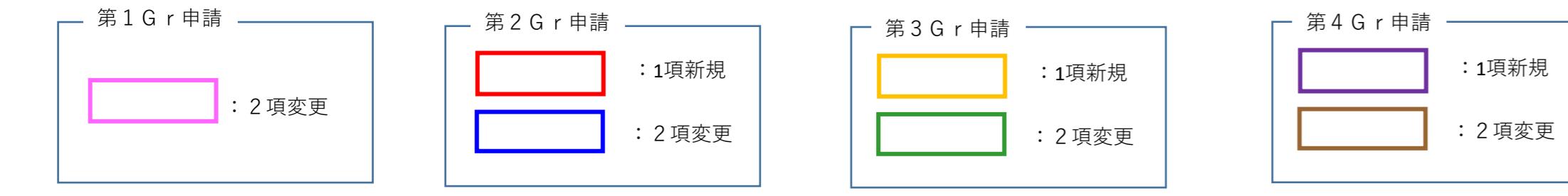
伝送した観測値は、制御建屋情報把握設備の燃料加工建屋間伝送用無線装置及び燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統を経由して、再処理施設の中央制御室に設置する制御建屋情報把握設備の制御建屋可搬型情報収集装置（燃料加工建屋）及び制御建屋可搬型情報表示装置（燃料加工建屋）により指示及び記録する設計とする。

緊急時対策所においても緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置により指示及び記録する設計とする。



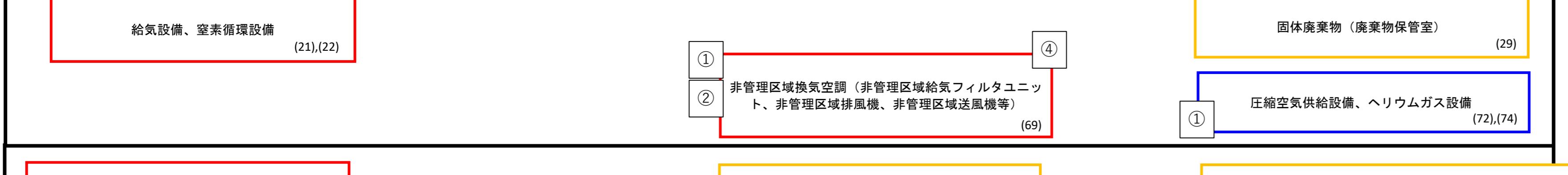
第6図 可搬型気象観測設備の系統概要図

以上

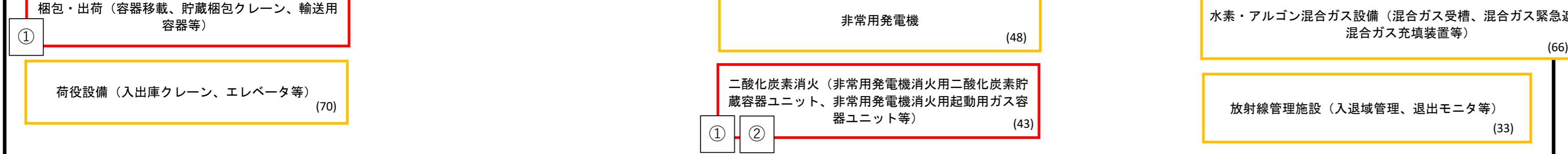


※括弧数字（例：（1））は、参考図の各設備の右に記載された番号を示す。

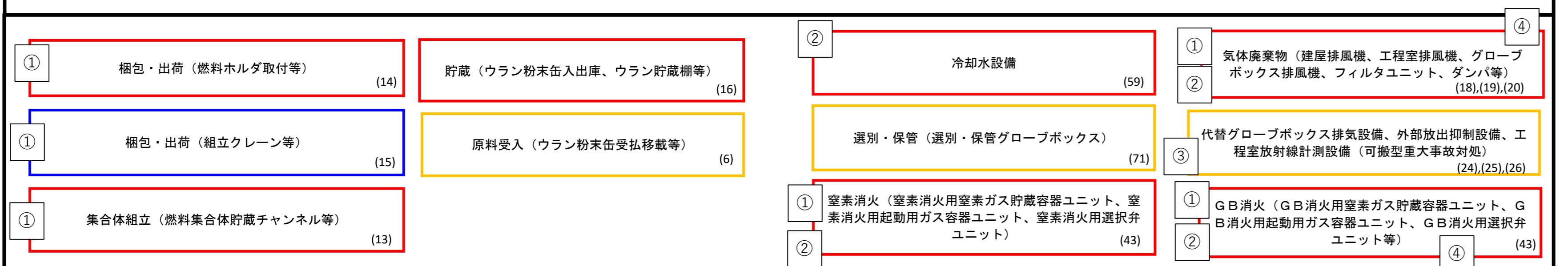
地上 2 階



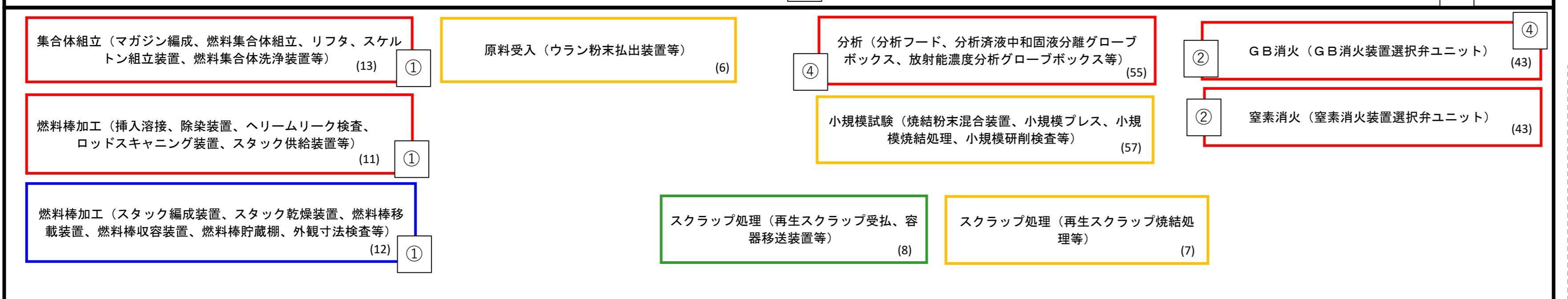
地上 1 階



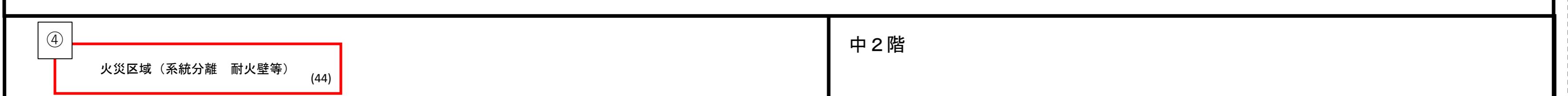
地下 1 階



地下 2 階



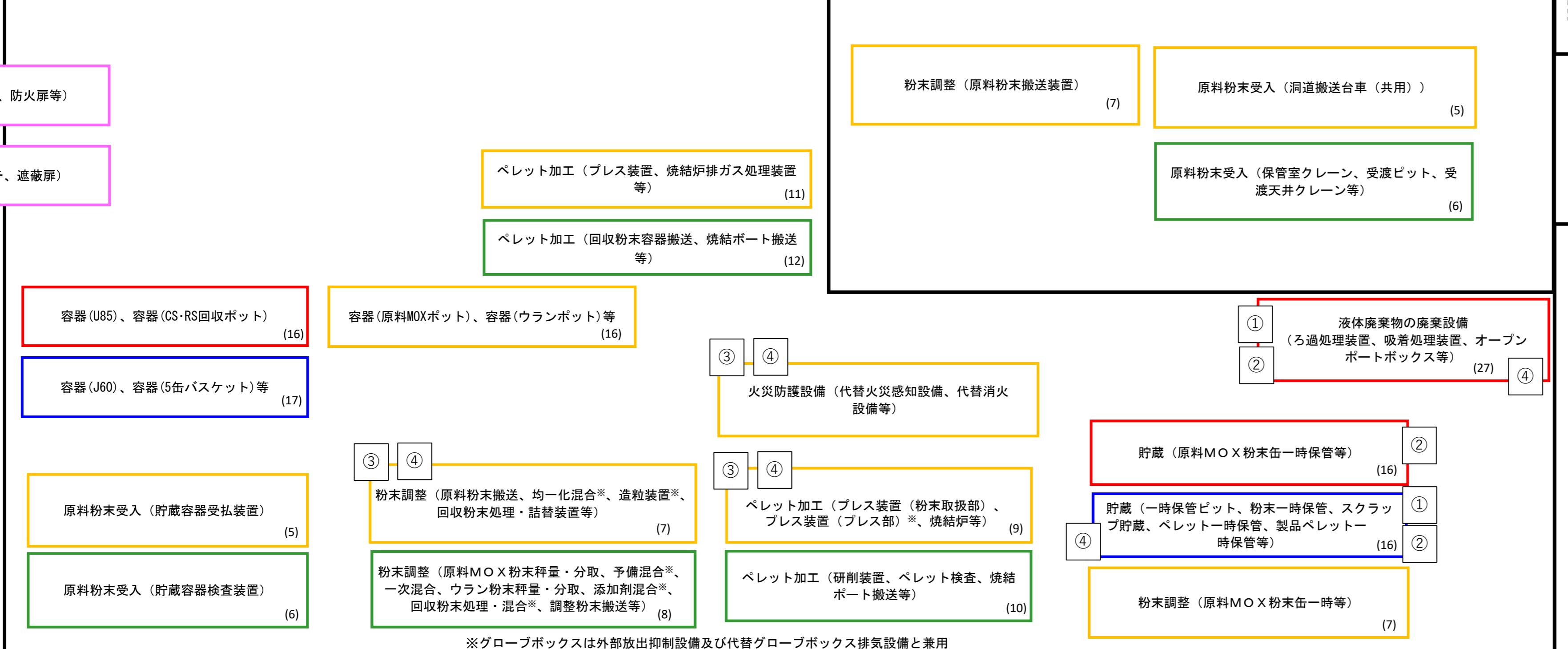
中 2 階



(1) 火災区域 (耐火壁、防火扉等)

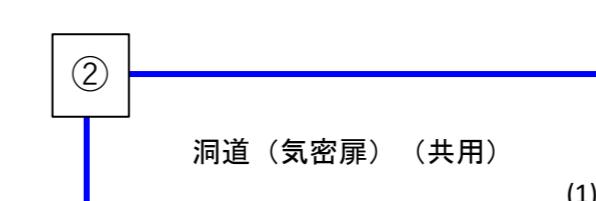
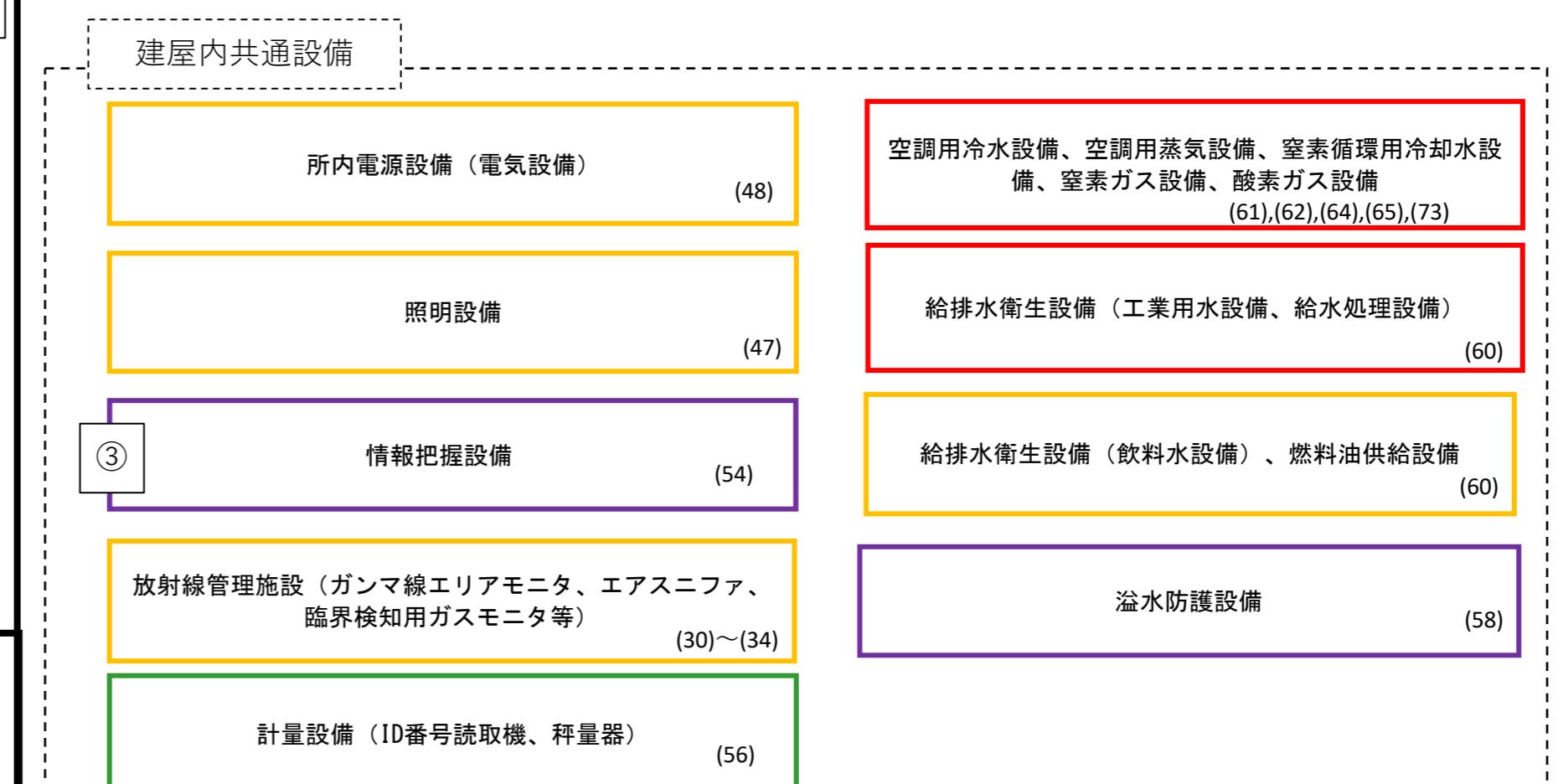
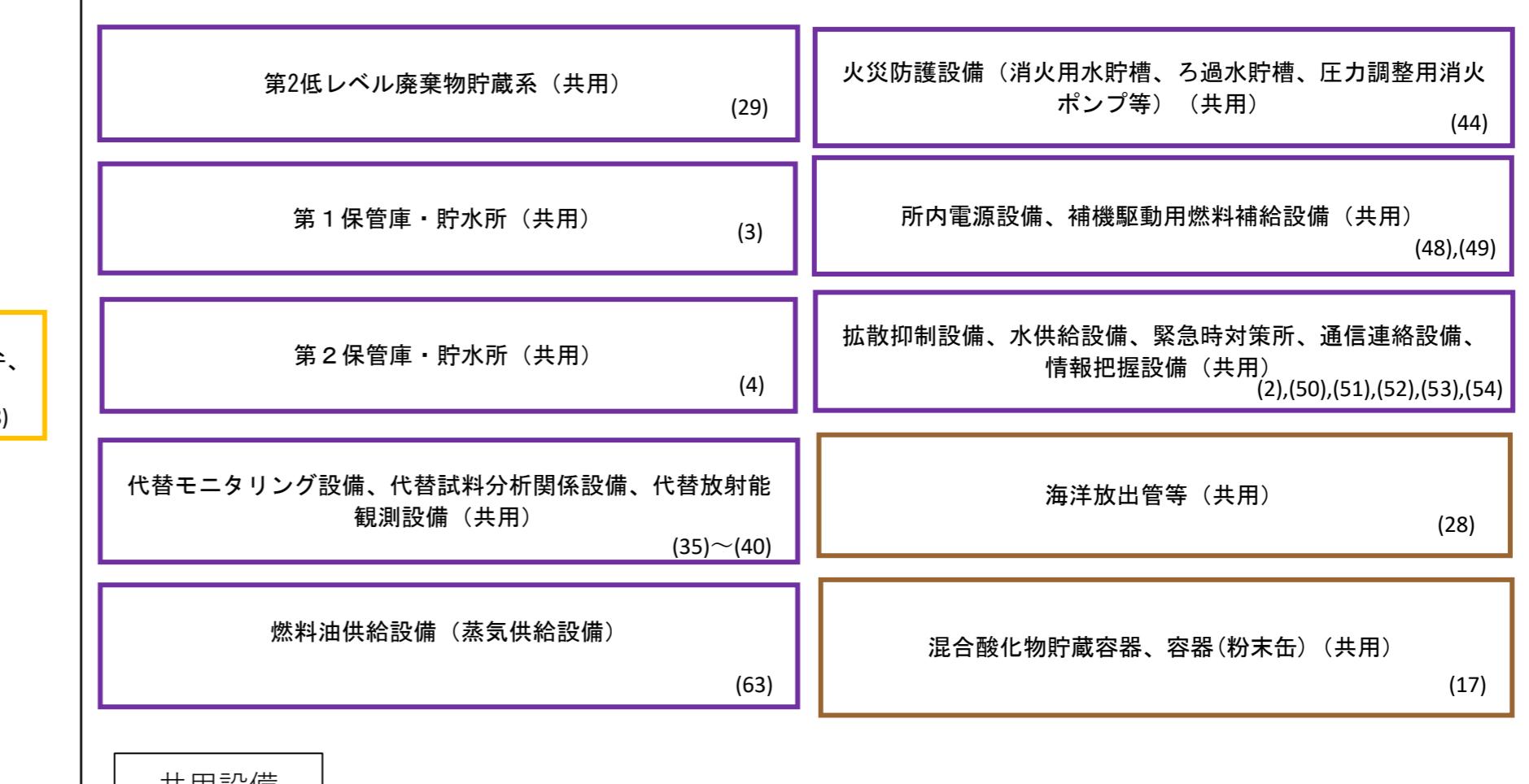
(1) 建屋 (遮蔽ハッチ、遮蔽扉)

地下 3 階



※グローブボックスは外部放出抑制設備及び代替グローブボックス排気設備と兼用

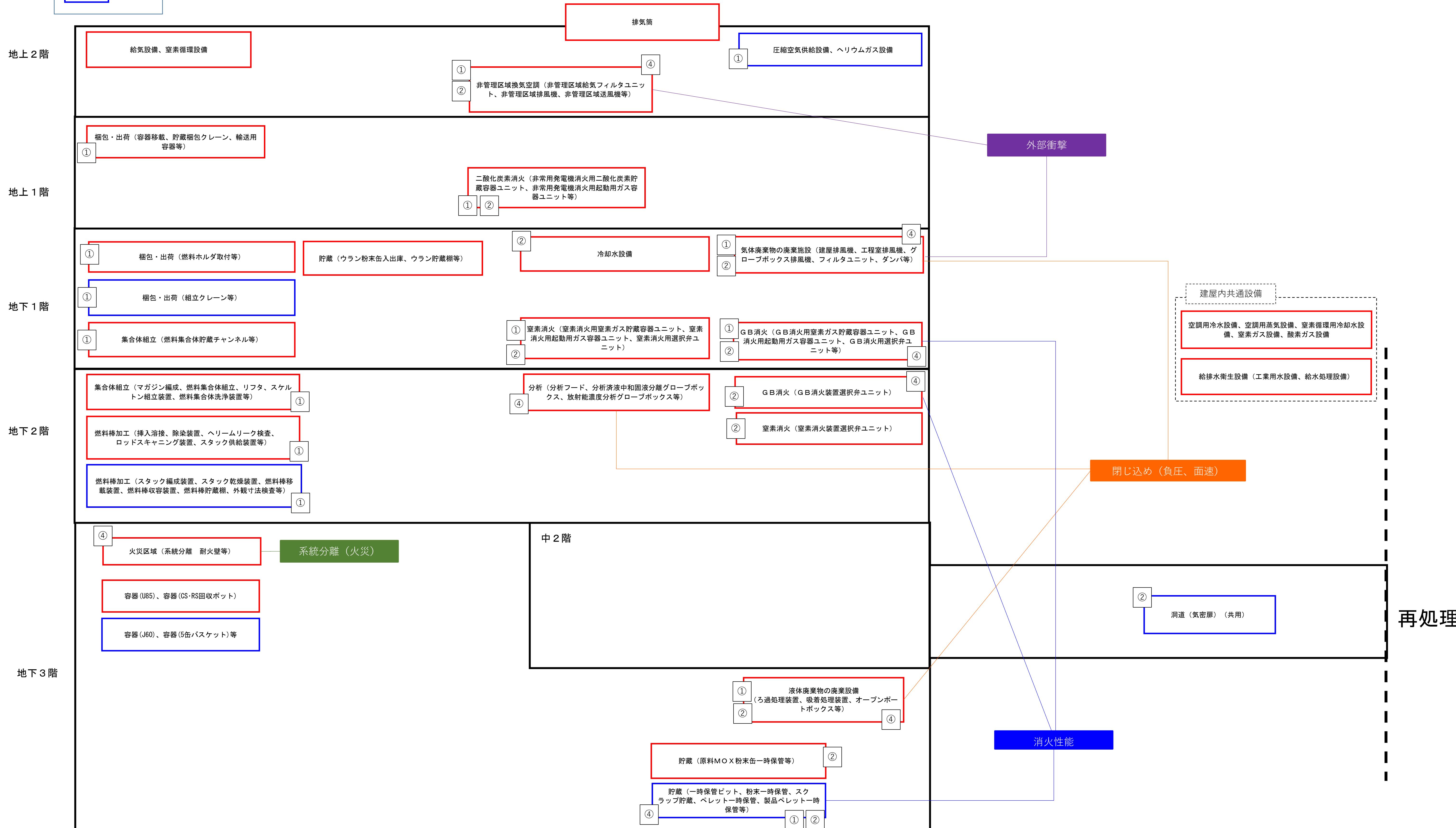
申請対象設備と申請書の関係図 (MOX燃料加工建屋)



再処理

- (1) : 先入れ機器
- (2) : 他の設備との関係で工事優先度が高い設備
- (3) : 設計進捗を考慮
- (4) : 技術基準等の説明性を考慮

第2Gr申請
① : 1項新規
② : 2項変更



① : 先入れ機器

② : 他の設備との関係で工事優先度が高い設備

③ : 設計進捗を考慮

④ : 技術基準等の説明性を考慮

第3 Gr 申請

: 1項新規
: 2項変更

地上 2 階

固体廃棄物（廃棄物保管室）

地上 1 階

外部衝撃

水素・アルゴン混合ガス設備（混合ガス受槽、混合ガス緊急遮断弁、混合ガス充填装置等）

地下 1 階

原料受入（ウラン粉末缶受払移載等）

選別・保管（選別・保管グローブボックス）

③代替グローブボックス排気設備、外部放出抑制設備、工程室放射線計測設備（可搬型重大事故対処）

原料受入（ウラン粉末払出装置等）

小規模試験（焼結粉末混合装置、小規模プレス、小規模焼結処理、小規模研削検査等）

スクラップ処理（再生スクラップ受払、容器移送装置等）

スクラップ処理（再生スクラップ焼結処理等）

建屋内共通設備

所内電源設備

給排水衛生設備（飲料水設備）、燃料油供給設備

照明設備

放射線管理施設（ガンマ線エリアモニタ、エアスニファ、臨界検知用ガスモニタ等）

計量設備（ID番号読取機、秤量器）

地下 2 階

容器（原料MOXポット）、容器（ウランポット）等

ペレット加工（プレス装置、焼結炉排ガス処理装置等）

ペレット加工（回収粉末容器搬送、焼結ポート搬送等）

粉末調整（原料粉末搬送装置）

原料粉末受入（洞道搬送台車（共用））

原料粉末受入（保管室クレーン、受渡ピット、受渡天井クレーン等）

再処理

地下 3 階

感知性能、消火性能

③
④
火灾防護設備（代替火災感知設備、代替消火設備等）

③
④
粉末調整（原料粉末搬送、均一化混合※、造粒装置※、回収粉末処理・詰替装置等）

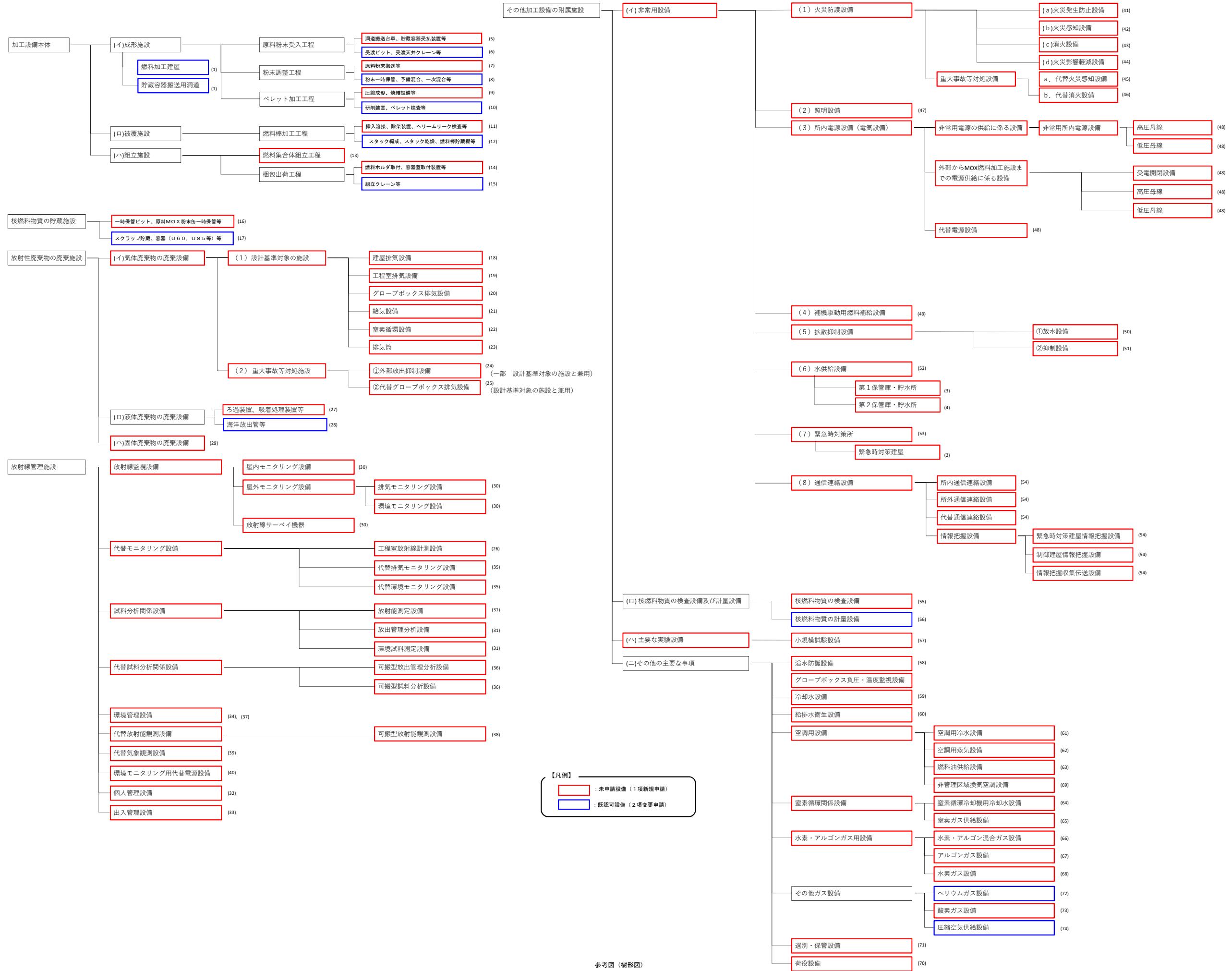
③
④
粉末調整（原料MOX粉末秤量・分取、予備混合※、一次混合、ウラン粉末秤量・分取、添加剤混合※、回収粉末処理・混合※、調整粉末搬送等）

粉末調整（原料MOX粉末缶一時等）

③ : 設計進捗を考慮

④ : 技術基準等の説明性を考慮

※グローブボックスは外部放出抑制設備及び代替グローブボックス排気設備と兼用



参考図（樹形図）

重大事故等対応設備

設工認申請における設備区分の見直し箇所

設計基準対象の施設と重大事故等対応設備で兼用する機器

事業変更許可申請書(※1)

設工認 設備区分(※1)

兼用

修正方針

1. 建物及び洞道

建物

使用済燃料輸送容器管理建屋
使用済燃料輸送容器管理建屋の遮蔽設備
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の遮蔽設備
前処理建屋
前処理建屋の遮蔽設備
施設外漏えい防止堰
分離建屋
分離建屋の遮蔽設備
施設外漏えい防止堰
精製建屋
精製建屋の遮蔽設備
施設外漏えい防止堰
地下水排水設備(精製建屋周囲)
ウラン脱硝建屋
ウラン脱硝建屋の遮蔽設備
施設外漏えい防止堰
ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋
ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋の遮蔽設備
地下水排水設備(ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋・ウラン酸化物貯蔵建屋周囲)
ウラン酸化物貯蔵建屋
ウラン酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備
ウラン・ブルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
ウラン・ブルトニウム混合酸化物貯蔵建屋の遮蔽設備
制御建屋
中央制御室遮蔽
地下水排水設備(制御建屋・分析建屋周囲)
高レベル廃液ガラス固化建屋
高レベル廃液ガラス固化建屋の遮蔽設備
地下水排水設備(高レベル廃液ガラス固化建屋周囲)
主排気筒管理建屋
使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋
使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の遮蔽設備
低レベル廃液処理建屋
低レベル廃液処理建屋の遮蔽設備
第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟
第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の遮蔽設備
地下水排水設備(第1ガラス固化体貯蔵建屋周囲)
低レベル廃棄物処理建屋
低レベル廃棄物処理建屋の遮蔽設備
施設外漏えい防止堰
チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋
チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋の遮蔽設備
施設外漏えい防止堰
ハル・エンドビース貯蔵建屋
ハル・エンドビース貯蔵建屋の遮蔽設備
地下水排水設備(ハル・エンドビース貯蔵建屋周囲)
第1低レベル廃棄物貯蔵建屋
第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備
第2低レベル廃棄物貯蔵建屋
第2低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備
第4低レベル廃棄物貯蔵建屋
第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の遮蔽設備
非常用電源建屋
地下水排水設備(非常用電源建屋周囲)
第1保管庫・貯水所
第2保管庫・貯水所
地下水排水設備(第2保管庫・貯水所周囲)
分析建屋
分析建屋の遮蔽設備
緊急時対策建屋
緊急時対策建屋の遮蔽設備
地下水排水設備(緊急時対策建屋周囲)

洞道

使用済燃料受入れ・貯蔵建屋/安全冷却水系冷却塔A,B基礎間洞道
前処理建屋/分離建屋/精製建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋/制御建屋/非常用電源建屋/冷却水設備の安全冷却水系/主排気筒/主排気筒管理建屋間洞道
分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋間洞道
分離建屋/精製建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道
精製建屋/ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋間洞道
高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間洞道
分離建屋/高レベル廃液ガラス固化建屋/ウラン脱硝建屋/ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋/低レベル廃液処理建屋/低レベル廃棄物処理建屋/分析建屋間洞道の遮蔽設備
精製建屋/ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋間洞道の遮蔽設備
高レベル廃液ガラス固化建屋/第1ガラス固化体貯蔵建屋間洞道の遮蔽設備

2. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設

設計基準対象の施設

使用済燃料の受入れ施設

使用済燃料受入れ設備
使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備
燃料取出し準備設備
燃料取出し設備
使用済燃料輸送容器返却準備設備
使用済燃料輸送容器保守設備

使用済燃料の貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備

燃料移送設備
燃料貯蔵設備
燃料送出し設備
ブルー水浄化・冷却設備
ブルー水冷却系
ブルー水浄化系
補給水設備

重大事故等対応設備

代替注水設備
スプレイ設備
漏えい抑制設備
臨界防止設備
監視設備

①,⑦,⑩

②

重大事故等対処設備

設工認申請における設備区分の見直し箇所

設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器

事業変更許可申請書(※1)	設工認 設備区分(※1)	兼用	修正方針
再処理設備本体	3. 再処理設備本体		
せん断処理施設 燃料供給設備 せん断処理設備	せん断処理施設 燃料供給設備 せん断処理設備		
溶解施設	溶解施設		
設計基準対象の施設 溶解設備 可溶性中性子吸収材緊急供給槽	設計基準対象の施設 溶解設備 可溶性中性子吸収材緊急供給槽 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	③	
清澄・計量設備	清澄・計量設備		③
重大事故等対処設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	重大事故等対処設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系		
分離施設	分離施設		
分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備	分離設備 分配設備 分離建屋一時貯留処理設備		
精製施設	精製施設		
設計基準対象の施設 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 精製建屋一時貯留処理設備	設計基準対象の施設 ウラン精製設備 プルトニウム精製設備 重大事故時ウラン濃縮缶加熱停止系 精製建屋一時貯留処理設備 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系 重大事故時ウラン濃縮缶加熱停止設備	③	
脱硝施設	脱硝施設		
ウラン脱硝設備 受入れ系 蒸発濃縮系 ウラン脱硝系	ウラン脱硝設備 受入れ系 蒸発濃縮系 ウラン脱硝系		
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 ウラン・プルトニウム混合脱硝系 焙焼・還元系 粉体系 還元ガス供給系	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備 溶液系 ウラン・プルトニウム混合脱硝系 焙焼・還元系 粉体系 還元ガス供給系		
酸及び溶媒の回収施設	酸及び溶媒の回収施設		
酸回収設備 第1酸回収系 第2酸回収系	酸回収設備 第1酸回収系 第2酸回収系		
溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系 プルトニウム精製系 ウラン精製系 溶媒処理系	溶媒回収設備 溶媒再生系 分離・分配系 プルトニウム精製系 ウラン精製系 溶媒処理系		
製品貯蔵施設	4. 製品貯蔵施設		
ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	ウラン酸化物貯蔵設備 ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備		
計測制御系統施設	5. 計測制御系統施設		
設計基準対象の施設 計測制御設備 燃料貯蔵プール水位 燃料貯蔵プール水温度	設計基準対象の施設 計測制御設備 燃料貯蔵プール水位計 燃料貯蔵プール温度計 可搬型燃料貯蔵プール等水位計 可搬型燃料貯蔵プール等温度計	④	
安全保護回路 溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路	安全保護回路 可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 重大事故時供給停止回路		
制御室 中央制御室 監視制御盤 安全系監視制御盤 屋外監視カメラ 気象盤 使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室 監視制御盤 安全系監視制御盤	制御室 中央制御室 監視制御盤 安全系監視制御盤 屋外監視カメラ 気象盤 使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室 監視制御盤 安全系監視制御盤	⑤	
制御室換気設備	制御室換気設備		⑥
重大事故等対処設備 計装設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 重大事故時供給停止回路	重大事故等対処設備 計装設備 代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路 重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路 重大事故時供給停止回路		④
制御室 計測制御装置 常設重大事故等対処設備 監視制御盤 安全系監視制御盤	制御室 計測制御装置 中央制御室 監視制御盤 安全系監視制御盤 屋外監視カメラ 気象盤 使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室 監視制御盤 安全系監視制御盤		⑤
情報把握計装設備 常設重大事故等対処設備 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置	情報把握計装設備 常設重大事故等対処設備 情報把握計装設備用屋内伝送系統 建屋間伝送用無線装置 可搬型重大事故等対処設備 前処理建屋可搬型情報収集装置 分離建屋可搬型情報収集装置 精製建屋可搬型情報収集装置 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型情報収集装置 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報収集装置 使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋可搬型情報収集装置 制御建屋可搬型情報表示装置 使用済燃料受け入れ・貯蔵建屋可搬型情報表示装置 第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置 情報把握計装設備可搬型発電機		
制御室換気設備 制御室照明設備 制御室遮蔽設備 制御室環境測定設備 制御室放射線計測設備	制御室換気設備 制御室照明設備 制御室遮蔽設備 制御室環境測定設備 制御室放射線計測設備		⑥ ⑦

再処理施設の設工認に係る設備区分

事業変更許可申請書 (※1)	設工認申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	
放射性廃棄物の廃棄施設	6. 放射性廃棄物の廃棄施設		兼用
設計基準対象の施設	気体廃棄物の廃棄施設		修正方針
せん断処理・溶解ガス処理設備	設計基準対象の施設		
塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解ガス処理設備		
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理設備		
分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備		
塔槽類廃ガス処理系	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備		
パルセータ廃ガス処理系	塔槽類廃ガス処理系		
精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	パルセータ廃ガス処理系		
塔槽類廃ガス処理系（ウラン系）	溶媒処理廃ガス処理系		
塔槽類廃ガス処理系（ブルトニウム系）			
パルセータ廃ガス処理系			
溶媒処理廃ガス処理系			
ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備			
ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備			
高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備			
高レベル濃縮廃液廃ガス処理系			
不溶解残渣廃液廃ガス処理系			
低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備			
低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備			
低レベル濃縮廃液廃ガス処理系			
廃溶媒処理廃ガス処理系			
雜固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系			
塔槽類廃ガス処理系			
チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理設備			
ハル・エンドビース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備			
分析建屋塔槽類廃ガス処理設備			
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備			
換気設備			
使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備			
使用済燃料輸送容器管理建屋給気系			
使用済燃料輸送容器管理建屋排気系			
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備			
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋給気系			
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋排気系			
前処理建屋換気設備			
前処理建屋給気系			
前処理建屋排気系			
分離建屋換気設備			
分離建屋給気系			
分離建屋排気系			
精製建屋換気設備			
精製建屋給気系			
精製建屋排気系			
ウラン脱硝建屋換気設備			
ウラン脱硝建屋給気系			
ウラン脱硝建屋排気系			
ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋換気設備			
ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋給気系			
ウラン・ブルトニウム混合脱硝建屋排気系			
ウラン・ブルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備			
ウラン・ブルトニウム混合酸化物貯蔵建屋給気系			
ウラン・ブルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系			
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備			
高レベル廃液ガラス固化建屋給気系			
高レベル廃液ガラス固化建屋排気系			
第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備			
第1ガラス固化体貯蔵建屋給気系			
第1ガラス固化体貯蔵建屋排気系			
低レベル廃液処理建屋換気設備			
低レベル廃液処理建屋給気系			
低レベル廃液処理建屋排気系			
低レベル廃棄物処理建屋換気設備			
低レベル廃棄物処理建屋給気系			
低レベル廃棄物処理建屋排気系			
ハル・エンドビース貯蔵建屋換気設備			
ハル・エンドビース貯蔵建屋給気系			
ハル・エンドビース貯蔵建屋排気系			
チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋換気設備			
チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋給気系			
チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋排気系			
分析建屋換気設備			
分析建屋給気系			
分析建屋排気系			
北換気筒			
低レベル廃棄物処理建屋換気筒			
主排気筒			
重大事故等対処設備			
代替換気設備			
廃ガス貯留設備			
液体廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設		
高レベル廃液処理設備	高レベル廃液処理設備		
高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備		
高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液濃縮系		
アルカリ廃液濃縮系	アルカリ廃液濃縮系		
高レベル廃液貯蔵設備	高レベル廃液貯蔵設備		
高レベル濃縮廃液貯蔵系	高レベル濃縮廃液貯蔵系		
不溶解残渣廃液貯蔵系	不溶解残渣廃液貯蔵系		
アルカリ濃縮廃液貯蔵系	アルカリ濃縮廃液貯蔵系		
共用貯蔵系	共用貯蔵系		
低レベル廃液処理設備	低レベル廃液処理設備		
第1低レベル廃液処理系	第1低レベル廃液処理系		
第2低レベル廃液処理系	第2低レベル廃液処理系		
洗濯廃液処理系	洗濯廃液処理系		
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系		
油分除去系	油分除去系		
海洋放出管理系	海洋放出管理系		
固体廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設		
高レベル廃液ガラス固化設備	高レベル廃液ガラス固化設備		
ガラス固化体貯蔵設備	ガラス固化体貯蔵設備		
低レベル固体廃棄物処理設備	低レベル固体廃棄物処理設備		
低レベル濃縮廃液処理系	低レベル濃縮廃液処理系		
廃溶媒処理系	廃溶媒処理系		
雜固体廃棄物処理系	雜固体廃棄物処理系		
チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理系	チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理系		
低レベル固体廃棄物貯蔵設備	低レベル固体廃棄物貯蔵設備		
廃樹脂貯蔵系	廃樹脂貯蔵系		
ハル・エンドビース貯蔵系	ハル・エンドビース貯蔵系		
チャンネルボックス・バーナブルボイズン貯蔵系	チャンネルボックス・バーナブルボイズン貯蔵系		
第1低レベル廃棄物貯蔵系	第1低レベル廃棄物貯蔵系		
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系		
第2低レベル廃棄物貯蔵系	第2低レベル廃棄物貯蔵系		
第1貯蔵系	第1貯蔵系		
第2貯蔵系	第2貯蔵系		
第4低レベル廃棄物貯蔵系	第4低レベル廃棄物貯蔵系		

重大事故等対処設備

設工認申請における設備区分の見直し箇所

設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器

事業変更許可申請書(※1)

設工認 設備区分(※1)

兼用

修正方針

放射線管理施設	
設計基準対象の施設	
出入管理関係設備	出入管理設備
汚染管理設備	汚染管理設備
試料分析関係設備	放出管理分析設備
放射能測定設備	放射能測定設備
環境試料測定設備	環境試料測定設備
放射線監視設備	
屋内モニタリング設備	
エリアモニタ	ガム線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ
ダストモニタ	ベータ線ダストモニタ アルファ線ダストモニタ
臨界警報装置	
屋外モニタリング設備	
排気モニタリング設備	排気筒モニタ
排気サンプリング設備	
冷却空気出口シャフトモニタ	
排水モニタリング設備	排水サンプリング設備 排水モニタ
環境モニタリング設備	
モニタリングポスト	
ダストモニタ	
積算線量計	
放射線サーベイメータ	
アルファ・ベータ線用サーベイメータ	
ガム線用サーベイメータ	
中性子線用サーベイメータ	
ダストサンプラ	
ガスモニタ	
ダストモニタ	
代替モニタリング設備	
代替排気モニタリング設備	
可搬型排気モニタリング設備	可搬型ガスモニタ
可搬型排気サンプリング設備	
可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	
可搬型データ表示装置	
可搬型排気モニタリング用発電機	
監視測定用運搬車	
代替環境モニタリング設備	
可搬型環境モニタリング設備	可搬型ダストモニタ 可搬型線量率計
可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	
可搬型環境モニタリング用発電機	
可搬型建屋周辺モニタリング設備	ガム線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)
試料分析関係設備	
放射能測定設備	
放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	
核種分析装置(アルファ線用)	
核種分析装置(ガム線用)	
放出管理分析設備	
放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	
放射能測定装置(低エネルギー・ベータ線用)	
核種分析装置(ガム線用)	
放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	
放射能測定装置(低エネルギー・ベータ線用)	
核種分析装置(ガム線用)	
環境試料測定設備	
核種分析装置(ガム線用)	
放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	
核種分析装置(アルファ線用)	
核種分析装置(ガム線用)	
代替試料分析関係設備	
可搬型試料分析設備	
可搬型放射能測定装置	
可搬型トリチウム測定装置	
可搬型核種分析装置	

7. 放射線管理施設	
設計基準対象の施設	
出入管理関係設備	出入管理設備
汚染管理設備	汚染管理設備
試料分析関係設備	放出管理分析設備
放射能測定設備	放射能測定設備
環境試料測定設備	環境試料測定設備
放射線監視設備	
屋内モニタリング設備	
エリアモニタ	エリアモニタ ガム線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ
ダストモニタ	ベータ線ダストモニタ アルファ線ダストモニタ
臨界警報装置	
屋外モニタリング設備	
排気モニタリング設備	排気筒モニタ
排気サンプリング設備	
冷却空気出口シャフトモニタ	
排水モニタリング設備	排水サンプリング設備 排水モニタ
環境モニタリング設備	
モニタリングポスト	モニタリングポスト
ダストモニタ	ダストモニタ
積算線量計	積算線量計
放射線サーベイメータ	
アルファ・ベータ線用サーベイメータ	アルファ・ベータ線用サーベイメータ ガム線用サーベイメータ 中性子線用サーベイメータ エアスニフア ダストサンプラ ガスモニタ ダストモニタ
代替モニタリング設備	
代替排気モニタリング設備	
可搬型排気モニタリング設備	可搬型ガスモニタ
可搬型排気サンプリング設備	
可搬型排気モニタリング用データ伝送装置	
可搬型データ表示装置	
可搬型排気モニタリング用発電機	
監視測定用運搬車	
代替環境モニタリング設備	
可搬型環境モニタリング設備	可搬型ダストモニタ 可搬型線量率計
可搬型環境モニタリング用データ伝送装置	
可搬型環境モニタリング用発電機	
可搬型建屋周辺モニタリング設備	ガム線用サーベイメータ(SA) 中性子線用サーベイメータ(SA) アルファ・ベータ線用サーベイメータ(SA) 可搬型ダストサンプラ(SA)
試料分析関係設備	
放射能測定設備	
放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	
核種分析装置(アルファ線用)	
核種分析装置(ガム線用)	
放出管理分析設備	
放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	
放射能測定装置(低エネルギー・ベータ線用)	
核種分析装置(ガム線用)	
放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	
放射能測定装置(低エネルギー・ベータ線用)	
核種分析装置(ガム線用)	
環境試料測定設備	
核種分析装置(ガム線用)	
放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	
核種分析装置(アルファ線用)	
核種分析装置(ガム線用)	
代替試料分析関係設備	
可搬型試料分析設備	
可搬型放射能測定装置	
可搬型トリチウム測定装置	
可搬型核種分析装置	

■ 重大事故等対処設備 ■ 設工認申請における設備区分の見直し箇所 ■ 設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器

事業変更許可申請書 (※1)		設工認 設備区分 (※1)	兼用	修正方針
環境管理設備	放射能観測車	環境管理設備 放射能観測車搭載機器 放射能観測車（ダストサンプラ及びよう素サンプラ） 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射吸支計、雨量計） 気象観測設備（温度計）		(9)
	気象観測設備			
		代替放射能観測設備 可搬型放射能観測設備 ・ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA） ・ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA） ・中性子線用サーベイメータ（SA） ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） ・可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）		(9)
		代替気象観測設備 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射吸支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型気象観測用発電機 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車		(9)
		環境モニタリング用代替電源設備 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車		(9)
個人管理用設備		個人管理用設備		
		出入管理関係設備 出入管理設備 汚染管理設備		(9)
重大事故等対処設備	放射線監視設備	重大事故等対処設備		
	放射線監視設備	放射線監視設備 排気モニタリング設備 ・主排気筒の排気モニタリング設備 ・排気筒モニタ ・排気サンプリング設備 北換気筒（使用清燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備 ・排気筒モニタ ・排気サンプリング設備 北換気筒（使用清燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒） ・使用清燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備		
	環境モニタリング設備	環境モニタリング設備 モニタリングポスト ダストモニタ		
	代替モニタリング設備	代替モニタリング設備 可搬型排気モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備 可搬型建屋周辺モニタリング設備		
試料分析関係設備	放出管理分析設備	試料分析関係設備 放出管理分析設備 核種分析装置 放射能測定装置（ガスフローカウンタ） 放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）		
	環境試料測定設備	環境試料測定設備 核種分析装置		
	代替試料分析関係設備	代替試料分析関係設備 可搬型試料分析設備		
環境管理設備	代替放射能観測設備	環境管理設備 代替放射能観測設備 可搬型放射能観測設備		
	代替気象観測設備	代替気象観測設備 可搬型気象観測用発電機 可搬型気象観測設備 可搬型気象観測データ伝送装置 可搬型データ表示装置 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車		
	環境モニタリング用代替電源設備	環境モニタリング用代替電源設備 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車		

重大事故等対処設備

設工認申請における設備区分の見直し箇所

設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器

事業変更許可申請書(※1)		設工認 設備区分(※1)		兼用	修正方針
その他再処理設備の附属施設		8. その他再処理設備の附属施設			
動力装置及び非常用動力装置 電気設備 設計基準対象の施設 受電開閉設備 変圧器 所内高圧系統 所内低圧系統 ディーゼル発電機 直流電源設備 計測制御用交流電源設備 再処理施設内機器 照明及び作業用電源設備 ケーブル及び電線路 燃料貯蔵設備	8.1 動力装置及び非常用動力装置	電気設備	設計基準対象の施設 受電開閉設備 変圧器 所内高圧系統 所内低圧系統 ディーゼル発電機 重油タンク(第1非常用ディーゼル発電機用) 燃料油貯蔵タンク(第2非常用ディーゼル発電機用) 重油タンク(運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機)	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(14)
		直流電源設備	計測制御用交流電源設備	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(15)
		再処理施設内機器	再処理施設内機器		(16)
		照明設備	照明設備		(17)
		ケーブル及び電線路	ケーブル及び電線路		(18)
		燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備 重油タンク(第1非常用ディーゼル発電機用) 燃料油貯蔵タンク(第2非常用ディーゼル発電機用) 重油タンク(運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機)	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(19)
		重大事故等対処設備	重大事故等対処設備 全交流動力電源喪失を要因として発生する重大事故等に対処するための電力を確保するための設備 代替電源設備 代替所内電気設備	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(20)
		全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備 受電開閉設備 所内高圧系統 所内低圧系統 直流電源設備 計測制御用交流電源設備	代替電源設備 代替所内電気設備 全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備 受電開閉設備 所内高圧系統 所内低圧系統 直流電源設備 計測制御用交流電源設備	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(21)
		圧縮空気設備	圧縮空気設備 一般圧縮空気系 安全圧縮空気系 重大事故等対処設備 代替安全圧縮空気系 臨界事故時水素掃気系	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(22)
		給水施設及び蒸気供給施設 給水処理設備 設計基準対象の施設 給水処理設備 重大事故等対処設備 水供給設備	給水施設 給水処理設備 設計基準対象の施設 給水処理設備 重大事故等対処設備 水供給設備	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(23)
		冷却水設備 設計基準対象の施設 一般冷却水系 安全冷却水系 重大事故等対処設備 代替安全冷却水系	冷却水設備 設計基準対象の施設 一般冷却水系 安全冷却水系 重大事故等対処設備 代替安全冷却水系	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(24)
		蒸気供給設備 一般蒸気系 安全蒸気系	蒸気供給設備 一般蒸気系 安全蒸気系	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(25)
その他の主要な事項 分析設備 化学薬品貯蔵供給設備 化学薬品貯蔵供給系 窒素ガス製造供給系 酸素ガス製造供給系 火災防護設備 巻き防護対策設備 溢水防護設備 化学薬品防護設備 補機駆動用燃料供給設備 放出抑制設備 放水設備 注水設備 抑制設備 緊急時対策所 設計基準対象の施設 緊急時対策所 緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型酸素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 緊急時対策建屋情報把握設備 データ収集装置 データ表示装置 通信連絡設備 重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型酸素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 緊急時対策建屋放射線計測設備 緊急時対策建屋情報把握設備 情報収集装置 情報表示装置 通信連絡設備 緊急時対策建屋電源設備 通信連絡設備 設計基準対象の施設 通信連絡設備 警報装置及び所内通信連絡設備 所内データ伝送設備 所外通信連絡設備 所外データ伝送設備 重大事故等対処設備 通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内データ伝送設備 所外通信連絡設備 所外データ伝送設備 代替通信連絡設備	8.2 給水施設及び蒸気供給施設 給水処理設備 設計基準対象の施設 給水処理設備 重大事故等対処設備 水供給設備 冷却水設備 設計基準対象の施設 一般冷却水系 安全冷却水系 重大事故等対処設備 代替安全冷却水系 蒸気供給設備 一般蒸気系 安全蒸気系	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(26)		
		8.3 その他の主要な事項 分析設備 化学薬品貯蔵供給設備 化学薬品貯蔵供給系 窒素ガス製造供給系 酸素ガス製造供給系 火災防護設備 巻き防護対策設備 溢水防護設備 化学薬品防護設備 補機駆動用燃料供給設備 放出抑制設備 放水設備 注水設備 抑制設備 水供給設備 緊急時対策所 設計基準対象の施設 緊急時対策所 緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型酸素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 緊急時対策建屋情報把握設備 緊急時データ収集装置(D-B)盤 データ表示装置ERDS端末(D-B) 緊急時対策建屋放射線計測設備 緊急時対策建屋情報把握設備 緊急時データ収集装置(D-B)盤 データ表示装置ERDS端末(D-B) 緊急時データ収集装置(S-A)盤 情報表示装置ERDS端末(S-A) 通信連絡設備 緊急時対策建屋電源設備 通信連絡設備 設計基準対象の施設 通信連絡設備 警報装置及び所内通信連絡設備 所内データ伝送設備 所外通信連絡設備 所外データ伝送設備 重大事故等対処設備 通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内データ伝送設備 所外通信連絡設備 所外データ伝送設備 代替通信連絡設備	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	(27)	

凡例：

<注記>

注1	使用済燃料の受入れ施設等、一部の設備については省略。
----	----------------------------

<修正方針>

①	同様な機能を有する建物を纏める。また、建屋、地下水排水設備、遮蔽設備等の仕様表対象を明確化した。
②	同様な機能を有する洞道を纏める。また、洞道、遮蔽設備等の仕様表対象を明確化した。
③	重大事故等対処設備の設備区分を代替する設計基準施設の設備区分との関係を踏まえて階層又は記載順序を見直し。
④	「計測制御設備」、「安全保護回路」、「計装設備」、「代替可溶性中性子吸収材緊急供給回路」、「重大事故時可溶性中性子吸収材供給回路」及び「重大事故時供給停止回路」の各設備の使用用途を踏まえ、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等を纏める。また、設備の記載順序についても、用途を踏まえて順序を見直し。
⑤	「計測制御設備」等の検出器以外の「制御室」及び「計測制御装置」は、各設備の使用用途（制御室で監視等）を踏まえ、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等をまとめ。また、設備の記載順序についても、用途を踏まえて順序を見直し。
⑥	「制御室換気設備」の各設備の使用用途を踏まえ、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等を纏める。また、設備の記載順序についても、用途を踏まえて順序を見直し。
⑦	「制御室遮蔽設備」は建屋の一部であることを踏まえ、「建物」で纏める。
⑧	換気設備の「給気系」および「排気系」は、各設備の使用用途を踏まえて纏める。
⑨	放射線管理施設の各設備の使用用途を踏まえ、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等を纏める。また、設備の記載順序についても、用途を踏まえた順序に見直し。
⑩	代替モニタリング設備において、代替する機能（排気モニタリング、環境モニタリング）毎に設備区分を明確化した。
⑪	「再処理施設内機器」の「安全上重要な負荷」及び「一般負荷」は、各設備区分の機器が該当することから、「再処理施設内機器」の設備区分は設定しない。
⑫	「作業用電源設備」は、安全機能を有する施設以外の作業用給電に関する運用要求に係る事項であることから「作業用電源設備」の設備区分は設定しない。
⑬	「ケーブル及び電線路」は、電気設備（盤類）の附属品であることから、「ケーブル及び電線路」の設備区分は設定しない。
⑭	「燃料貯蔵設備」は、各設備の使用用途（ディーゼル発電機へ燃料を供給するための設備）を踏まえ、「ディーゼル発電機」と纏める。
⑮	「全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処するための設備」の各設備の使用用途を踏まえ、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等を纏める。
⑯	「補機駆動用燃料補給設備」は、可搬型発電機等へ燃料を補給する設備であることを踏まえ、「電気設備」の設備区分の階層に記載順序を見直し。
⑰	「水供給設備」は、「放出抑制設備」の水源として用いること等を踏まえ、設備の記載順序を見直し。
⑱	「緊急時対策建屋環境測定設備」及び「緊急時対策建屋情報把握設備」は、各設備の使用用途を踏まえ、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等を纏める。また、設備の記載順序についても、用途を踏まえた順序に見直し。
⑲	「緊急時対策建屋の遮蔽設備」は建屋の一部であることを踏まえ、「建物」で纏める。
⑳	「緊急時対策所」の「通信連絡設備」は使用用途を踏まえ、「設計基準対象の施設」間と「重大事故等対処設備」間で兼用する設備等を纏める。
㉑	「通信連絡設備」は使用用途を踏まえ、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等を纏める。

事業変更許可申請書（注1）	設工認申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	
	設工認 設備区分（注1）	兼用	修正方針
成型施設	1. 成型施設		
	燃料加工建屋		
	燃料加工建屋		
	地下水排水設備（燃料加工建屋）		
	建屋遮蔽（燃料加工建屋）		
	遮蔽扉（燃料加工建屋）		
	遮蔽蓋（燃料加工建屋）		
	施設外漏えい堰		
	貯蔵容器搬送用洞道		
	貯蔵容器搬送用洞道		
	洞道遮蔽（貯蔵容器搬送用洞道）		
原料粉末受入工程	原料粉末受入工程		
	貯蔵容器受入設備		
	ウラン受入設備		
	原料粉末受払設備		
	各装置		
	各グローブボックス		
	グローブボックス負圧・温度監視設備		
粉末調整工程	粉末調整工程		
	原料M O X粉末缶取出設備		
	各装置		
	各グローブボックス		
	一次混合設備		
	二次混合設備		
	分析試料採取設備		
	スクラップ処理設備		
	粉末調整工程搬送設備		
	グローブボックス負圧・温度監視設備		
ペレット加工工程	ペレット加工工程		
	圧縮成形設備		
	各装置		
	各グローブボックス		
	焼結設備		
	各装置		
	各グローブボックス		
	焼結炉内部温度高による過加熱防止回路		
	研削設備		
	ペレット検査設備		
	ペレット加工工程搬送設備		
	グローブボックス負圧・温度監視設備		
被覆施設	2. 被覆施設		
	燃料棒加工工程		
	スタック編成設備		
	各装置		
	各グローブボックス		
	スタック乾燥設備		
	挿入溶接設備		
	燃料棒検査設備		
	燃料棒加工工程搬送設備		
	グローブボックス負圧・温度監視設備		
組立施設	3. 組立施設		
	燃料集合体組立工程		
	梱包出荷工程		
核燃料物質の貯蔵施設	4. 核燃料物質の貯蔵施設		
	貯蔵容器一時保管設備		
	原料MOX粉末缶一時保管設備		
	ウラン貯蔵設備		
	粉末一時保管設備		
	ペレット一時保管設備		
	スクラップ貯蔵設備		
	製品ペレット貯蔵設備		
	燃料棒貯蔵設備		
	燃料集合体貯蔵設備		
	グローブボックス負圧・温度監視設備		
- (ウラン貯蔵エリア)	- (ウラン貯蔵エリア)		
- (燃料棒一時保管エリア)	- (燃料棒一時保管エリア)		
- (燃料集合体輸送容器一時保管エリア)	- (燃料集合体輸送容器一時保管エリア)		
- (ウラン輸送容器一時保管エリア)	- (ウラン輸送容器一時保管エリア)		

事業変更許可申請書（注1）	重大事故等対処設備	設工認申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	兼用	修正方針
放射性廃棄物の廃棄施設		5. 放射性廃棄物の廃棄施設			
気体廃棄物の廃棄設備		気体廃棄物の廃棄設備			
設計基準対象の施設		設計基準対象の施設			
建屋排気設備		建屋排気設備			
建屋排気ダクト		主配管（建屋排気系）			⑦
建屋排気フィルタユニット		建屋排気フィルタユニット			
建屋排風機		建屋排風機			
工程室排気設備		工程室排気設備			
工程室排気ダクト		主配管（工程室排気系）			⑦
工程室排気フィルタユニット		工程室排気フィルタユニット		外部放出抑制設備に係る範囲を重大事故等対処設備として兼用	
工程室排風機		工程室排風機			
工程室排風機入口手動ダンバ		工程室排風機入口手動ダンバ			
グローブボックス排気設備		グローブボックス排気設備			
グローブボックス排気ダクト		主配管（グローブボックス排気系）			⑦
グローブボックス給気フィルタ		グローブボックス給気フィルタ		外部放出抑制設備と代替グローブボックス排気設備に係る範囲を重大事故等対処設備として兼用	
グローブボックス排気フィルタ		グローブボックス排気フィルタ			
グローブボックス排気フィルタユニット		グローブボックス排気フィルタユニット			
グローブボックス排風機		グローブボックス排風機			
グローブボックス排風機入口手動ダンバ		グローブボックス排風機入口手動ダンバ			
給気設備		給気設備			
窒素循環設備		窒素循環設備			
窒素循環ダクト		主配管（窒素循環系系）			⑦
窒素循環ファン		窒素循環ファン			
窒素循環冷却機		窒素循環冷却機			
排気筒		排気筒			
重大事故等対処設備		重大事故等対処設備			
外部放出抑制設備		外部放出抑制設備			
グローブボックス排気ダクト		主配管（外部放出抑制系（グローブボックス））			⑦
グローブボックス給気フィルタ		グローブボックス給気フィルタ		グローブボックス排気設備と兼用	
グローブボックス排気フィルタ		グローブボックス排気フィルタ			
グローブボックス排気フィルタユニット		グローブボックス排気フィルタユニット			
工程室排気ダクト		主配管（外部放出抑制系（工程室））		工程室排気設備と兼用	⑦
工程室排気フィルタユニット		工程室排気フィルタユニット			
グローブボックス排風機入口手動ダンバ		グローブボックス排風機入口手動ダンバ		グローブボックス排氣設備と兼用	
工程室排風機入口手動ダンバ		工程室排風機入口手動ダンバ		工程室排氣設備と兼用	
グローブボックス排気閉止ダンバ		グローブボックス排気閉止ダンバ		グローブボックス排氣設備と兼用	
工程室排気閉止ダンバ		工程室排気閉止ダンバ		工程室排氣設備と兼用	
重大事故の発生を仮定するグローブボックス		重大事故の発生を仮定するグローブボックス		成形施設のグローブボックスと兼用（8GB）	
可搬型ダンバ出口風速計		可搬型ダンバ出口風速計			
代替グローブボックス排気設備		代替グローブボックス排気設備			
グローブボックス排気ダクト		主配管（代替グローブボックス排気系）			⑦
グローブボックス給気フィルタ		グローブボックス給気フィルタ		グローブボックス排氣設備と兼用	
グローブボックス排気フィルタ		グローブボックス排気フィルタ			
重大事故の発生を仮定するグローブボックス		重大事故の発生を仮定するグローブボックス		成形施設のグローブボックスと兼用（8GB）	
可搬型排風機付フィルタユニット		可搬型排風機付フィルタユニット			
可搬型フィルタユニット		可搬型フィルタユニット			
可搬型ダクト		可搬型ダクト			
工程室放射線計測設備		工程室放射線計測設備			
可搬型ダストサンプラー		可搬型ダストサンプラー			
アルファ・ベータ線用サーベイメータ		アルファ・ベータ線用サーベイメータ			
液体廃棄物の廃棄設備		液体廃棄物の廃棄設備			
低レベル廃液処理設備		低レベル廃液処理設備			
廃油保管室の廃油保管エリア		廃油保管室の廃油保管エリア			
海洋放出管理系		海洋放出管理系			
グローブボックス負圧・温度監視設備		グローブボックス負圧・温度監視設備			②※別紙1
固体廃棄物の廃棄設備		固体廃棄物の廃棄設備			

事業変更許可申請書(注1)	重大事故等対処設備	設工申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	設工認 設備区分(注1)	兼用	修正方針
放射線管理施設	6. 放射線管理施設					
設計基準対象の施設	設計基準対象の施設					⑨
屋内管理用の主要な設備	屋内管理用の主要な設備					
放射線監視設備	放射線監視設備					
屋内モニタリング設備	屋内モニタリング設備					
・ gamma線エアモニタ	・ gamma線エアモニタ					
・ 中性子線エアモニタ	・ 中性子線エアモニタ					
・ アルファ線ダストモニタ	・ アルファ線ダストモニタ					
・ エアスニッパー	・ エアスニッパー					
・ 臨界検知用ガスマニタ	・ 臨界検知用ガスマニタ					⑥※別紙1
放射線サーベイ機器	放射線サーベイ機器					
試料分析関係設備	試料分析関係設備					
放射能測定設備	放射能測定設備					
・ フード	・ フード					
・ 放射能測定設備	・ 放射能測定設備					
放出管理分析設備	放出管理分析設備					
・ フード	・ フード					
・ 放射能測定装置	・ 放射能測定装置					
環境試料測定設備	環境試料測定設備					
・ 環境試料測定設備(放射能測定を行う機器)	・ 環境試料測定設備(放射能測定を行う機器)					
個人管理設備	個人管理設備					
出入管理設備	出入管理設備					
屋外管理用の主要な設備	屋外管理用の主要な設備					
放射線監視設備	放射線監視設備					
・ 屋外モニタリング設備	・ 屋外モニタリング設備					
・ 排気モニタリング設備	・ 排気モニタリング設備					
・ 環境モニタリング設備	・ 環境モニタリング設備					
試料分析関係設備	試料分析関係設備					
放出管理分析設備	放出管理分析設備					
・ フード	・ フード					
・ 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)	・ 放射能測定装置(アルファ・ベータ線用)					②
・ 核種分析装置(gamma 線用)	・ 核種分析装置(gamma 線用)					
環境管理設備	環境管理設備					
・ 放射能観測車	・ 放射能観測車 ※					
・ 気象観測設備	・ 気象観測設備(温度計)					
	・ 気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計) ※					⑨, ⑪

事業変更許可申請書（注1）	重大事故等対処設備	設工認申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	
		設工認 設備区分（注1）	兼用	修正方針
		代替放射能観測設備 可搬型放射能観測設備 ・ ガンマ線用サーベイメータ（N a I (T I) シンチレーション）（S A） ・ ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（S A） ・ 中性子線用サーベイメータ（S A） ・ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型ダスト・よう素サンプラー（S A）		⑨
		代替気象観測設備 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 可搬型気象観測用データ伝送装置 可搬型気象観測用発電機 可搬型風向風速計 監視測定用運搬車	代替モニタリング設備及び環境モニタリング用代替電源設備と兼用する。	⑨
		環境モニタリング用代替電源設備 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	代替モニタリング設備及び代替気象観測設備と兼用する。	⑨
		個人管理設備 出入管理設備		⑨
	重大事故等対処設備	重大事故等対処設備		
	放射線監視設備 ・ 排気モニタリング設備 排気モニタ ・ 工程室排気ダクト ・ グローブボックス排気ダクト ・ 排気筒 ・ 環境モニタリング設備 モニタリングポスト ・ 環境モニタリング設備 ダストモニタ	放射線監視設備 ・ 排気モニタリング設備 排気モニタ ・ 工程室排気ダクト ・ グローブボックス排気ダクト ・ 排気筒 ・ 環境モニタリング設備 モニタリングポスト ・ 環境モニタリング設備 ダストモニタ		
	代替モニタリング設備 ・ 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ ・ 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 ・ 可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計 ・ 可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ ・ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 ・ 可搬型環境モニタリング用発電機 ・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備 中性子線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備 可搬型ダストサンプラー（S A） 監視測定用運搬車	代替モニタリング設備 ・ 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ダストモニタ ・ 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 ・ 可搬型環境モニタリング設備 可搬型線量率計 ・ 可搬型環境モニタリング設備 可搬型ダストモニタ ・ 可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 ・ 可搬型環境モニタリング用発電機 ・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備 中性子線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型建屋周辺モニタリング設備 可搬型ダストサンプラー（S A） 監視測定用運搬車		
	試料分析関係設備 ・ 放出管理分析設備 アルファ線用放射能測定装置 ・ 放出管理分析設備 ベータ線用放射能測定装置 ・ 環境試料測定設備 核種分析装置	試料分析関係設備 ・ 放出管理分析設備 アルファ線用放射能測定装置 ・ 放出管理分析設備 ベータ線用放射能測定装置 ・ 環境試料測定設備 核種分析装置		⑨
	代替試料分析関係設備 ・ 可搬型放出管理分析設備 可搬型放射能測定装置 ・ 可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置 ・ 可搬型試料分析設備 可搬型核種分析装置 ・ 可搬型排気モニタリング用発電機	代替試料分析関係設備 ・ 可搬型放出管理分析設備 可搬型放射能測定装置 ・ 可搬型試料分析設備 可搬型放射能測定装置 ・ 可搬型試料分析設備 可搬型核種分析装置 ・ 可搬型排気モニタリング用発電機		
	環境管理設備 ・ 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） ・ 放射能観測車	環境管理設備 ・ 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） ・ 放射能観測車		
	代替放射能観測設備 ・ 可搬型放射能観測設備 ・ ガンマ線用サーベイメータ（N a I (T I) シンチレーション）（S A） ・ 可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（S A） ・ 可搬型放射能観測設備 中性子線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型放射能観測設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型放射能観測設備 可搬型ダスト・よう素サンプラー（S A）	代替放射能観測設備 ・ 可搬型放射能観測設備 ・ ガンマ線用サーベイメータ（N a I (T I) シンチレーション）（S A） ・ 可搬型放射能観測設備 ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（S A） ・ 可搬型放射能観測設備 中性子線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型放射能観測設備 アルファ・ベータ線用サーベイメータ（S A） ・ 可搬型放射能観測設備 可搬型ダスト・よう素サンプラー（S A）		
	代替気象観測設備 ・ 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） ・ 可搬型気象観測用データ伝送装置 ・ 可搬型気象観測用発電機 ・ 可搬型風向風速計 ・ 監視測定用運搬車	代替気象観測設備 ・ 可搬型気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） ・ 可搬型気象観測用データ伝送装置 ・ 可搬型気象観測用発電機 ・ 可搬型風向風速計 ・ 監視測定用運搬車		
	環境モニタリング用代替電源設備 ・ 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車	環境モニタリング用代替電源設備 ・ 環境モニタリング用可搬型発電機 監視測定用運搬車		

事業変更許可申請書（注1）	設工認申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	兼用	修正方針
その他加工設備の附属施設	7. その他の加工施設			
非常用設備	7.1 非常用設備			
火災防護設備	7.1.1 火災防護設備			
安全機能を有する施設に対する火災防護設備	安全機能を有する施設に対する火災防護設備			(12)
火災発生防止設備	火災区域構造物及び火災区画構造物			(13)
水素漏えい検知装置				
火炎感知設備				
グローブボックス温度監視装置				
自動火災報知設備				
消火設備	消火設備			
消防水供給設備	消防水供給設備			
屋内消火栓	屋内消火栓			
屋外消火栓	屋外消火栓			
窒素ガス消火装置	窒素ガス消火装置			
二酸化炭素消火装置	二酸化炭素消火装置			
グローブボックス消火装置	グローブボックス消火装置			
消火器	消火器			
防火水槽	防火水槽			
ピストンダンバ	ピストンダンバ			
避圧エリア形成用自動閉止ダンバ（ダンバ作動回路を含む。）	避圧エリア形成用自動閉止ダンバ（ダンバ作動回路を含む。）			
連結散水装置	連結散水装置			
	緊急時対策建屋の消防水供給設備			
	泡消火設備又は粉末消火設備			
	ハロゲン化物消火設備			
火災影響軽減設備	火災影響軽減設備			
延焼防止ダンバ（ダンバ作動回路を含む。）	延焼防止ダンバ（ダンバ作動回路を含む。）			
防火ダンバ（3時間耐火性能を有する者に限る）	防火ダンバ（3時間耐火性能を有する者に限る）			
防火シャッタ	防火シャッタ			
防火扉	防火扉			(13)
重大事故等対処施設に対する火災防護設備	重大事故等対処施設に対する火災防護設備			
火災発生防止設備	火災発生防止設備			
水素漏えい検知装置	水素漏えい検知装置			
火炎感知設備	火炎感知設備			
グローブボックス温度監視装置	グローブボックス温度監視装置			
自動火災報知設備	自動火災報知設備			
消火設備	消火設備			
消防水供給設備	消防水供給設備			
緊急時対策建屋の消防水供給設備	緊急時対策建屋の消防水供給設備			
屋内消火栓設備	屋内消火栓設備			
窒素ガス消火装置	窒素ガス消火装置			
二酸化炭素消火装置	二酸化炭素消火装置			
グローブボックス消火装置	グローブボックス消火装置			
泡消火設備又は粉末消火設備	泡消火設備又は粉末消火設備			
ハロゲン化物消火設備	ハロゲン化物消火設備			
消火器	消火器			
ピストンダンバ	ピストンダンバ			
避圧エリア形成用自動閉止ダンバ（ダンバ作動回路を含む。）	避圧エリア形成用自動閉止ダンバ（ダンバ作動回路を含む。）			
連結散水装置	連結散水装置			
重大事故等対処設備	重大事故等対処設備			
代替火炎感知設備	代替火炎感知設備			
火災状況確認用温度計	火災状況確認用温度計			
火災状況確認用温度表示装置	火災状況確認用温度表示装置			
可搬型グローブボックス温度表示端末	可搬型グローブボックス温度表示端末			
代替消火設備	代替消火設備			
遠隔消火装置	遠隔消火装置			

事業変更許可申請書（注1）		重大事故等対処設備	設工認申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	兼用	修正方針
照明設備	避難・誘導設備 誘導灯 非常用照明 運転保安灯	7.1.2 照明設備 避難・誘導設備 誘導灯 非常用照明 運転保安灯	7.1.3 所内電源設備（電気設備） 設計基準対象の施設 非常用所内電源設備 受電開閉設備 高圧母線 低圧母線 非常用発電機 第1非常用ディーゼル発電機 非常用直流電源設備（充電器） 非常用直流電源設備（蓄電池） 非常用無停電交流電源装置	7.1.3 所内電源設備（電気設備） 設計基準対象の施設 非常用電源の供給に係る設備 非常用所内電源設備 受電開閉設備 高圧母線 燃料加工建屋の6.9kV非常用母線 ※ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線 ※ 低圧母線 燃料加工建屋の460V非常用母線 ※ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線 ※ 非常用発電機 第1非常用ディーゼル発電機 非常用直流電源設備（充電器） 非常用直流電源設備（蓄電池） 非常用無停電交流電源装置	※内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。 ※内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	⑭
所内電源設備（電気設備）	設計基準対象の施設 非常用所内電源設備 受電開閉設備 高圧母線 低圧母線 非常用発電機 第1非常用ディーゼル発電機 非常用直流電源設備（充電器） 非常用直流電源設備（蓄電池） 非常用無停電交流電源装置	7.1.3 所内電源設備（電気設備） 設計基準対象の施設 外部からMOX燃料加工施設までの電源供給に係る設備 受電開閉設備 受電開閉設備 受電変圧器 高圧母線 燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線 燃料加工建屋の6.9kV常用母線 ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線 第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線 制御建屋の6.9kV非常用母線 制御建屋の6.9kV運転予備用母線 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線 低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線 低圧母線 燃料加工建屋の460V運転予備用母線 燃料加工建屋の460V常用母線 制御建屋の460V非常用母線 制御建屋の460V運転予備用母線 低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線	※内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。 ※内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。 ※内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	⑭		
重大事故等対処設備	代替電源設備 燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル 受電開閉設備 受電開閉設備 受電変圧器 高圧母線 ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線 第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線 第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線 制御建屋の6.9kV非常用母線 制御建屋の6.9kV運転予備用母線 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線 低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線 燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線 燃料加工建屋の6.9kV常用母線 燃料加工建屋の6.9kV非常用母線 低圧母線 制御建屋の460V非常用母線 制御建屋の460V運転予備用母線 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線 低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線 燃料加工建屋の460V非常用母線 燃料加工建屋の460V運転予備用母線 燃料加工建屋の460V常用母線	重大事故等対処設備 代替電源設備 燃料加工建屋可搬型発電機 情報連絡用可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機 可搬型分電盤 可搬型電源ケーブル 受電開閉設備 受電開閉設備 受電変圧器 高圧母線 ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線 第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線 第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線 制御建屋の6.9kV非常用母線 制御建屋の6.9kV運転予備用母線 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV非常用母線 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の6.9kV常用母線 低レベル廃棄物処理建屋の6.9kV運転予備用母線 燃料加工建屋の6.9kV運転予備用母線 燃料加工建屋の6.9kV常用母線 燃料加工建屋の6.9kV非常用母線 低圧母線 制御建屋の460V非常用母線 制御建屋の460V運転予備用母線 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の460V非常用母線 低レベル廃棄物処理建屋の460V運転予備用母線 燃料加工建屋の460V非常用母線 燃料加工建屋の460V運転予備用母線 燃料加工建屋の460V常用母線	内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。 内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。 内的事象の重大事故等対処設備として兼用する。	⑭		
補機駆動用燃料補給設備	重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 補機駆動用燃料補給設備 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 軽油用タンクローリー	7.1.4 補機駆動用燃料補給設備 重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 補機駆動用燃料補給設備 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 軽油用タンクローリー	7.1.4 補機駆動用燃料補給設備 重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 補機駆動用燃料補給設備 第1軽油貯槽 第2軽油貯槽 軽油用タンクローリー		⑮	

事業変更許可申請書（注1）	重大事故等対処設備	設工認申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	兼用	修正方針
拡散抑制設備	放水設備 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計	7.1.5 拡散抑制設備 放水設備 大型移送ポンプ車 可搬型放水砲 可搬型建屋外ホース ホイールローダ 可搬型放水砲流量計 可搬型放水砲圧力計			
抑制設備	可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車	抑制設備 可搬型汚濁水拡散防止フェンス 放射性物質吸着材 小型船舶 運搬車 可搬型中型移送ポンプ運搬車			
水供給設備	第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計	7.1.6 水供給設備 第1保管庫・貯水所 第1保管庫・貯水所 地下水排水設備（第1保管庫・貯水所） 第2保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 地下水排水設備（第2保管庫・貯水所） 第1貯水槽 第2貯水槽 大型移送ポンプ車 可搬型建屋外ホース ホース展張車 運搬車 可搬型貯水槽水位計（ロープ式） 可搬型貯水槽水位計（電波式） 可搬型第1貯水槽給水流量計			①
緊急時対策所	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋フィルタユニット 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンバ 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 対策本部室差圧計 待機室差圧系 監視制御盤 緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型エリアモニタ 可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型データ伝送装置 可搬型発電機 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線 緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線 燃料油移送ポンプ 燃料油配管・弁 重油貯槽	7.1.7 緊急時対策所 緊急時対策建屋 緊急時対策建屋 地下水排水設備（緊急時対策建屋） 緊急時対策建屋遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋送風機 緊急時対策建屋排風機 緊急時対策建屋フィルタユニット 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンバ 緊急時対策建屋加圧ユニット 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 対策本部室差圧計 待機室差圧系 監視制御盤 緊急時対策建屋環境測定設備 可搬型酸素濃度計 可搬型二酸化炭素濃度計 可搬型窒素酸化物濃度計 緊急時対策建屋放射線計測設備 可搬型エリアモニタ 可搬型ダストサンプラ アルファ・ベータ線用サーベイメータ 可搬型線量率計 可搬型ダストモニタ 可搬型データ伝送装置 可搬型発電機 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線 緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線 燃料油移送ポンプ 燃料油配管・弁 重油貯槽			①
通信連絡設備	所内通信連絡設備 ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 ファクシミリ 環境中継サーバ 所外通信連絡設備 統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ	7.1.8 通信連絡設備 所内通信連絡設備 ページング装置 所内携帯電話 専用回線電話 ファクシミリ 環境中継サーバ 所外通信連絡設備 統合原子力防災ネットワークIP電話 統合原子力防災ネットワークIP-FAX 統合原子力防災ネットワークTV会議システム 一般加入電話 一般携帯電話 衛星携帯電話 ファクシミリ			

事業変更許可申請書（注1）		重大事故等対処設備	設工認申請における設備区分の見直し箇所	設計基準対象の施設と重大事故等対処設備で兼用する機器	
		代普通通信連絡設備	設工認 設備区分（注1）	兼用	修正方針
	代替通信連絡設備	通話装置のケーブル			
		可搬型通話装置			
		可搬型衛星電話（屋内用）			
		可搬型トランシーバ（屋内用）			
		可搬型衛星電話（屋外用）			
		可搬型トランシーバ（屋外用）			
	情報把握設備	緊急時対策建屋情報把握設備			
		情報収集装置			
		情報表示装置			
		データ収集装置			
		データ表示装置			
		データ収集装置(燃料加工建屋)			
		データ表示装置(燃料加工建屋)			
	制御建屋情報把握設備	情報把握計装設備用屋内伝送系統			
		建屋間伝送用無線装置			
		制御建屋データ収集装置			
		制御建屋データ表示装置			
		制御建屋可搬型情報収集装置(MOX燃料加工施設用)			
		制御建屋可搬型情報表示装置(MOX燃料加工施設用)			
		制御建屋可搬型情報収集装置			
	情報把握収集伝送設備	燃料加工建屋情報把握計装設備用屋内伝送系統			
		燃料加工建屋建屋間伝送用無線装置			
		燃料加工建屋データ収集装置			
		グローブボックス温度監視装置（伝送路）			
		グローブボックス負圧・温度監視設備（伝送路）			
		燃料加工建屋可搬型情報収集装置			
		第1保管庫・貯水所可搬型情報収集装置			
		第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置			
		情報把握計装設備可搬型発電機			
核燃料物質の検査設備及び計量設備					
	核燃料物質の検査設備	分析設備			
		各装置			
		各グローブボックス			
		グローブボックス負圧・温度監視設備			
核燃料物質の計量設備					
主要な実験設備					
小規模試験設備		各装置			
		各グローブボックス			
		小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路			
		小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路			
		グローブボックス負圧・温度監視設備			
その他の主要な事項					
	溢水防護設備				
冷却水設備					
給排水衛生設備		工業用水設備			
		飲料水設備			
		給水処理設備			
空調用冷水設備					
空調用蒸気設備					
燃料油供給設備					
窒素循環用冷却水設備					
窒素ガス設備					
水素・アルゴン混合ガス設備		混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁			
		水素ガス漏えい検知器			
		混合ガス緊急遮断弁			
		混合ガス製造装置			
		混合ガス充填装置			
		混合ガス供給装置			
アルゴンガス設備					
水素ガス設備					
非管理区域換気空調設備					
荷役設備					
選別・保管設備		ヘリウムガス設備			
		酸素ガス設備			
		圧縮空気供給設備			

凡例：

<注記>

注1	成型施設等、一部の設備については省略。
----	---------------------

<修正方針>

①	建物・構築物の構成を各設備区分に展開したことに伴う見直し。また、地下水排水設備、建屋遮蔽等の仕様表対象を明確化した。
②	グローブボックス負圧・温度監視設備に係る修正方針は、別紙1にて考え方を示す。
③	「焼結炉内部温度高による過加熱防止回路」及び「小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路」に係る修正方針は、別紙1にて考え方を示す。
④	「小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路」に係る修正方針は、別紙1にて考え方を示す。
⑤	「混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路」及び「混合ガス濃度異常遮断弁」に係る修正方針は、別紙1にて考え方を示す。
⑥	「臨界検知用ガスマニタ」に係る修正方針は、別紙1にて考え方を示す。
⑦	仕様表名称に記載を見直し。
⑧	「工程室放射線計測設備」は、核燃料物質等の閉じ込める機能の喪失に対処に係る核燃料物質等の回収の際に工程室内に飛散した核燃料物質等の濃度を計測する設備である。重大事故時に工程室内の放射線を測定する観点から、放射線管理設備の代替モニタリング設備に位置づけを見直した。
⑨	放射線管理施設の各設備の仕様用途を踏まえ、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等をまとめる。また、設備の記載順序についても、用途を踏まえた順序に見直し。
⑩	代替モニタリング設備において、代替する機能（排気モニタリング、環境モニタリング）毎に設備区分を明確化した。
⑪	「放出管理分析設備の放射能測定装置」及び「環境試料測定設備の環境試料測定設備」の使用用途及び重大事故等対処設備との兼用の範囲を明確化するため、機器を細分化した。
⑫	「安全機能を有する施設に対する火災防護設備」及び「重大事故等対処施設に対する火災防護設備」を合わせて火災防護設備として申請する。
⑬	「火災区域構造物及び火災区画構造物」を追加する。なお、防火扉は「火災区域構造物及び火災区画構造物」に含める。
⑭	第24条非常用電源設備の要求外となる常用母線等について、明確になるよう設備区分の見直し。また、「設計基準対象の施設」と「重大事故等対処設備」で兼用する設備等をまとめる。
⑮	補機駆動用燃料補給設備は、「第1軽油貯槽」、「第2軽油貯槽」及び「軽油用タンクローリー」であり、階層を見直した。
⑯	事業変更許可の「空調用冷水設備」、「空調用蒸気設備」、「燃料油供給設備」及び「非管理区域換気空調設備」を「空調用設備」として同じ設備区分でまとめた。
⑰	事業変更許可の「窒素循環用冷却水設備」及び「窒素ガス設備」を「窒素循環関係設備」として同じ設備区分でまとめた。 また、設備の目的を明確にするため、設備名称を以下の通り見直す。 「窒素循環用冷却水設備」⇒「窒素循環冷却機用冷却水設備」 窒素循環冷却機への冷却水供給であることを明確化した。 「窒素ガス設備」⇒「窒素ガス供給設備」 窒素ガスを供給する設備であることを明確化した。
⑱	事業変更許可の「水素・アルゴン混合ガス設備」、「アルゴンガス設備」及び「水素ガス設備」を「水素・アルゴンガス用設備」として同じ設備区分でまとめた。
⑲	事業変更許可の「ヘリウムガス設備」、「酸素ガス設備」及び「圧縮空気供給設備」を「その他ガス設備」として同じ設備区分でまとめた。
⑳	記載順序の見直し。
㉑	放射線サーベイ機器の使用用途を踏まえて、機器を細分化した。
㉒	放射能測定設備の放射能測定装置の使用用途を踏まえて、機器を細分化した。
㉓	気象観測設備の重大事故等対処設備の兼用範囲を明確にするため、機器を細分化した。

MOX 燃料加工施設における設備区分の整理

1. MOX 燃料加工施設における計装関係設備

加工施設の事業許可基準規則及び技術基準規則では、再処理施設の規則のように計測制御施設等の項目がないことから、MOX 燃料加工施設における計装関係設備は事業変更許可申請書において、各設備に分類されている。

設工認申請書で計装関係設備の設計方針等を説明する際、計装関係設備の系統や検出、出力等の関係する設計の説明を合理的に行えるよう、設備区分の再整理を検討した。

MOX 燃料加工施設における計装関係設備としては、以下のものがある。

(1) 申請対象設備において機種を計装/放管設備としている設備

- ① サンプ液位
- ② 漏えい液受皿液位
- ③ ガンマ線エリアモニタ等の放射線管理施設の設備
- ④ グローブボックス温度監視装置（安全上重要な施設のグローブボックスの火災感知のための設備（火災防護設備））
- ⑤ 可搬型放水砲流量計等の重大事故等対処設備（拡散抑制設備、水供給設備、緊急時対策建屋関連設備）
- ⑥ 警報設備等の条文に関する焼結炉内部温度高による過加熱防止回路等の設備

(2) 上記以外の計装関係設備

- ① 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置等の放射線管理施設の設備
- ② 水素漏えい検知装置、自動火災報知設備等の火災防護設備関連の設備
- ③ 情報収集装置等の情報把握設備関連の設備
- ④ 臨界検知用ガスマニタ
- ⑤ グローブボックス負圧・温度監視設備

上記の計装関係設備について、設工認申請書での設計方針の説明方法を考慮し、技術基準規則への適合性、事業変更許可との整合の観点から、火災防護設備等の設備区分に分類すること適切な設備については事業変更許可申請書で示した設備区分で設計方針等を示す。

具体的には、ガンマ線エリアモニタ等の放射線管理施設の設備、グローブボックス温度監視装置、可搬型放水砲流量計等の重大事故等対処設備がこれに該当する。

グローブボックス温度監視装置については、安全上重要な施設のグローブボックスの火災感知のための設備であり、グローブボックス内の温度により火災を検知し、消

火設備に信号を送り、消火設備を作動させることが一連の動作である)これらの設計方針を火災防護設備として説明する。

一方、技術基準規則と直接関係せず、事業変更許可との整合の観点で説明が必要な設備で、検出端から検出結果を表示する盤、検出結果を受けた弁等の動作端までの一連の設計方針を示すことが適切な設備については、「警報関連設備」として設備区分を整理した。

具体的には、以下の設備を警報関連設備区分とする。

- 臨界検知用ガスモニタ
- グローブボックス負圧・温度監視設備
- 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路等の設備
 - ✓ 焼結炉内部温度高による過加熱防止回路
 - ✓ 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路
 - ✓ 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路
 - ✓ 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路及び混合ガス濃度異常遮断弁

なお、上記設備の設計として検出端から検出結果を表示する盤、検出結果を受けた弁等の動作端までの一連の設計方針を示すこととし、申請対象設備リストにおいては、上記設備に制御盤等の盤類を含むこととする(個別に制御盤等の盤類をリストに示すことはしない)。

「警報関連設備」に係る基本設計方針については、各設備の設計方針として示し、詳細設計に係る添付書類での説明については、「V-1-1-11 警報設備等に関する説明書」に示す。当該説明書において、検出結果を表示する盤に係る設計方針についても示す。

2. MOX 燃料加工施設におけるその他の主要な設備

「7.4 その他の主要な事項」における各設備の区分をその機能等をもとに再整理した。

具体的には、上記分類のうち、溢水防護設備以外の設備であり、そのうちグローブボックス負圧・温度監視設備等の計装関係設備については、1. に再整理の結果を示す。

それ以外の「空調用冷水設備」、「空調用蒸気設備」、「窒素循環用冷却水設備」、「水素・アルゴン混合ガス設備」等の設備が対象である。再整理の結果、設備区分を変更する設備に係る再整理の考え方を以下に示す。

(1) 空調用設備

事業変更許可申請書において「空調用冷水設備」「空調用蒸気設備」「燃料油供給

設備」「非管理区域換気空調設備」として個別の設備区分を設けていた設備は、閉じ込め機能や廃棄設備、換気設備に含まれるグローブボックス排気設備等に対し、一般の空調関係の設備であることから、上記廃棄設備等とは区別し、その他の主要な設備の「空調用設備」として整理した。

(2) 室素循環関係設備

事業変更許可申請書において「窒素循環用冷却水設備」「窒素ガス設備」として個別の設備区分を設けていた設備である。

窒素循環用冷却水設備は、廃棄設備の窒素循環設備の冷却設備に冷却水を供給するための設備で、窒素循環設備の補助的設備の位置づけであることから、气体廃棄物の廃棄設備ではなく、事業変更許可申請書と同様にその他の主要な設備に区分し、さらに、窒素循環設備へ追加供給を行うため窒素ガスや設備の洗浄用等に使用する窒素ガスを供給する「窒素ガス設備」と合せて「窒素循環関係設備」として整理した。

また、「窒素ガス設備」の使用用途を踏まえ、名称を「窒素ガス供給設備」に変更する。

(3) 水素ガス・アルゴンガス用設備

事業変更許可申請書において「水素・アルゴン混合ガス設備」「アルゴンガス設備」「水素ガス設備」として個別の設備区分を設けていた設備である。これらは水素ガス・アルゴンガスに関係する設備であることから、「水素ガス・アルゴンガス用設備」として整理した。

(4) その他ガス設備

生産に係る「ヘリウムガス設備」、「酸素ガス設備」、「圧縮空気供給設備」は、事業変更許可申請書において「その他設備」として個別の設備区分を設けていた設備である。

ヘリウムガス設備は、溶接雰囲気用ガスや分析用のキャリアガスとして使用するヘリウムガスを供給する設備である。

酸素ガス設備 分析用のキャリアガスとして使用する酸素ガスを供給する設備である。

圧縮空気供給設備 弁、ダンパ、エアシリンダ等の駆動用、装置の洗浄用、分析用のキャリアガスとして圧縮空気を供給する設備である。

上記の設備をその他ガス設備として整理した。

以上